

Doc No. FRO-TA-0087/REV. 0

令和四年 1月 7 日

原子力規制委員会 殿

茨城県日立市幸町三丁目 1 番 1 号

日立 G E ニュークリア・エナジー株式会社

取締役社長 佐藤 深一郎

発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請書

本文及び添付書類の一部補正について

令和二年 3 月 31 日付け Doc No. FRO-TA-0055/REV. 0 をもって申請しました発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請書の本文及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請書の本文及び添付書類を別添 1 及び別添 2 のとおり補正する。

以上

別添 1

本文の一部補正

本文を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
1～ 23	上 1～ 下 1	(記載変更)	(別紙 1 の記載に変更する。)

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称　日立G E ニュークリア・エナジー株式会社
住所　　茨城県日立市幸町三丁目1番1号
代表者の氏名　取締役社長 佐藤 深一郎

二 特定機器の種類

特定兼用キャスク

三 特定機器の名称及び型式

HDP-69BCH(B)型

四 特定機器の構造及び設備

1. 構造

HDP-69BCH(B)型は、軽水減速、軽水冷却、沸騰水型原子炉(以下「BWR」という。)で発生した使用済燃料を貯蔵する機能を有するとともに、使用済燃料の原子力発電所敷地外への運搬に使用する輸送容器の機能を併せ持ち、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第二条第2項第四十一号に規定する金属製の特定兼用キャスク(以下「特定兼用キャスク」という。)である。HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料が臨界に達することを防止する機能(以下「臨界防止機能」という。)、特定兼用キャスクに収納された使用済燃料からの放射線を遮蔽する機能(以下「遮蔽機能」という。)、特定兼用キャスクに収納された使用済燃料の崩壊熱を除去する機能(以下「除熱機能」という。)、及び特定兼用キャスクに収納された使用済燃料を閉じ込める機能(以下「閉じ込め機能」という。)といった安全性を確保するために必要な機能(以下「安全機能」という。)を有する構造とする。

HDP-69BCH(B)型は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の関連法規の要求を満足するとともに、原則として、現行国内法規に基づく規格及び基準等によって設計する。

イ. 使用済燃料の臨界防止に関する構造

HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料の臨界防止に関して、次の方針に基づき安全設計を行う。

(1) 特定兼用キャスク単体として臨界を防止するための設計方針

・HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクの内部に格子状のバスケットを設け、バスケットの格子の中に使用済燃料集合体を収納することにより、使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持できる設計とする。

- ・HDP-69BCH(B)型は、中性子吸收能力を有するほう素を偏在することなく添加したバスケットプレートをバスケットの構成部材に使用することにより、臨界を防止する設計とする。
 - ・HDP-69BCH(B)型は、HDP-69BCH(B)型の特定兼用キャスク貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）への搬入から搬出までの乾燥状態、及びHDP-69BCH(B)型に使用済燃料集合体を収納する際に冠水状態となること等、技術的に想定されるいかなる場合でも、中性子実効増倍率が0.95以下となるように設計する。
- (2) 臨界防止機能の一部を構成するバスケットの構造健全性を保つための設計方針
- ・HDP-69BCH(B)型のバスケットプレートは、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食等の経年変化に対して十分な信頼性を有する材料を選定し、その必要とされる強度及び性能を維持することで、設計貯蔵期間を通じて使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持するために必要な構造健全性が保たれる設計とする。
- (3) 特定兼用キャスク相互の中性子干渉を考慮した臨界防止のための設計方針
- HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスク相互の中性子干渉を考慮した臨界防止について、中性子実効増倍率が0.95以下となるように設計する。上記における特定兼用キャスク単体による臨界防止評価において、特定兼用キャスクの境界条件を完全反射条件（無限配列）として特定兼用キャスク相互の中性子干渉による影響を考慮することで、複数の特定兼用キャスクが接近する等の技術的に想定されるいかなる場合でも使用済燃料集合体が臨界に達するおそれがない設計とする。
- (4) 臨界評価において、未臨界性に有意な影響を与える因子の考慮
- HDP-69BCH(B)型の臨界評価において、中性子実効増倍率が0.95以下となるように設計する。この際、未臨界性に有意な影響を与える因子については以下のとおり考慮し、設計する。
- ①乾燥状態及び冠水状態で臨界評価を実施する。
 - ②バスケット格子内の使用済燃料集合体は、中性子実効増倍率が最大となるように、配置する。
 - ③特定兼用キャスク周囲を完全反射条件（無限配列）とする。
 - ④バスケットの板厚及び内のりの寸法公差、並びに中性子吸収材の製造公差を考慮し、中性子吸収材のほう素添加量を仕様上の下限値とする。
 - ⑤燃焼度クレジット（使用済燃料集合体の燃焼に伴う反応度低下）は考慮しない。また、使用済燃料集合体は最も反応度の高い高燃焼度8×8燃料とする。
 - ⑥乾燥状態の中性子実効増倍率の評価に当たっては、使用済燃料集合体の燃料棒に含まれる可燃性毒物であるガドリニアの存在を無視する。
 - ⑦冠水状態の中性子実効増倍率の評価に当たっては、ガドリニアによる燃焼初期の反応度抑制効果を考慮した上で、収納対象となる使用済燃料集合体の反

応度が最も高くなる条件を包絡できるよう、炉心装荷冷温状態での燃料集合体の無限増倍率が 1.3 となる燃料モデル(モデルバンドル)を仮定する。

ロ. 放射線の遮蔽に関する構造

HDP-69BCH(B)型は、放射線の遮蔽に関して、次の方針に基づき安全設計を行う。

- (1) HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料集合体から放出される放射線を特定兼用キャスクの本体及び蓋部により遮蔽する設計とし、ガンマ線遮蔽材には十分な厚みを有する鋼製の材料を用い、中性子遮蔽材にはレジンを用いて設計する。
- (2) 設計貯蔵期間における特定兼用キャスクの中性子遮蔽材の熱による遮蔽機能の低下を考慮しても、特定兼用キャスク表面及び特定兼用キャスク表面から 1 m の位置における線量当量率は、それぞれ 2 mSv/h 以下、 $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下となるように設計する。
- (3) ガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材は、設計貯蔵期間中の温度、放射線及びその環境下での腐食等の経年変化に対して十分な信頼性のある材料を用いて設計する。
- (4) HDP-69BCH(B)型の遮蔽機能に関する評価は、収納する使用済燃料の種類、燃焼度、冷却期間等の条件から、遮蔽評価の結果が厳しくなる入力条件を設定した上で、線源強度を求める。特定兼用キャスクの実形状を二次元円筒形状でモデル化し、特定兼用キャスク表面及び特定兼用キャスク表面から 1 m 離れた位置における線量当量率を求め、上記に示す線量当量率の基準を満足することを確認する。

ハ. 使用済燃料の除熱に関する構造

HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料の除熱に関して、次の方針に基づき安全設計を行う。

HDP-69BCH(B)型は、動力を用いずに使用済燃料の崩壊熱を適切に除去するため、使用済燃料の崩壊熱を HDP-69BCH(B)型の表面に伝え、周囲空気等に伝達することにより除去できる設計とする。

また、HDP-69BCH(B)型は、以下のとおり使用済燃料集合体の温度及び HDP-69BCH(B)型の温度を制限される値以下に維持する方針とする。

(1) 使用済燃料集合体の温度を制限される値以下に維持するための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、燃料被覆管の温度については、燃料被覆管のクリープ破損及び燃料被覆管の機械的特性の低下を防止する観点から、燃料被覆管の累積クリープひずみが 1% を超えない温度、照射硬化の回復により燃料被覆管の機械的特性が著しく低下しない温度、及び水素化物の再配向により燃料被覆管の機械的特性が低下しない温度以下とし、使用済燃料集合体の健全性が維持される温度以下となるように設計する。

HDP-69BCH(B)型は、当該特定兼用キャスクの周囲温度等を前提とするとともに、収納する使用済燃料集合体の種類、燃焼度、冷却期間等の条件より、除熱評価の結果が厳しくなる入力条件を設定した上で求めた使用済燃料集合体の崩壊熱量及び使用済燃料集合体の燃焼度に応じた収納配置等を考慮した除熱評価を行う。

(2) 特定兼用キャスクの温度を制限される値以下に維持するための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクの構成部材の健全性が保たれる温度以下となるように設計する。

HDP-69BCH(B)型は、HDP-69BCH(B)型の周囲温度等を前提とするとともに、収納する使用済燃料集合体の種類、燃焼度、冷却期間等の条件から、除熱評価の結果が厳しくなる入力条件を設定した上で求めた使用済燃料集合体の崩壊熱量、使用済燃料集合体の燃焼度に応じた収納配置等を考慮した除熱評価を行う。なお、除熱評価では、設置方法に応じたモデル化を行う。

また、HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料集合体及び特定兼用キャスクの温度が制限される値以下に維持されていることを評価するために、特定兼用キャスク外表面の温度を測定できる設計とする。

二. 使用済燃料の閉じ込めに関する構造

HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料の閉じ込めに関して、次の方針に基づき安全設計を行う。

(1) 使用済燃料集合体を内封する空間を負圧に維持するための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、長期にわたって閉じ込め機能を維持する観点から、HDP-69BCH(B)型の蓋及び蓋貫通孔のシール部に金属ガスケットを用いることにより、設計貯蔵期間を通じて、使用済燃料集合体を内封する空間を不活性雰囲気に保つとともに負圧に維持する設計とする。

(2) 使用済燃料集合体を内封する空間を容器外部から隔離するための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクの蓋部を一次蓋及び二次蓋による二重の閉じ込め構造とし、一次蓋と二次蓋との空間部(以下「蓋間」という。)を正圧に維持することにより圧力障壁を形成し、使用済燃料集合体を内封する空間を特定兼用キャスク外部から隔離する設計とする。

(3) 閉じ込め機能を監視するための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、蓋間の圧力を測定することにより閉じ込め機能を監視できる設計とする。

ホ. 地震による損傷の防止に関する構造

HDP-69BCH(B)型は、地震による損傷の防止に関して、次の方針に基づき安全設計を行う。

- (1) 地盤の十分な支持を想定して特定兼用キャスクを基礎等に固定し、かつ、その安全機能を損なわない方法
- ・HDP-69BCH(B)型は、地盤の十分な支持を想定して特定兼用キャスクを基礎等に固定し、かつ、その安全機能を損なわない方法（以下「基礎等に固定する設置方法」という。）として、貯蔵施設内の貯蔵架台等に固定された状態で、たて置き又は横置きに設置できる設計とする。
 - ・HDP-69BCH(B)型は、自重その他の貯蔵時に想定される荷重と「兼用キャスクが安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる地震力等を定める告示」（以下「兼用キャスク告示」という。）に定める地震力を組み合わせた荷重条件に対して、特定兼用キャスクの基礎等に固定する支持部（トラニオン）は、破断延性限界に対して十分な余裕を有することで特定兼用キャスクが転倒せず、特定兼用キャスクに要求される安全機能に影響を及ぼさない設計とする。
 - ・上記の荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。
- (2) 特定兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対してその安全機能を損なわない方法
- ・HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対してその安全機能を損なわない方法（以下「蓋部が金属部へ衝突しない設置方法」という。）として、貯蔵施設内でHDP-69BCH(B)型の両端に貯蔵用緩衝体を装着した状態で、横置きに設置できる設計とする。また、貯蔵用緩衝体の装着により、兼用キャスク告示に定める地震力による特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない、蓋部が金属部へ衝突しない方法で設置できる設計とする。
 - ・HDP-69BCH(B)型は、自重その他の貯蔵時に想定される荷重と兼用キャスク告示に定める地震力を組み合わせた荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。

ヘ. 津波による損傷の防止に関する構造

HDP-69BCH(B)型は、津波による損傷の防止に関して、次の方針に基づき安全設計を行う。

- (1) HDP-69BCH(B)型は、兼用キャスク告示に定める津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突による荷重が同時に作用する荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。
- (2) 兼用キャスク告示に定める津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突による荷重が同時に作用する荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有する等、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。

ト. 竜巻による損傷の防止に関する構造

HDP-69BCH(B)型は、竜巻による損傷の防止に関して、次の方針に基づき安全設計を行う。

- (1) HDP-69BCH(B)型は、兼用キャスク告示に定める竜巻による荷重及び設計飛来物の衝突による荷重を組み合わせた荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。
- (2) 兼用キャスク告示に定める竜巻による荷重及び設計飛来物の衝突による荷重を組み合わせた荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有する等、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。HDP-69BCH(B)型に衝突し得る設計飛来物は、原子力発電所の竜巻影響評価ガイドを踏まえて、飛来物の種類、寸法、質量及びその最大速度を設定する。

チ. その他の主要な構造

HDP-69BCH(B)型は、イからトに加え、次の方針に基づき安全設計を行う。

- (1) HDP-69BCH(B)型は、安全機能を維持する上で必要な構成部材には、設計貯蔵期間における温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れ等の経年変化に対して十分な信頼性のある材料を選定し、その必要とされる強

度、性能を維持し、使用済燃料の健全性を確保する設計とする。

- (2) HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスク本体内面、バスケット及び使用済燃料集合体の腐食等を防止するために、使用済燃料集合体を不活性ガスであるヘリウムガスとともに封入し、特定兼用キャスク本体及び蓋部表面の必要な箇所には、塗装等による防錆措置を施す設計とする。
- (3) HDP-69BCH(B)型は、輸送用緩衝体及び三次蓋を取り付けて輸送できる構造を有する設計とする。
- (4) HDP-69BCH(B)型は、自重、内圧、外圧、熱荷重等に加え、貯蔵施設内の取扱時の荷重を考慮しても特定兼用キャスクの安全機能を維持できる設計とする。

2. 主要な設備及び機器の種類

特定兼用キャスク

種類	鍛造キャスク(鋼一レジン遮蔽体タイプ)
全質量(使用済燃料集合体を含む。)	約 119 t
寸法	
全長	約 5.4 m
外径	約 2.5 m

3. 貯蔵する使用済燃料集合体の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力

イ. 使用済燃料集合体の種類

BWR 使用済燃料集合体

新型 8×8 燃料

新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料

高燃焼度 8×8 燃料

使用済燃料集合体を HDP-69BCH(B)型へ収納するに当たり、使用済燃料集合体の種類、燃焼度及び冷却期間に応じて配置(i)から配置(ii)の収納位置に制限される。使用済燃料集合体の収納条件を第4図から第8図に示す。

(1) 新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 8×8 燃料を収納する場合

配置(i) (第4図参照)

収納する使用済燃料集合体の最高燃焼度	40,000 MWd/t 以下
収納する使用済燃料集合体の平均燃焼度	34,000 MWd/t 以下
冷却期間	18 年以上

配置(ii) (第5図から第7図参照)

収納する使用済燃料集合体の最高燃焼度	48,000 MWd/t 以下 ^{*1}
収納する使用済燃料集合体の平均燃焼度	40,000 MWd/t 以下 ^{*1}

冷却期間	22 年以上*2
注記 *1：軸方向燃焼度が確認された使用済燃料集合体を収納可能とする。	
*2：収納位置によっては冷却期間 20 年以上の使用済燃料集合体を収納可能とする。	

(2) 新型 8×8 燃料のみを収納する場合

配置(iii)(第 8 図参照)

収納する使用済燃料集合体の最高燃焼度	34,000 MWd/t 以下
収納する使用済燃料集合体の平均燃焼度	29,000 MWd/t 以下
冷却期間	28 年以上

□. 最大貯蔵能力

特定兼用キャスク 1 基当たりの貯蔵能力

BWR 使用済燃料集合体	69 体
最大崩壊熱量	13.8 kW

五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

1. 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲

以下に示す条件により設計された特定兼用キャスクを使用することができる貯蔵施設であること。

1.1 基礎等に固定する設置方法

特定兼用キャスクの設計貯蔵期間	60 年以下
特定兼用キャスクの貯蔵場所	貯蔵建屋内
特定兼用キャスクの貯蔵姿勢	たて置き又は横置き
貯蔵用緩衝体の有無	なし
特定兼用キャスクの設置方式	貯蔵架台上に設置
特定兼用キャスクの固定方式	トラニオン固定
特定兼用キャスクの全質量 (使用済燃料集合体を含む。)	約 119 t
特定兼用キャスクの主要寸法	全長 約 5.4 m 外径 約 2.5 m
特定兼用キャスク表面における線量当量率	2 mSv/h 以下
特定兼用キャスク表面から 1m 離れた位置 における線量当量率	100 μ Sv/h 以下
貯蔵区域における特定兼用キャスク周囲温度	最低温度 -22.4 °C 最高温度 45 °C
貯蔵区域における貯蔵建屋壁面温度	最高温度 65 °C
地震力	加速度 水平 2,300 Gal 及び 鉛直 1,600 Gal* ¹ 又は 速度 水平 2 m/s 及び 鉛直 1.4 m/s* ¹
津波の算出条件	浸水深 10 m* ¹ 流速 20 m/s* ¹ 漂流物質量 100 t
竜巻の算出条件	風速 100 m/s* ¹ 設計飛来物 第 1 表のとおり* ²

注記*1：兼用キャスク告示に規定される値

*2：兼用キャスクが竜巻により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な竜巻として原子力規制委員会が別に定める竜巻により、特定兼用キャスクに衝突し得る飛来物

1.2 蓋部が金属部へ衝突しない設置方法

特定兼用キャスクの設計貯蔵期間	60 年以下
特定兼用キャスクの貯蔵場所	貯蔵建屋内
特定兼用キャスクの貯蔵姿勢	横置き
貯蔵用緩衝体の有無	あり
特定兼用キャスクの設置方式	貯蔵架台上に設置
特定兼用キャスクの固定方式	トラニオン固定
特定兼用キャスクの全質量 (使用済燃料集合体を含む。)	約 119 t
特定兼用キャスクの主要寸法	全長 約 5.4 m 外径 約 2.5 m
特定兼用キャスク表面における線量当量率	2 mSv/h 以下
特定兼用キャスク表面から 1m 離れた位置 における線量当量率	100 μ Sv/h 以下
貯蔵区域における特定兼用キャスク周囲温度	最低温度 -22.4 °C 最高温度 45 °C
貯蔵区域における貯蔵建屋壁面温度	最高温度 65 °C
地震力	加速度 水平 2,300 Gal 及び 鉛直 1,600 Gal ^{*1} 又は 速度 水平 2 m/s 及び 鉛直 1.4 m/s ^{*1}
津波の算出条件	浸水深 10 m ^{*1} 流速 20 m/s ^{*1} 漂流物質量 100 t
竜巻の算出条件	風速 100 m/s ^{*1} 設計飛来物 第1表のとおり ^{*2}

注記 *1：兼用キャスク告示に規定される値

*2：兼用キャスクが竜巻により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置
のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な竜巻として原子力規制
委員会が別に定める竜巻により、特定兼用キャスクに衝突し得る飛来物

2. 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の条件

発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請時に別途確認を要する条件は以下のとおりである。

2.1 基礎等に固定する設置方法

- ・特定兼用キャスクの設置場所の地盤は十分に支持することができる地盤であること。
- ・HDP-69BCH(B)型に使用済燃料集合体を収納するに当たっては、特定兼用キャスクの臨界防止機能に関する評価で考慮した因子についての条件又は範囲を逸脱しないような措置、並びに、特定兼用キャスクの遮蔽機能及び除熱機能に関する評価で考慮した使用済燃料集合体の燃焼度に応じた使用済燃料集合体の配置の条件又は範囲を逸脱しないような措置が講じられること。
- ・HDP-69BCH(B)型は、貯蔵建屋の損傷によりその遮蔽機能が著しく低下した場合においても、工場等周辺の実効線量は周辺監視区域外における線量限度を超えないこと。
- ・HDP-69BCH(B)型を貯蔵する貯蔵建屋は、特定兼用キャスクの除熱機能を阻害しない設計であること。また、貯蔵建屋の給排気口は、積雪等により閉塞しない設計であること。
- ・HDP-69BCH(B)型を含めた特定兼用キャスク周囲温度及び貯蔵区域における貯蔵建屋壁面温度が、1.1に示したそれぞれの最高温度以下であること。さらに、貯蔵建屋内の周囲温度が異常に上昇しないことを監視できること。
- ・HDP-69BCH(B)型の万一の閉じ込め機能の異常に対する修復性の考慮がなされていること。
- ・地震時の周辺施設からの波及的影響によって、HDP-69BCH(B)型の安全機能が損なわれないこと。
- ・設計竜巻により HDP-69BCH(B)型に衝突し得る飛来物(設計飛来物)の条件が 1.1 に示した設計飛来物の条件に包絡されていること。
- ・原子炉等規制法第四十三条の三の九第1項に基づく設計及び工事の計画の認可の申請までに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十一条第2項の規則に基づく輸送容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けること。

2.2 蓋部が金属部へ衝突しない設置方法

- ・貯蔵用緩衝体の装着により、特定兼用キャスク蓋部が金属部へ衝突しない方法で設置することについて、(一社)日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格」に規定される供用状態 D に対して、貯蔵用緩衝体は、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部材が許容基準を満足するために必要な緩衝性能

を有すること。

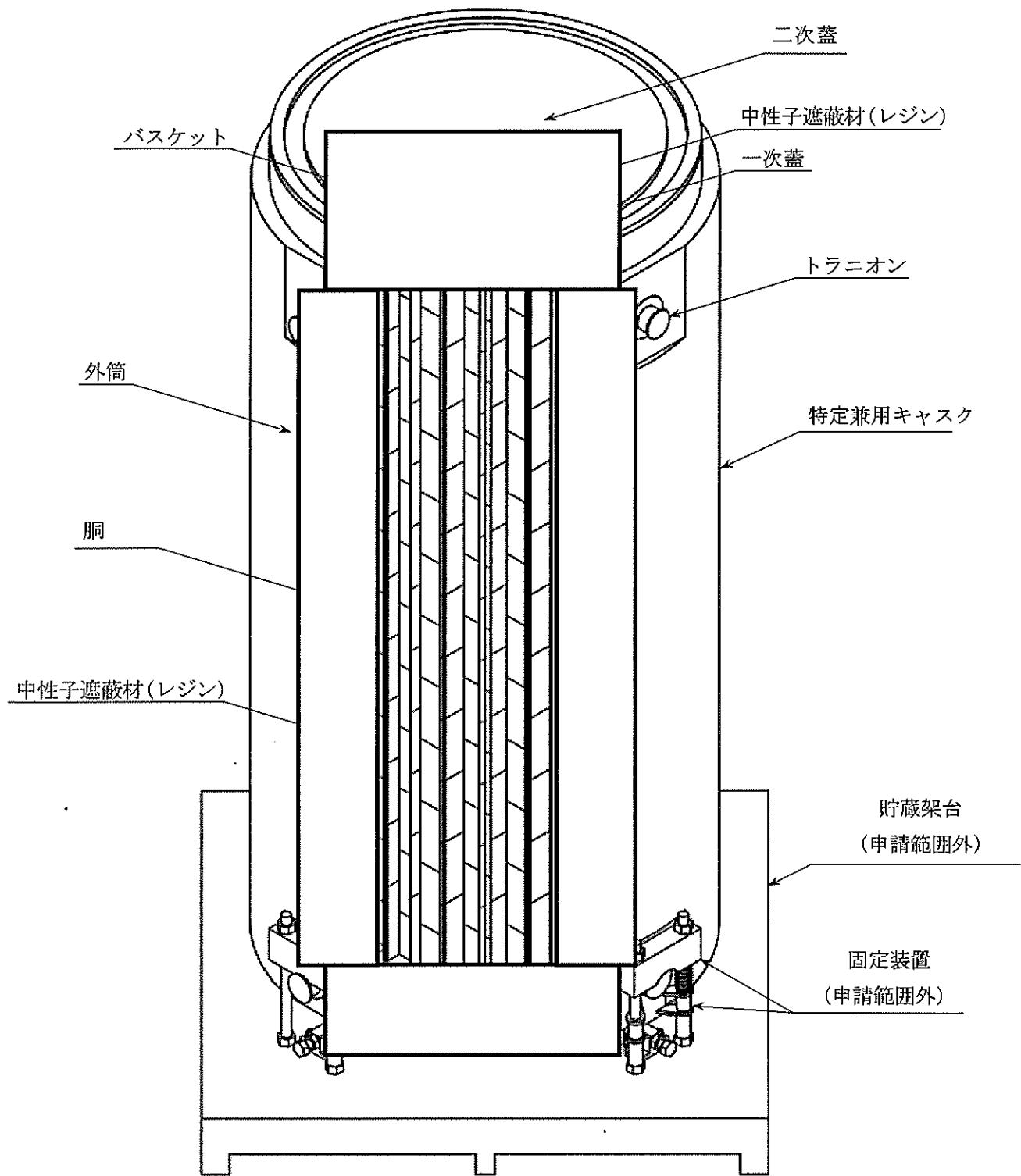
- ・HDP-69BCH(B)型に使用済燃料集合体を収納するに当たっては、特定兼用キャスクの臨界防止機能に関する評価で考慮した因子についての条件又は範囲を逸脱しないような措置、並びに、特定兼用キャスクの遮蔽機能及び除熱機能に関する評価で考慮した使用済燃料集合体の燃焼度に応じた使用済燃料集合体の配置の条件又は範囲を逸脱しないような措置が講じられること。
- ・HDP-69BCH(B)型は、貯蔵建屋の損傷によりその遮蔽機能が著しく低下した場合においても、工場等周辺の実効線量は周辺監視区域外における線量限度を超えないこと。
- ・HDP-69BCH(B)型を貯蔵する貯蔵建屋は、特定兼用キャスクの除熱機能を阻害しない設計であること。また、貯蔵建屋の給排気口は、積雪等により閉塞しない設計であること。
- ・HDP-69BCH(B)型を含めた特定兼用キャスク周囲温度及び貯蔵区域における貯蔵建屋壁面温度が、1.2に示したそれぞれの最高温度以下であること。さらに、貯蔵建屋内の周囲温度が異常に上昇しないことを監視できること。
- ・HDP-69BCH(B)型の万一の閉じ込め機能の異常に対する修復性の考慮がなされていること。
- ・地震時の貯蔵施設からの波及的影響によって、HDP-69BCH(B)型の安全機能が損なわれないこと。
- ・設計竜巻により HDP-69BCH(B)型に衝突し得る設計飛来物の条件が 1.2 に示した設計飛来物の条件に包絡されていること。
- ・原子炉等規制法第四十三条の三の九第 1 項に基づく設計及び工事の計画の認可の申請までに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十一条第 2 項の規定に基づく輸送容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けること。

申請書添付参考図目録

- 第1表 設計飛来物について (添付書類一表1-10-2)
- 第1図 HDP-69BCH(B)型構造図
(基礎等に固定する設置方法(たて置き)の例) (添付書類一図1-1-1)
- 第2図 HDP-69BCH(B)型構造図
(基礎等に固定する設置方法(横置き)の例) (添付書類一図1-1-2)
- 第3図 HDP-69BCH(B)型構造図
(蓋部が金属部へ衝突しない設置方法の例) (添付書類一図1-1-3)
- 第4図 使用済燃料集合体の収納位置条件(配置(i))
(新型8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度8×8 燃料を混載収納する場合)
(添付書類一図1-2-1)
- 第5図 使用済燃料集合体の収納位置条件(配置(ii))
(新型8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度8×8 燃料を混載収納する場合)
(添付書類一図1-2-2)
- 第6図 配置(ii)で収納する使用済燃料集合体の軸方向燃焼度 (添付書類一図1-2-3)
- 第7図 配置(ii)で収納する使用済燃料集合体の軸方向燃焼度確認フローの例
(添付書類一図1-2-4)
- 第8図 使用済燃料集合体の収納位置条件(配置(iii))
(新型8×8 燃料のみを収納する場合) (添付書類一図1-2-5)
- 第9図 貯蔵施設概要図(基礎等に固定する設置方法(たて置き)の例)
(添付書類一図1-3)

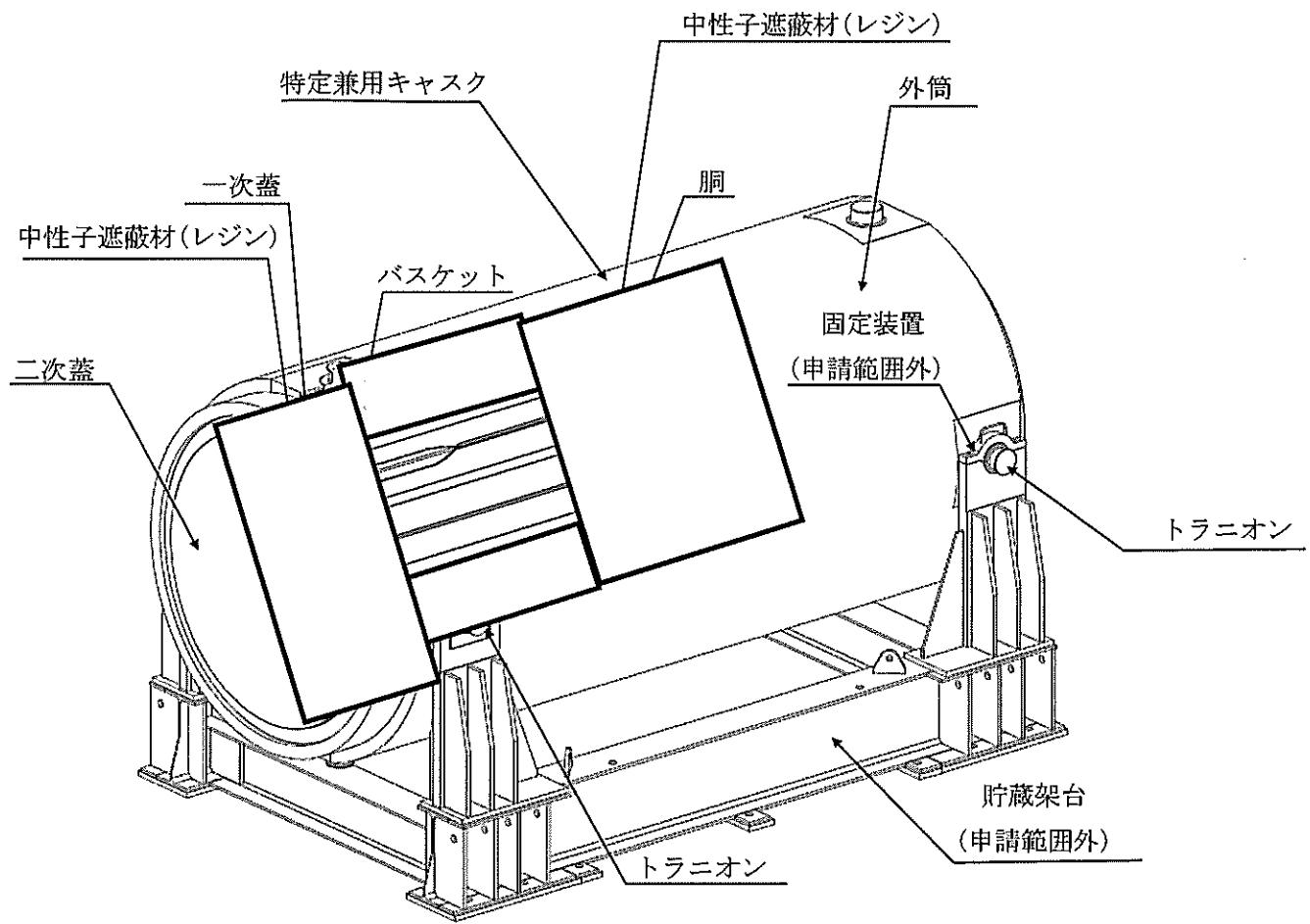
第1表 設計飛来物について

飛来物の種類	棒状物		板状物	塊状物	
	鋼製パイプ	鋼製材	コンクリート板	コンテナ	トラック
寸法 (m)	長さ×直径 2×0.05	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2	長さ×幅×厚さ 1.5×1×0.15	長さ×幅×奥行 2.4×2.6×6	長さ×幅×奥行 5×1.9×1.3
質量 (kg)	8.4	135	540	2300	4750
最大水平 速度(m/s)	49	51	30	60	34
最大鉛直 速度(m/s)	33	34	20	40	23



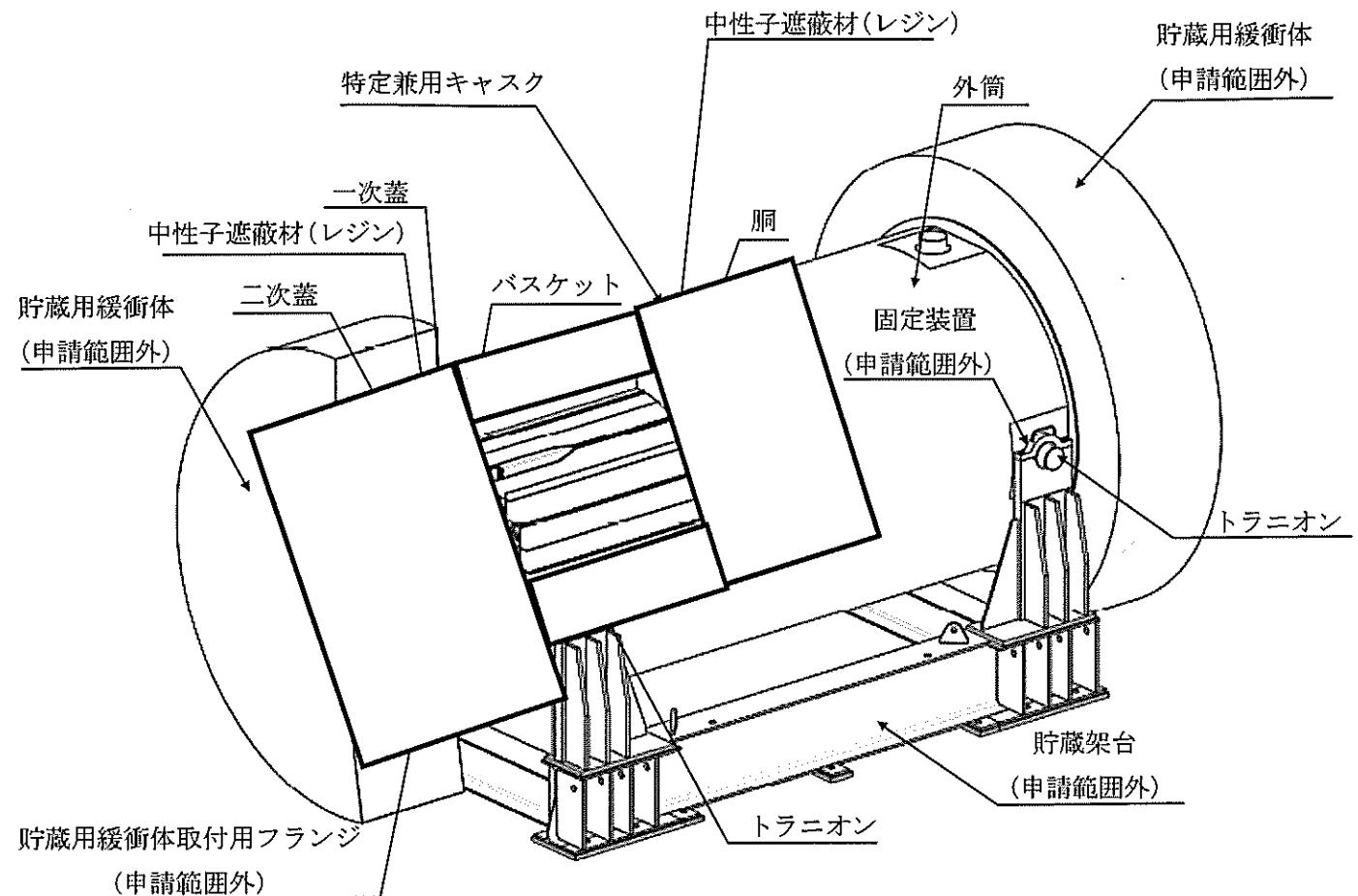
第1図 HDP-69BCH(B)型構造図
(基礎等に固定する設置方法(たて置き)の例)

内は商業機密のため、非公開とします。



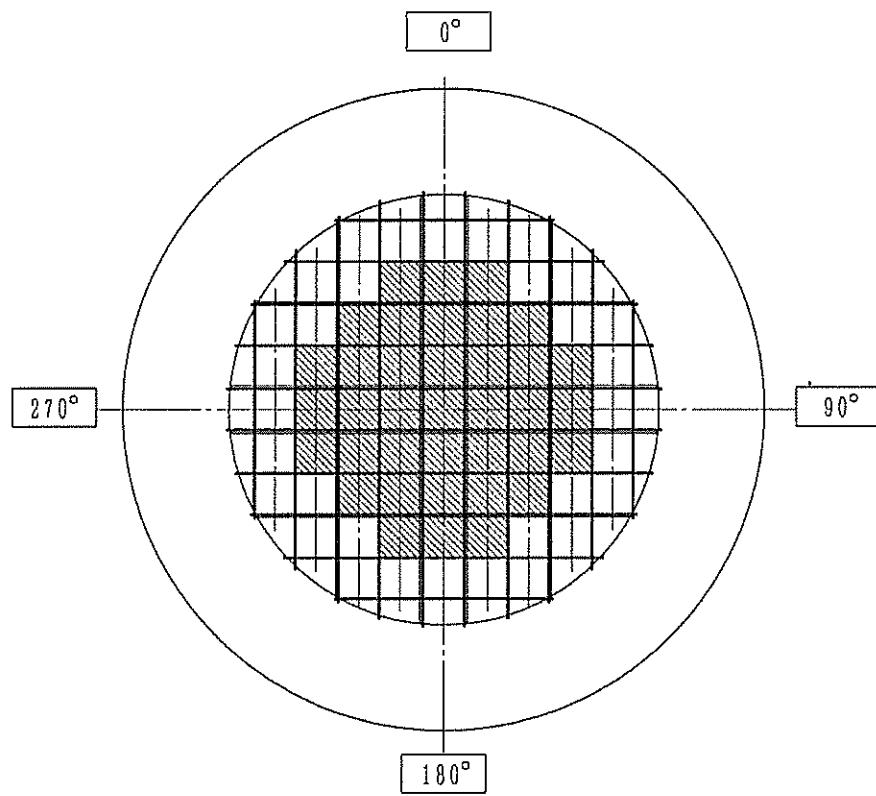
第2図 HDP-69BCH(B)型構造図
(基礎等に固定する設置方法(横置き)の例)

□ 内は商業機密のため、非公開とします。



第3図 HDP-69BCH(B)型構造図
(蓋部が金属部へ衝突しない設置方法の例)

□ 内は商業機密のため、非公開とします。



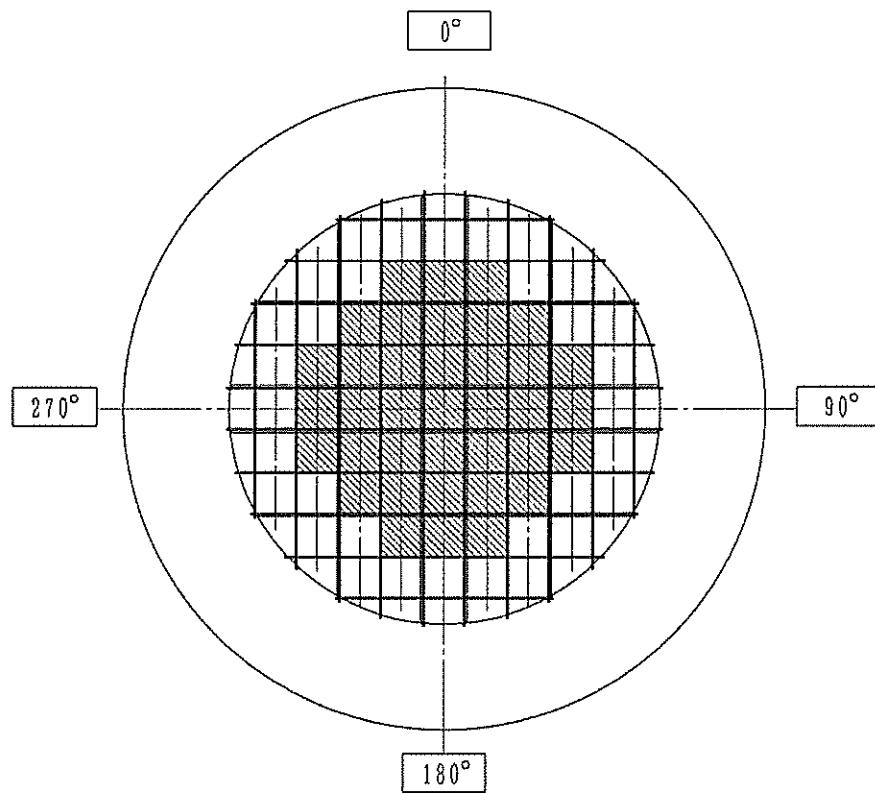
燃料種類 : 新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 8×8 燃料
 収納体数 : 32 体
 燃焼度 : 34,000 MWd/t 以下
 冷却期間 : 18 年以上

燃料種類 : 新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 8×8 燃料
 収納体数 : 37 体
 燃焼度 : 40,000 MWd/t 以下
 冷却期間 : 18 年以上

特定兼用キャスク 1 基当たりの平均燃焼度 : 34,000 MWd/t 以下

特定兼用キャスク 1 基当たりの崩壊熱量 : 12.1 kW 以下

第4図 使用済燃料集合体の収納位置条件(配置(i))
(新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 8×8 燃料を混載収納する場合)



□ 燃料種類 : 新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 8×8 燃料
 収納体数 : 32 体
 燃焼度 : 40,000 MWd/t 以下
 冷却期間 : 22 年以上

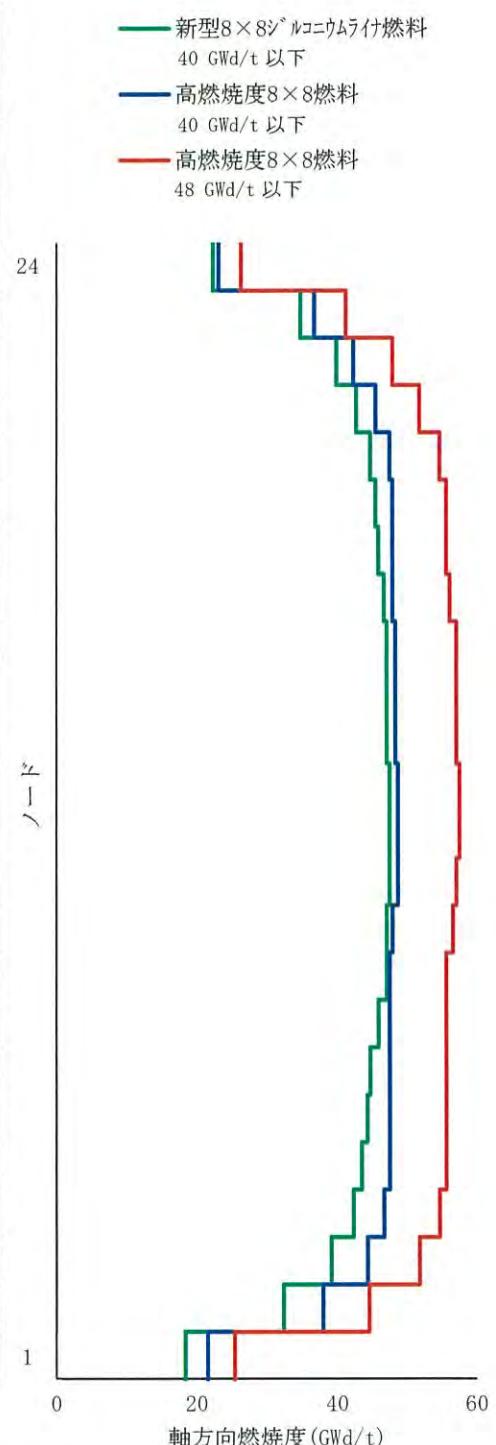
▨ 燃料種類 : 高燃焼度 8×8 燃料
 収納体数 : 37 体
 燃焼度 : 48,000 MWd/t 以下
 冷却期間 : 20 年以上

特定兼用キャスク 1 基当たりの平均燃焼度 : 40,000 MWd/t 以下

特定兼用キャスク 1 基当たりの崩壊熱量 : 13.8 kW 以下

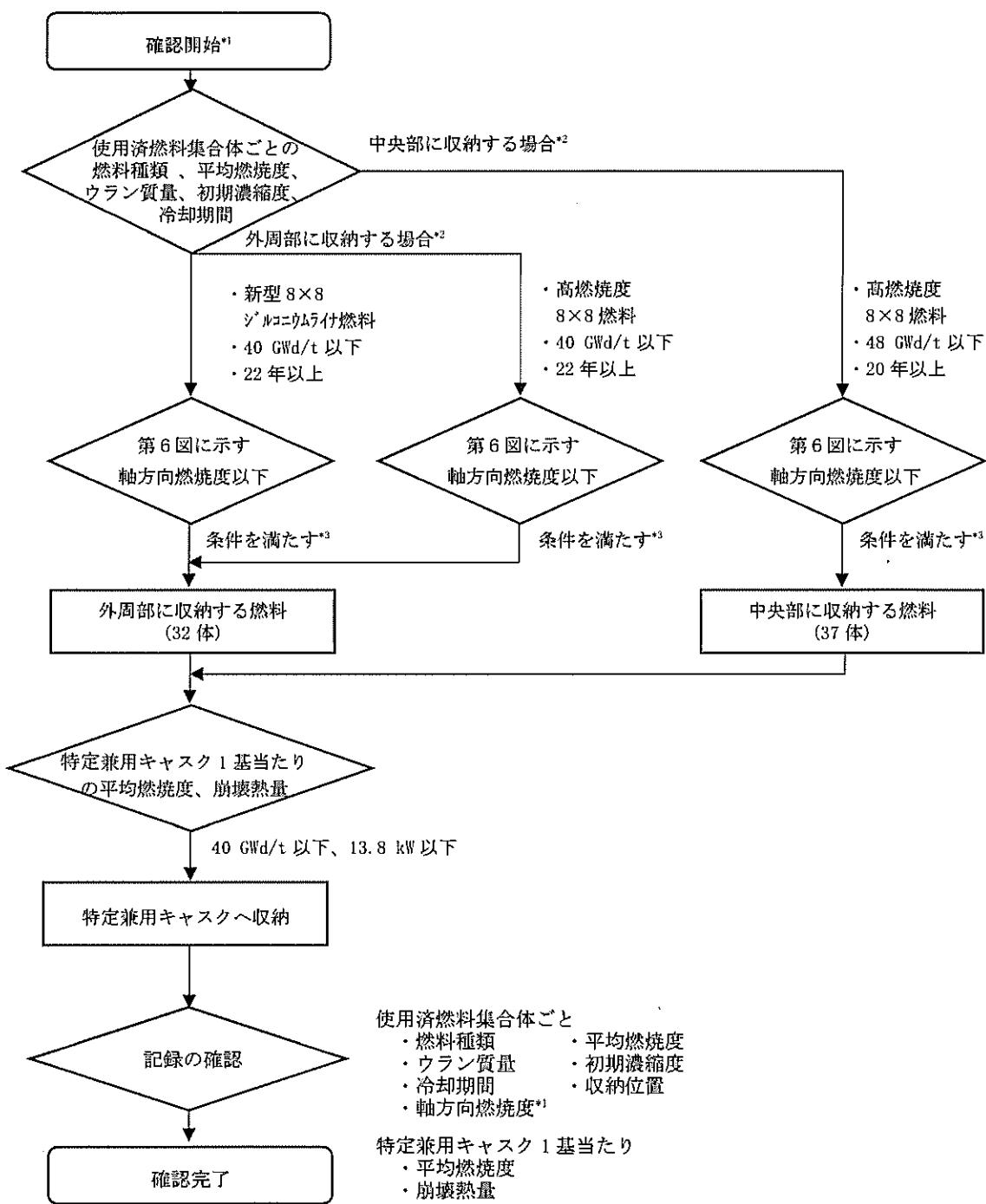
第 5 図 使用済燃料集合体の収納位置条件(配置(ii))
 (新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 8×8 燃料を混載収納する場合)

燃料種類		新型 8×8 ジルコニウム ライ燃料	高燃焼度 8×8 燃料	
燃焼度 (GWd/t)		40	40	48
ノード		軸方向燃焼度 ^{*1} (GWd/t)		
(上部)	24	22.40	23.20	26.40
	23	34.80	36.80	41.28
	22	40.00	42.40	48.00
	21	42.80	45.60	51.84
	20	44.80	47.60	54.72
	19	45.60	48.00	55.68
	18	46.00	48.00	55.68
	17	46.80	48.00	56.16
	16	47.20	48.40	57.12
	15	47.20	48.40	57.12
	14	47.20	48.40	57.12
	13	47.60	48.80	57.60
	12	47.60	48.80	57.60
	11	47.60	48.80	57.12
	10	47.20	48.00	56.64
	9	47.20	47.60	55.68
	8	46.00	47.60	55.68
	7	44.80	47.60	55.68
	6	44.40	47.60	55.68
	5	43.60	47.60	55.68
	4	42.40	46.80	54.72
	3	39.20	44.40	51.84
	2	32.40	38.00	44.64
(下部)	1	18.40	21.60	25.44

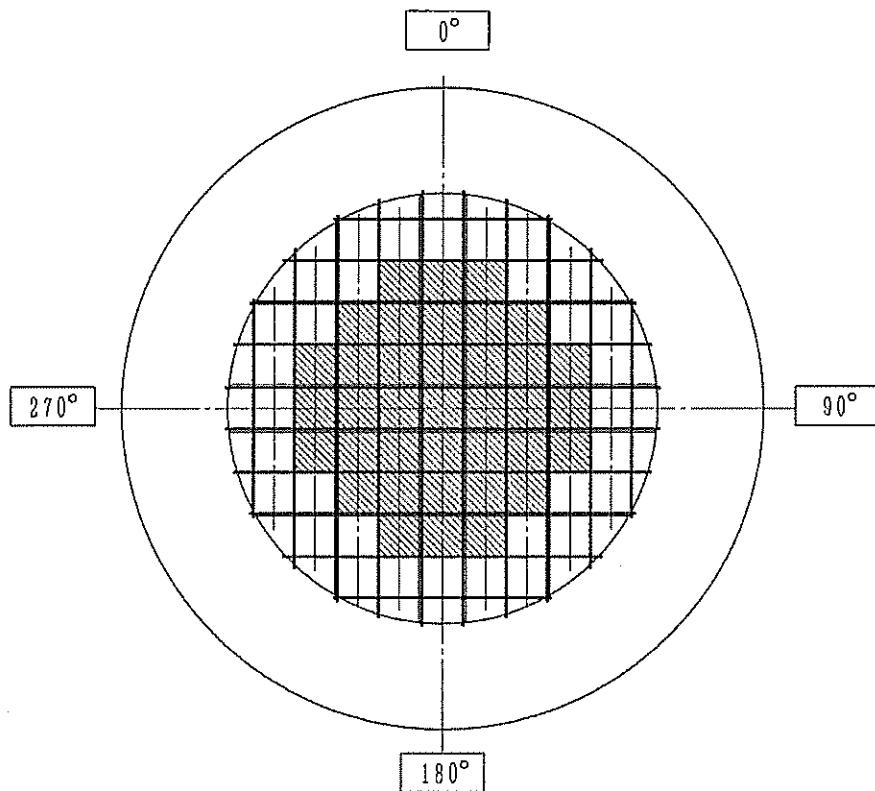


注記*1：配置(ii)に収納する燃料は軸方向燃焼度が本図の条件に包含されるものであることとする。

第6図 配置(ii)で収納する使用済燃料集合体の軸方向燃焼度



第7図 配置(ii)で収納する使用済燃料集合体の軸方向燃焼度確認フローの例



燃料種類 : 新型 8×8 燃料
 収納体数 : 32 体
 燃焼度 : 29,000 MWD/t 以下
 冷却期間 : 28 年以上

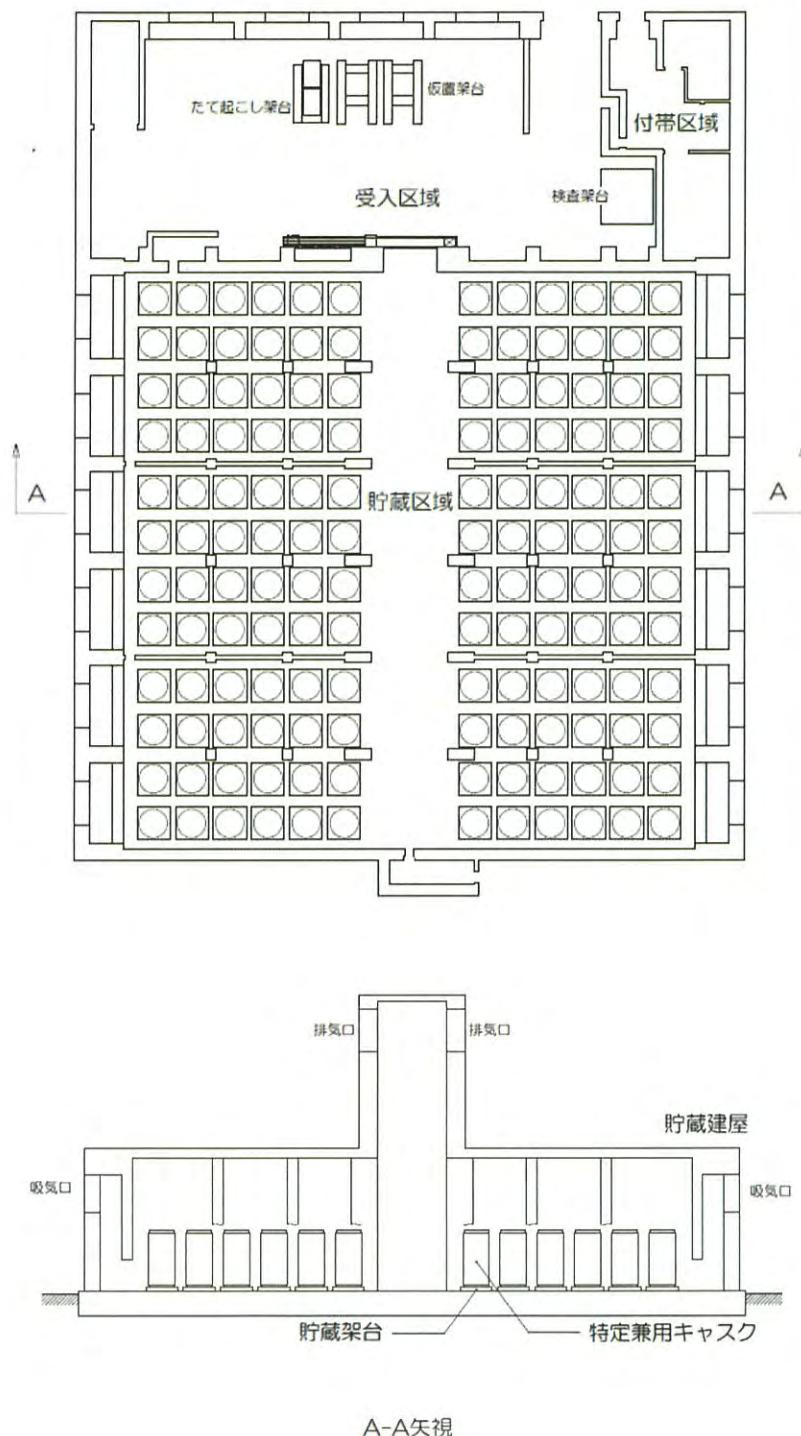


燃料種類 : 新型 8×8 燃料
 収納体数 : 37 体
 燃焼度 : 34,000 MWD/t 以下
 冷却期間 : 28 年以上

特定兼用キャスク 1 基当たりの平均燃焼度 : 29,000 MWD/t 以下

特定兼用キャスク 1 基当たりの崩壊熱量 : 8.4 kW 以下

第 8 図 使用済燃料集合体の収納位置条件(配置(iii))
 (新型 8×8 燃料のみを収納する場合)



第9図 貯蔵施設概要図(基礎等に固定する設置方法(たて置き)の例)

別添2

添付書類の一部補正

添付書類を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
添付書類一 全頁	上 1～ 下 1	(記載変更)	(別紙 2 の記載に変更する。)
添付書類二 全頁	上 1～ 下 1	(記載変更)	(別紙 3 の記載に変更する。)

別紙 2

別添 1

添付書類一 特定機器の安全設計に関する説明書

目次

1.	HDP-69BCH(B)型の概要	1-1
1.1	申請対象部品及び設備	1-1
1.2	その他設備等	1-2
2.	設計方針及び設計条件	1-4
2.1	基本設計方針	1-4
2.2	安全機能に係る設計方針	1-4
2.3	自然現象に対する特定兼用キャスクの安全機能維持に係る設計方針	1-6
2.4	設計条件	1-8
2.5	貯蔵施設の前提条件	1-9
3.	特定機器型式証明申請に係る要求事項に対する適合性	1-10
4.	安全設計に関する構造及び評価	1-56
4.1	臨界防止機能	1-56
4.2	遮蔽機能	1-56
4.3	除熱機能	1-57
4.4	閉じ込め機能	1-58
4.5	構造強度	1-59
4.6	長期健全性	1-60
4.7	自然現象等に対する安全機能維持評価	1-63
5.	参考文献	1-100

1. HDP-69BCH(B)型の概要

1.1 申請対象部品及び設備

HDP-69BCH(B)型は、軽水減速、軽水冷却、沸騰水型原子炉(以下「BWR」という。)で発生した使用済燃料を貯蔵する機能を有するとともに、使用済燃料の事業所外運搬に用いる輸送容器としての機能を併せ持つ金属製の特定兼用キャスク(以下「特定兼用キャスク」という。)である。

HDP-69BCH(B)型を用いることにより、特定兼用キャスク貯蔵施設(以下「貯蔵施設」という。)に搬入された後も使用済燃料集合体を別の容器に詰め替えることなく貯蔵を行うことができる。

HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスク本体、蓋部、バスケット等で構成され、貯蔵建屋(コンクリートモジュールを含む)内において貯蔵架台を介して床面に設置される。

HDP-69BCH(B)型の構造及び仕様をそれぞれ図1-1-1、図1-1-2、図1-1-3及び表1-1に示す。

(1) 特定兼用キャスク本体

特定兼用キャスク本体の主要部は、胴、中性子遮蔽材及び外筒等で構成されている。

胴は、炭素鋼製であり、密封容器として設計されている。胴と外筒の間には主要な中性子遮蔽材としてレジンが充填されており、また、胴の炭素鋼は、主要なガンマ線遮蔽材となっている。

特定兼用キャスク本体の取扱い及び貯蔵中の固定のために、上部に2対のトラニオン、下部に2対のトラニオンが取り付けられており、トラニオンは特定兼用キャスク本体にねじ込みにより取り付けられている。なお、特定兼用キャスクの貯蔵姿勢が立て置きの場合は、下部の2対のトラニオンが固定され、横置きの場合は、上部1対、下部1対のトラニオンが固定される。

(2) 蓋部

蓋部は、一次蓋及び二次蓋で構成されている。

一次蓋は炭素鋼製の円板状であり、ボルトで特定兼用キャスク本体上面に取り付けられ、閉じ込め境界が構成される。一次蓋には主要な中性子遮蔽材としてレジンが充填されており、また、一次蓋の炭素鋼は、主要なガンマ線遮蔽材となっている。

二次蓋は炭素鋼製の円板状であり、ボルトで特定兼用キャスク本体上面に取り付けられる。

一次蓋及び二次蓋のシール部には、長期にわたって閉じ込め機能を維持するために金属ガスケットが取り付けられている。

(3) バスケット

バスケットは、ステンレス鋼製の板で構成された格子構造であり、胴内面に溝を設けてバスケット格子を設けることで、個々の使用済燃料が特定兼用キャスク本体内部の所定の位置に収納される。

ステンレス鋼（以下「バスケットプレート」という。）には、使用済燃料集合体が臨界に達することを防止するために中性子吸収材が添加されている。

また、伝熱性を向上させるために、アルミニウム合金製の板を併せて配置している。

(4) 使用済燃料集合体の仕様及び収納位置条件

HDP-69BCH(B)型に収納する使用済燃料集合体の仕様を表 1-2 に示す。また、HDP-69BCH(B)型に収納する使用済燃料集合体の収納位置条件を図 1-2-1、図 1-2-2、図 1-2-5 に示す。

なお、配置(ii)に関しては、軸方向燃焼度が図 1-2-3 に示す燃焼度を下回ることを発電用原子炉設置者により確認された使用済燃料集合体を収納可能とする。配置(ii)で収納する使用済燃料集合体の軸方向燃焼度確認フローの例を、図 1-2-4 に示す。

1.2 その他設備等

(1) 貯蔵関連設備

貯蔵時に特定兼用キャスクに取り付けられる部品として、貯蔵用緩衝体、貯蔵用緩衝体取付用フランジ、モニタリングポートカバープレート、圧力監視装置及び温度検出器がある。また、特定兼用キャスクは、貯蔵架台上に設置して貯蔵される。

a. 貯蔵用緩衝体

貯蔵用緩衝体は、特定兼用キャスクに加わる衝突時のエネルギーを吸収するため、貯蔵中の特定兼用キャスクの両端にボルトで取り付けられる。

b. 貯蔵用緩衝体取付用フランジ

貯蔵用緩衝体取付フランジは、貯蔵用緩衝体と特定兼用キャスクの間に設置され、特定兼用キャスク本体上部にボルトで取り付けられる。なお、貯蔵用緩衝体と貯蔵用緩衝体取付用フランジは一体化した構造とする場合もある。

c. モニタリングポートカバープレート(貯蔵用)

二次蓋には、一次蓋と二次蓋で形成される空間にヘリウムを充填するため、及び、この空間の圧力を監視する圧力監視装置を取り付けるための窪みが設けられており、この窪みを塞ぐためにモニタリングポートカバープレート(貯蔵用)が設置される。なお、モニタリングポートカバープレート(貯蔵用)は、貯蔵用緩衝体取付用フランジと一体の構造となる場合もある。

d. 圧力検出器

圧力検出器は、貯蔵中の一次蓋と二次蓋との空間部の圧力を監視するために特定兼用キャスクに設置される。

e. 温度検出器

温度検出器は、貯蔵中の特定兼用キャスクの表面温度を監視するために、特定兼用キャスクの外表面に設置される。

f. 貯蔵架台

特定兼用キャスクは、鋼製等の貯蔵架台上に設置された状態で貯蔵される。特定

用キャスクの貯蔵架台への固縛は、特定兼用キャスクの貯蔵姿勢がたて置きの場合は、下部の 2 対のトラニオンが固定され、横置きの場合は、上部 1 対、下部 1 対のトラニオンが固定される。

(2) 輸送用関連部品・設備

輸送時に特定兼用キャスクに取り付けられる部品として、輸送用緩衝体、三次蓋、モニタリングポートカバープレート（輸送用）がある。また、特定兼用キャスクは、輸送架台上に設置された状態で輸送される。

a. 輸送用緩衝体

輸送用緩衝体は、ステンレス鋼製のカバープレートとリブから構成される溶接構造物の内部に緩衝材を充填したものであり、特定兼用キャスクに加わる衝撃を吸収し、輸送中に特定兼用キャスクの両端にボルトで取り付けられる。

b. 三次蓋

三次蓋は、特定兼用キャスク本体上部にボルトで取り付けられる構造であり、輸送中に閉じ込め機能を維持するために O リングが取り付けられる構造である。三次蓋は炭素鋼製で、特定兼用キャスク本体上部にボルトで取り付けられる。事業所外運搬中の閉じ込め機能を維持するために三次蓋のシール部には O リングが取り付けられる。

c. モニタリングポートカバープレート（輸送用）

事業所外運搬では、二次蓋の窪みを塞ぐために、ステンレス鋼製のモニタリングポートカバープレート（輸送用）が設置される。なお、モニタリングポートカバープレート（輸送用）のシール部には O リングが取り付けられる。

d. 輸送架台

特定兼用キャスクは、鋼製等の輸送架台上に設置された状態で輸送される。特定兼用キャスクの輸送架台への固縛は、横置きの姿勢で、上部 1 対、下部 1 対のトラニオンを使用する。

2. 設計方針及び設計条件

2.1 基本設計方針

HDP-69BCH(B)型は、設計貯蔵期間において、使用済燃料が臨界に達することを防止する機能(以下「臨界防止機能」という。)、特定兼用キャスクに収納された使用済燃料からの放射線を遮蔽する機能(以下「遮蔽機能」という。)、特定兼用キャスクに収納された使用済燃料の崩壊熱を除去する機能(以下「除熱機能」という。)、及び特定兼用キャスクに収納された使用済燃料を閉じ込める機能(以下「閉じ込め機能」という。)といった安全性を確保するために必要な機能(以下「安全機能」という。)を有するように設計し、地震、津波、竜巻等の自然現象に対して安全機能が維持される設計とする。

HDP-69BCH(B)型は、地盤の十分な支持を想定して特定兼用キャスクを基礎等に固定し、かつ、その安全機能を損なわない方法(以下「基礎等に固定する設置方法」という。)として、貯蔵施設内の貯蔵架台等に固定された状態で、たて置き又は横置きに設置できる設計とする。

HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対してその安全機能を損なわない方法(以下「蓋部が金属部へ衝突しない設置方法」という。)として、貯蔵用緩衝体の装着により、「兼用キャスクが安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するため用いる地震力等を定める告示(以下「兼用キャスク告示」という。)に定める地震力による特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない、蓋部が金属部へ衝突しない方法で、横置きに設置できる設計とする。

なお、周辺施設(貯蔵用緩衝体や貯蔵架台等の貯蔵用関連設備、計装設備、機器・配管系、貯蔵建屋等及び基礎)の基本設計方針は、本文五に示す特定兼用キャスクを使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件に従うものとし、本申請の特定兼用キャスクの使用に係る発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請時において示されるものとする。

HDP-69BCH(B)型は、原則として、現行国内法規に基づく以下の規格及び基準等によって設計する。ただし、外国の規格及び基準による場合又は規格及び基準で一般的でないものを適用する場合には、それらの規格及び基準の適用の根拠、国内法規に基づく規格及び基準との対比並びに適用の妥当性を明らかにする。

- ・日本産業規格(JIS)
- ・日本機械学会規格(JSME)
- ・日本原子力学会標準(AESJ)等

2.2 安全機能に係る設計方針

2.2.1 臨界防止機能に関する設計方針

HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持するためのバスケット格子構造、及び中性子吸収能力を有するほう素を偏在することなく添

加したバスケットプレートにより、臨界に達することを防止する設計とする。

また、HDP-69BCH(B)型の貯蔵施設への搬入から搬出までの乾燥状態、及び HDP-69BCH(B)型に使用済燃料集合体を収納する際の冠水状態等、技術的に想定されるいかなる場合でも、中性子実効増倍率を 0.95 以下となるように設計する。

バスケットプレートは、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食等の経年変化に対して十分な信頼性を有する材料を選定し、その必要とされる強度及び性能を維持することで、設計貯蔵期間を通じて使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持するために必要な構造健全性を保つ設計とする。

2.2.2 遮蔽機能に関する設計方針

HDP-69BCH(B)型は、設置される原子力発電所周辺及び貯蔵施設の管理区域その他原子力発電所内の人々が立ち入る場所の線量を低減できるように、使用済燃料集合体からの放射線をガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材により遮蔽する設計とし、以下の要求事項を満足する設計とする。

- ・表面における最大線量当量率が 2 mSv/h を超えないこと。
- ・表面から 1 m 離れた位置における最大線量当量率が 100 μ Sv/h を超えないこと。

さらに、設計貯蔵期間中における HDP-69BCH(B)型の中性子遮蔽材の遮蔽機能の低下を考慮しても、これらの要求事項を満足するように設計する。

2.2.3 除熱機能に関する設計方針

HDP-69BCH(B)型は、動力を用いずに使用済燃料の崩壊熱を適切に除去するため、使用済燃料の崩壊熱を特定兼用キャスクの外表面に伝え、周囲空気等に伝達することにより除熱する設計とし、使用済燃料の健全性及び特定兼用キャスクの安全機能を有する構成部材の健全性を維持するために、使用済燃料集合体及び特定兼用キャスクの温度を制限される値以下に維持する方針とする。

燃料被覆管の温度は、設計貯蔵期間を通じて使用済燃料集合体の健全性を維持する観点から、燃料被覆管の累積クリープ量が 1 %を超えない温度、照射硬化回復現象により燃料被覆管の機械的特性が著しく低下しない温度及び水素化物の再配向による燃料被覆管の機械的特性の低下が生じない温度以下とするため、貯蔵する使用済燃料集合体の種類ごとに以下の制限が設けられる。

・新型 8×8 燃料	200 °C 以下 ⁽¹⁾⁽²⁾
・新型 8×8 ジルコニアライナ燃料	300 °C 以下 ⁽¹⁾⁽²⁾
・高燃焼度 8×8 燃料	300 °C 以下 ⁽¹⁾⁽²⁾

また、HDP-69BCH(B)型の主要な構成部材の温度は、特定兼用キャスクの安全機能を維持する観点から、特定兼用キャスクの温度を構成部材の健全性が維持される温度以下に制限する設計とし、以下の制限を設ける。

・胴、外筒及び蓋部	350 °C 以下 ⁽³⁾
-----------	--------------------------

・中性子遮蔽材	150 °C以下 ⁽⁴⁾
・金属ガスケット	130 °C以下 ⁽⁵⁾
・バスケットプレート	300 °C以下 ⁽⁶⁾

さらに、HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料及び特定兼用キャスクの温度が制限される値以下に維持されていることを評価するために、特定兼用キャスク外表面の温度を測定できる設計とする。

2.2.4 閉じ込め機能に関する設計方針

HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料を限定された区域に閉じ込めるため、設計貯蔵期間を通じて使用済燃料集合体を内封する空間を不活性雰囲気に保つとともに負圧に維持する設計とする。また、HDP-69BCH(B)型は、一次蓋と二次蓋の間(以下「蓋間」という。)を正圧に維持することにより圧力障壁を形成し、使用済燃料集合体を収納する空間を特定兼用キャスク外部から隔離する設計とする。さらに、HDP-69BCH(B)型は、蓋間の圧力を測定することにより、閉じ込め機能について監視ができる設計とする。

2.2.5 構造強度に関する設計方針

HDP-69BCH(B)型は、自重、内圧、熱荷重等を考慮し、(一社)日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格」⁽³⁾(以下「金属キャスク構造規格」という。)及び/又は(一社)日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」⁽⁷⁾(以下「設計・建設規格」という。)に基づき設計する。

2.2.6 長期健全性に関する設計方針

HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクの構成部材について、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れの経年変化に対して十分な信頼性のある材料を選定し、その必要とされる強度、性能を維持するように設計する。また、HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスク本体内面、バスケット及び使用済燃料集合体の腐食等の防止については、使用済燃料集合体を不活性ガスであるヘリウムガスとともに封入し、特定兼用キャスク本体及び蓋部表面の必要な箇所には、塗装等による防錆措置を施す設計とする。

2.3 自然現象に対する特定兼用キャスクの安全機能維持に係る設計方針

2.3.1 地震に対する設計方針

(1) 基礎等に固定する設置方法

HDP-69BCH(B)型は、貯蔵施設内の貯蔵架台等に固定された状態で、たて置き又は横置きに設置できる設計とする。

HDP-69BCH(B)型は、自重その他の貯蔵時に想定される荷重と兼用キャスク告示に定める地震力を組み合わせた荷重条件に対して、基礎等に固定するための HDP-69BCH(B)型の支持部(トランニオン)に発生する応力が以下の要求事項を満足する設計とする。

- ・破断延性限界に対して十分な余裕を有することで特定兼用キャスクが転倒せず、特定兼用キャスクに要求される安全機能に影響を及ぼさないこと。

また、上記の荷重条件に対して、HDP-69BCH(B)型の安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。

(2) 蓋部が金属部へ衝突しない設置方法

HDP-69BCH(B)型は、貯蔵施設内で HDP-69BCH(B)型の両端に貯蔵用緩衝体を装着した状態で、横置きに設置できる設計とする。

HDP-69BCH(B)型は、貯蔵用緩衝体の装着により、兼用キャスク告示に定める地震力による特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない、蓋部が金属部へ衝突しない方法で設置する設計とする。また、HDP-69BCH(B)型は、自重その他の貯蔵時に想定される荷重と兼用キャスク告示に定める地震力を組み合わせた荷重条件に対して、HDP-69BCH(B)型の安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。なお、2.4 の設計条件に示す地震力(加速度)が HDP-69BCH(B)型に作用した時に各部に発生する応力は、より大きな設計加速度(0.3 m 落下等)が作用した時に各部に発生する応力以下となり、許容基準を満足する。

2.3.2 津波に対する設計方針

HDP-69BCH(B)型は、兼用キャスク告示に定める津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突による荷重が同時に作用する荷重(以下「津波荷重」という。)の条件に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。また、津波荷重の条件に対して、HDP-69BCH(B)型の安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有する等、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。なお、津波荷重による加速度が HDP-69BCH(B)型に作用した時に各部に発生する応力は、より大きな設計加速度(0.3 m 落下等)が作用した時に各部に発生する応力以下となり、許容基準を満足する。

2.3.3 竜巻に対する設計方針

HDP-69BCH(B)型は、兼用キャスク告示に定める竜巻による荷重及び設計飛来物の衝突による荷重を組み合わせた荷重(以下「竜巻荷重」という。)の条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。また、竜巻荷重の条件に対して、HDP-69BCH(B)型の安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弹性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有する等、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。なお、竜巻荷重による加速度が HDP-69BCH(B)型に作用した時に各部に発生する応力は、より大きな設計加速度(0.3 m落下等)が作用した時に各部に発生する応力以下となり、許容基準を満足する。

2.4 設計条件

(1) HDP-69BCH(B)型の設計条件

HDP-69BCH(B)型の設計条件は以下のとおりである。

- a. 設計貯蔵期間は 60 年とする。
- b. 特定兼用キャスクの貯蔵場所は貯蔵建屋内とする。
- c. 特定兼用キャスクの貯蔵姿勢は、基礎等に固定する方法(たて置き又は横置き)、又は蓋部が金属部へ衝突しない設置方法(横置き)とする。
- d. 特定兼用キャスクの固定は、床面に固定された貯蔵架台を介したトラニオンによる固定方式とする。
- e. 特定兼用キャスクの全質量(使用済燃料集合体を含む。)は約 119 t とする。
- f. 特定兼用キャスクの主要寸法は、全長約 5.4 m 及び外径約 2.5 m とする。
- g. 特定兼用キャスクの最大崩壊熱量は 13.8 kW/基とする。
- h. 特定兼用キャスクの表面放射率は 0.8 とする。
- i. 特定兼用キャスク表面及び表面から 1 m 離れた位置における最大線量当量率は、それぞれ 2 mSv/h 以下及び 100 μ Sv/h 以下とする。
- j. 貯蔵区域における特定兼用キャスク周囲の最低温度及び最高温度は、それぞれ -22.4 °C 及び 45 °C とする。
- k. 貯蔵区域における貯蔵建屋壁面最高温度は 65 °C とする。
- l. 貯蔵区域における貯蔵建屋壁面放射率は 0.8 (コンクリートモジュールの壁面放射率は 0.9) とする。
- m. 貯蔵状態における水平方向及び鉛直方向の地震力(加速度)は、それぞれ 2300 Gal 及び 1600 Gal とする。また、貯蔵状態における水平方向及び鉛直方向の

地震力(速度)は、それぞれ 2 m/s 及び 1.4 m/s とする。

- n. 貯蔵状態における津波荷重の算出条件は、浸水深 10 m、流速 20 m/s 及び漂流物質量 100 t とする。
- o. 貯蔵状態における竜巻荷重の算出条件となる風速は、100 m/s とする。また、特定兼用キャスクに衝突し得る設計飛来物の条件は、表 1-10-2 のとおりとする。

(2) 使用済燃料集合体の条件

HDP-69BCH(B)型に収納する使用済燃料集合体の条件は以下のとおりである。

- a. 特定兼用キャスクに収納する使用済燃料集合体の仕様は、表 1-2 に示すとおりとする。
- b. 特定兼用キャスクに収納する使用済燃料集合体は、燃料被覆管の健全性が確認されたものであることとする。
- c. 特定兼用キャスクには、貯蔵する使用済燃料集合体の仕様、及び特定兼用キャスクの最大崩壊熱量等を満足するように使用済燃料集合体が収納されるとともに、収納位置が制限される。

2.5 貯蔵施設の前提条件

HDP-69BCH(B)型を使用することができる貯蔵施設概要図(例)を図 1-3 に示す。貯蔵施設は、発電用原子炉施設内に設置され、特定兼用キャスク、特定兼用キャスクを床面で固定するための貯蔵架台、特定兼用キャスクの受入れに使用する設備からなり、各設備は貯蔵建屋に収容される。

3. 特定機器型式証明申請に係る要求事項に対する適合性

発電用原子炉施設に使用する特定機器の設計の型式証明申請に係る安全設計の方針について、設計基準対象施設である HDP-69BCH(B)型の「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の各条に対する適合性を以下に示す。なお、本申請に關係しない第三章 重大事故対処施設以降の条文は省略する。

また、本章において用いる用語の定義は、同規則第二条「定義」に従い、それぞれ各号の定めるところによる。

第一条 適用範囲

この規則は、実用発電用原子炉及びその附属施設について適用する。

適合のための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、法等の関連法規の要求を満足するとともに、適切と認められる規格及び基準等によって設計する。

第三条 設計基準対象施設の地盤

設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

- 2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。
- 3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第四条 地震による損傷の防止

設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

5 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

6 兼用キャスクは、次のいずれかの地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

- 一 兼用キャスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定めるもの
- 二 基準地震動による地震力

7 兼用キャスクは、地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

型式証明申請の範囲外とする。

第2項について

型式証明申請の範囲外とする。

第3項について

型式証明申請の範囲外とする。

第4項について

型式証明申請の範囲外とする。

第5項について

型式証明申請の範囲外とする。

第6項について

(1) 基礎等に固定する設置方法

HDP-69BCH(B)型は、基礎等に固定する設置方法として、貯蔵施設内の貯蔵架台等に固定された状態で、たて置き又は横置きに設置できる設計とする。

HDP-69BCH(B)型は、自重その他の貯蔵時に想定される荷重と、第一号に規定する地震力を組み合わせた荷重条件に対して、基礎等に固定する支持部（トラニオン）は、破断延性限界に対して十分な余裕を有することで特定兼用キャスクが転倒せず、特定兼用キャスクに要求される安全機能に影響を及ぼさない設計とする。

また、上記の荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。

(2) 蓋部が金属部へ衝突しない設置方法

HDP-69BCH(B)型は、蓋部が金属部へ衝突しない設置方法として、貯蔵施設内でHDP-69BCH(B)型の両端に貯蔵用緩衝体を装着した状態で、横置きに設置できる設計とする。また、貯蔵用緩衝体の装着により、第一号に規定する地震力による特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない、蓋部が金属部へ衝突しない方法で設置できる設計とする。

HDP-69BCH(B)型は、自重その他の貯蔵時に想定される荷重と、第一号に規定する地震力を組み合わせた荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるようくに設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。

なお、地震時に貯蔵施設における周辺施設等からの波及的影響により HDP-69BCH(B)型の安全機能が損なわれることについては、設置(変更)許可申請時に別途確認されるものとする。

第7項について
型式証明申請の範囲外とする。

第五条 津波による損傷の防止

設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

2 兼用キャスク及びその周辺施設は、次のいずれかの津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

一 兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかるかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの

二 基準津波

適合のための設計方針

第1項について

型式証明申請の範囲外とする。

第2項について

HDP-69BCH(B)型は、第一号に規定する津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突による荷重が同時に作用する荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。津波荷重の条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有する等、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。

第六条 外部からの衝撃による損傷の防止

安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければなければならない。

- 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。
- 3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。
- 4 兼用キャスクは、次に掲げる自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。
 - 一 兼用キャスクが竜巻により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な竜巻として原子力規制委員会が別に定めるもの
 - 二 想定される森林火災
- 5 前項の規定は、兼用キャスクについて第一項の規定の例によることを妨げない。
- 6 兼用キャスクは、次に掲げる人為による事象に対して安全機能を損なわないものでなければならない。
 - 一 工場等内又はその周辺において想定される兼用キャスクの安全性を損なわせる原因となるおそれがある爆発
 - 二 工場等の周辺において想定される兼用キャスクの安全性を損なわせる原因となるおそれがある火災
- 7 前項の規定は、兼用キャスクについて第三項の規定の例によることを妨げない。

適合のための設計方針

第1項について

型式証明申請の範囲外とする。

第2項について

型式証明申請の範囲外とする。

第3項について

型式証明申請の範囲外とする。

第4項について

一 HDP-69BCH(B)型は、第一号に規定する竜巻による荷重及び設計飛来物の衝突による荷重を組み合わせた荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。竜巻荷重の条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有する等、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。HDP-69BCH(B)型に衝突し得る設計飛来物は、原子力発電所の竜巻影響評価ガイドを踏まえて、飛来物の種類、寸法、質量及びその最大速度を設定する。

二 型式証明申請の範囲外とする。

第5項について

型式証明申請の範囲外とする。

第6項について

型式証明申請の範囲外とする。

第7項について

型式証明申請の範囲外とする。

第七条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第八条 火災による損傷の防止

設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感じる設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

2 消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第九条 溢水による損傷の防止等

安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第十条 誤操作の防止

設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。

- 2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第十一條 安全避難通路等

発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第十二条 安全施設

安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。

- 2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の单一故障（单一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。以下同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。
- 3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を發揮することができるものでなければならぬ。
- 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。
- 5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないのでなければならない。
- 6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。
- 7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないのでなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止

設計基準対象施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化時において次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 最小限界熱流束比（燃料被覆材から冷却材への熱伝達が低下し、燃料被覆材の温度が急上昇し始める時の熱流束（単位時間及び単位面積当たりの熱量をいう。以下同じ。）と運転時の熱流束との比の最小値をいう。）又は最小限界出力比（燃料体に沸騰遷移が発生した時の燃料体の出力と運転時の燃料体の出力との比の最小値をいう。）が許容限界値以上であること。

ロ 燃料被覆材が破損しないものであること。

ハ 燃料材のエンタルピーが燃料要素の許容損傷限界を超えないこと。

二 原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の一・一倍以下となること。

二 設計基準事故時において次に掲げる要件を満たすこと。

イ 炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を十分に冷却できるものであること。

ロ 燃料材のエンタルピーが炉心及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するための制限値を超えないこと。

ハ 原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の一・二倍以下となること。

ニ 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力及び原子炉格納容器バウンダリにおける温度が最高使用圧力及び最高使用温度以下となること。

ホ 設計基準対象施設が工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第十四条 全交流動力電源喪失対策設備

発電用原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するため必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の設計基準事故に対処するための電源設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第十五条 炉心等

設計基準対象施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

- 2 炉心は、通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉冷却系統、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えないものでなければならない。
- 3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できるものでなければならない。
- 4 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けないものでなければならない。
- 5 燃料体は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。
- 6 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。
 - 二 輸送中又は取扱中において、著しい変形を生じないものとすること。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第十六条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。

- 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。
 - 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。
 - 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。
 - 四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
 - 五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。
- 2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。
 - 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。
 - イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとすること。
 - ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。
 - ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。
 - 二 使用済燃料の貯蔵施設（キャスクを除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
 - イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
 - ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。
 - ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであつて、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。
 - 3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。

- 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。
 - 二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。
- 4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるものほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
 - 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。
 - 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。

適合のための設計方針

第1項について

型式証明申請の範囲外とする。

第2項について

一

イ 型式証明申請の範囲外とする。

ロ 型式証明申請の範囲外とする。

ハ HDP-69BCH(B)型は、次の方針に基づき安全設計を行う。

(1) 特定兼用キャスク単体として臨界を防止するための設計方針

- ・HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクの内部に格子状のバスケットを設け、バスケットの格子の中に使用済燃料集合体を収納することにより、使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持できる設計とする。
- ・HDP-69BCH(B)型は、中性子吸収能力を有するほう素を偏在することなく添加したバスケットプレートをバスケットの構成部材に使用することにより、臨界を防止する設計とする。
- ・HDP-69BCH(B)型は、HDP-69BCH(B)型の貯蔵施設への搬入から搬出までの乾燥状態、及びHDP-69BCH(B)型に使用済燃料集合体を収納する際に冠水状態となること等、技術的に想定されるいかなる場合でも、中性子実効増倍率が0.95以下となるように設計する。

(2) 臨界防止機能の一部を構成するバスケットの構造健全性を保つための設計方針

- ・HDP-69BCH(B)型のバスケットプレートは、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食等の経年変化に対して十分な信頼性を有する材料を選定し、その必要とされる強度及び性能を維持することで、設計貯蔵期間を通じて使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持するために必要な構造健全性が保たれる設計とする。

(3) 特定兼用キャスク相互の中性子干渉を考慮した臨界防止のための設計方針

- ・HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスク相互の中性子干渉を考慮した臨界防止について、中性子実効増倍率が0.95以下となるように設計する。上記における特定兼用キャスク単体による臨界防止評価において、特定兼用キャスクの境界条件を完全反射条件(無限配列)として特定兼用キャスク相互の中性子干渉による影響は考慮することで、複数の特定兼用キャスクが接近する等の技術的に想定されるいかかる場合でも使用済燃料集合体が臨界に達するおそれがない設計とする。

(4) 臨界評価において、未臨界性に有意な影響を与える因子の考慮

- ・HDP-69BCH(B)型の臨界評価において、未臨界性に有意な影響を与える因子については以下のとおりとする。
 - ①乾燥状態及び冠水状態で臨界評価を実施する。
 - ②バスケット格子内の使用済燃料集合体は、中性子実効増倍率が最大となるよう、配置する。
 - ③特定兼用キャスク周囲を完全反射条件(無限配列)とする。
 - ④バスケットの板厚及び内のりの寸法公差、並びに中性子吸収材の製造公差を考慮し、中性子吸収材のほう素添加量を仕様上の下限値とする。
 - ⑤燃焼度クレジット(使用済燃料集合体の燃焼に伴う反応度低下)は考慮しない。また、使用済燃料集合体は最も反応度の高い高燃焼度8×8燃料とする。
 - ⑥乾燥状態の中性子実効増倍率の評価に当たっては、使用済燃料集合体の燃料棒に含まれる可燃性毒物であるガドリニアの存在を無視する。
 - ⑦冠水状態の中性子実効増倍率の評価に当たっては、ガドリニアによる燃焼初期の反応度抑制効果を考慮した上で、収納対象となる使用済燃料集合体の反応度が最も高くなる条件を包絡できるよう、炉心装荷冷温状態での燃料集合体の無限増倍率が1.3となる燃料モデル(モデルバンドル)を仮定する。

なお、HDP-69BCH(B)型に使用済燃料集合体を収納するに当たっては、特定兼用キャスクの臨界防止機能に関する評価で考慮した因子についての条件又は範囲を逸脱しないよう必要な措置が講じられることについては、設置(変更)許可申請時に別途確認されるものとする。

二 型式証明申請の範囲外とする。

第3項について

型式証明申請の範囲外とする。

第4項について

- 一 HDP-69BCH(B)型は、次の方針に基づき安全設計を行う。
 - ・HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料集合体から放出される放射線を特定兼用キャスクの本体及び蓋部により遮蔽する設計とし、ガンマ線遮蔽材には十分な厚みを有する鋼製の材料を用い、中性子遮蔽材にはレジンを用いて設計する。
 - ・設計貯蔵期間における特定兼用キャスクの中性子遮蔽材の熱による遮蔽機能の低下を考慮しても、特定兼用キャスク表面及び特定兼用キャスク表面から1mの位置における線量当量率は、それぞれ2 mSv/h以下、100 μ Sv/h以下となるよう設計する。
 - ・ガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材は、設計貯蔵期間中の温度、放射線及びその環境下での腐食等の経年変化に対して十分な信頼性のある材料を用いて設計する。
 - ・HDP-69BCH(B)型の遮蔽機能に関する評価は、収納する使用済燃料の種類、燃焼度、冷却期間等の条件から、遮蔽評価の結果が厳しくなる入力条件を設定した上で、線源強度を求める。特定兼用キャスクの実形状を二次元円筒形状でモデル化し、特定兼用キャスク表面及び特定兼用キャスク表面から1m離れた位置における線量当量率を求め、上記に示す線量当量率の基準を満足することを確認する。

なお、HDP-69BCH(B)型に使用済燃料集合体を収納するに当たっては、特定兼用キャスクの遮蔽機能に関する評価で考慮した使用済燃料集合体の燃焼度に応じた使用済燃料集合体の配置の条件又は範囲を逸脱しないよう必要な措置が講じられること、及び貯蔵建屋の損傷によりその遮蔽機能が著しく低下した場合においても、工場等周辺の実効線量が周辺監視区域外における線量限度を超えないことについては、設置(変更)許可申請時に別途確認されるものとする。

二 HDP-69BCH(B)型は、次の方針に基づき安全設計を行う。

HDP-69BCH(B)型は、動力を用いずに使用済燃料の崩壊熱を適切に除去するため、使用済燃料の崩壊熱をHDP-69BCH(B)型の表面に伝え、周囲空気等に伝達することにより除去できる設計とする。

また、HDP-69BCH(B)型は、以下のとおり使用済燃料集合体の温度及びHDP-69BCH(B)型の温度を制限される値以下に維持する方針とする。

(1) 使用済燃料集合体の温度を制限される値以下に維持するための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、燃料被覆管の温度については、燃料被覆管のクリープ破損及び燃料被覆管の機械的特性の低下を防止する観点から、燃料被覆管の累積クリープひずみが1%を超えない温度、照射硬化の回復により燃料被覆管の機械的特性が著しく低下しない温度、及び水素化物の再配向により燃料被覆管の機械的特性が低下しない温度以下とし、使用済燃料集合体の健全性が維持される温度以下となるように設計する。

HDP-69BCH(B)型は、当該特定兼用キャスクの周囲温度等を前提とするとともに、収納する使用済燃料の種類、燃焼度、冷却期間等の条件より、除熱評価の結果が厳しくなる入力条件を設定した上で求めた使用済燃料の崩壊熱量及び使用済燃料集合体の燃焼度に応じた収納配置等を考慮した除熱評価を行う。

(2) 特定兼用キャスクの温度を制限される値以下に維持するための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクの構成部材の健全性が保たれる温度以下となるよう設計する。

HDP-69BCH(B)型は、HDP-69BCH(B)型の周囲温度等を前提とするとともに、収納する使用済燃料の種類、燃焼度、冷却期間等の条件から、除熱評価の結果が厳しくなる入力条件を設定した上で求めた使用済燃料の崩壊熱量及び使用済燃料集合体の燃焼度に応じた収納配置等を考慮した除熱評価を行う。なお、除熱評価では、設置方法に応じたモデル化を行う。また、HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料及び特定兼用キャスクの温度が制限される値以下に維持されていることを評価するために、特定兼用キャスク外表面の温度を測定できる設計とする。

なお、HDP-69BCH(B)型に使用済燃料集合体を収納するに当たっては、特定兼用キャスクの除熱機能に関する評価で考慮した使用済燃料集合体の燃焼度に応じた使用済燃料集合体の配置の条件又は範囲を逸脱しないよう必要な措置が講じられること、並びに、貯蔵建屋が特定兼用キャスクの除熱機能を阻害せず、貯蔵建屋の給排気口が積雪等により閉塞しない設計であること、HDP-69BCH(B)型を含めた特定兼用キャスク周囲温度及び貯蔵区域における貯蔵建屋壁面温度が、2.4に示したそれぞれの最高温度以下であること、及び貯蔵建屋内の周囲温度が異常に上昇しないことを監視できることについては、設置(変更)許可申請時に別途確認されるものとする。

三 HDP-69BCH(B)型は、次の方針に基づき安全設計を行う。

(1) 使用済燃料集合体を内封する空間を負圧に維持するための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、長期にわたって閉じ込め機能を維持する観点から、HDP-69BCH(B)型の蓋及び蓋貫通孔のシール部に金属ガスケットを用いることにより、設計貯蔵期間を通じて、使用済燃料集合体を内封する空間を不活性雰囲気に保つこと

もに負圧に維持する設計とする。

- (2) 使用済燃料集合体を内封する空間を容器外部から隔離するための設計方針
HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクの蓋部を一次蓋及び二次蓋による二重の閉じ込め構造とし、蓋間を正圧に維持することにより圧力障壁を形成し、使用済燃料集合体を内封する空間を特定兼用キャスク外部から隔離する設計とする。
- (3) 閉じ込め機能を監視するための設計方針
HDP-69BCH(B)型は、蓋間の圧力を測定することにより閉じ込め機能を監視できる設計とする。

なお、HDP-69BCH(B)型の万一の閉じ込め機能の異常に対する修復性の考慮がなされていることについては、設置（変更）許可申請時に別途確認されるものとする。

第十七条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

- 一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとすること。
- 二 原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置を有するものとすること。
- 三 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものとすること。
- 四 原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有するものとすること。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第十八条 蒸気タービン

蒸気タービン（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）は、当該蒸気タービンが損壊し、又は故障した場合においても、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。

2 蒸気タービンには、当該蒸気タービンが損壊し、又は故障した場合においても発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、その運転状態を監視できる設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第十九条 非常用炉心冷却設備

発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、非常用炉心冷却設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

- 一 一次冷却材を喪失した場合においても、燃料被覆材の温度が燃料材の溶融又は燃料体の著しい損傷を生ずる温度を超えて上昇することを防止できるものとすること。
- 二 一次冷却材を喪失した場合においても、燃料被覆材と冷却材との反応により著しく多量の水素を生じないものとすること。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第二十条 一次冷却材の減少分を補給する設備

発電用原子炉施設には、通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時に発生した一次冷却材の減少分を補給する設備（安全施設に属するものに限る。）を設ければなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第二十一条 残留熱を除去することができる設備

発電用原子炉施設には、発電用原子炉を停止した場合において、燃料要素の許容損傷限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するために必要なパラメータが設計値を超えないようにするため、原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第二十二条 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備

発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならぬ。

- 一 原子炉圧力容器内において発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を除去することができるものとすること。
- 二 津波、溢水又は工場等内若しくはその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものに対して安全性を損なわないものとすること。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第二十三条 計測制御系統施設

発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。

- 一 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに関連する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものとすること。
- 二 前号のパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できるものとすること。
- 三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視できるものとすること。
- 四 前号のパラメータのうち、発電用原子炉の停止及び炉心の冷却に係るものについては、設計基準事故時においても二種類以上監視し、又は推定ができるものとすること。
- 五 発電用原子炉の停止及び炉心の冷却並びに放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録され、及び当該記録が保存されるものとすること。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第二十四条 安全保護回路

発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

- 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとすること。
- 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させるものとすること。
- 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、单一故障が起きた場合又は使用状態からの单一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものとすること。
- 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとすること。
- 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとすること。
- 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。
- 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共に用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとすること。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第二十五条 反応度制御系統及び原子炉停止系統

発電用原子炉施設には、反応度制御系統（原子炉停止系統を含み、安全施設に係るものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。

- 2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有し、かつ、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 制御棒、液体制御材その他反応度を制御するものによる二以上の独立した系統を有するものとすること。
 - 二 通常運転時の高温状態において、二以上の独立した系統がそれぞれ発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても反応度制御系統のうち少なくとも一つは、燃料要素の許容損傷限界を超えることなく発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備その他の発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に伴って注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。
 - 三 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態において、反応度制御系統のうち少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できること。
 - 四 一次冷却材喪失その他の設計基準事故時において、反応度制御系統のうち少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界へ移行することができ、かつ、少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界に維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備その他の発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に伴って注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。
 - 五 制御棒を用いる場合にあっては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前三号までの規定に適合すること。
- 3 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（発電用原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。）に対して原子炉冷却材圧力バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物の損壊を起こさないものでなければならない。
- 4 制御棒、液体制御材その他の反応度を制御する設備は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第二十六条 原子炉制御室等

発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

- 一 設計基準対象施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できること。
 - 二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有すること。
 - 三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとすること。
- 2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設けなければならない。
 - 3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。
 - 一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置
 - 二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するための設備

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第二十七条 放射性廃棄物の処理施設

工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

- 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとすること。
- 二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止できるものとすること。
- 三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第二十八条 放射性廃棄物の貯蔵施設

工場等には、次に掲げるところにより、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を貯蔵する施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならぬ。

- 一 放射性廃棄物が漏えいし難いものとすること。
- 二 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備を設けるものにあっては、放射性廃棄物による汚染が広がらないものとすること。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第二十九条 工場等周辺における直接線等からの防護

設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護

設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

- 一 放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。）が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとすること。
- 二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること。
- 2 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。
- 3 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第三十一条 監視設備

発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第三十二条 原子炉格納施設

原子炉格納容器は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設が損壊し、又は故障した場合において漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、想定される最大の圧力、最高の温度及び適切な地震力に十分に耐えることができ、かつ、適切に作動する隔離機能と併せて所定の漏えい率を超えることがないものでなければならない。

- 2 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。
- 3 原子炉格納容器を貫通する配管には、隔離弁（安全施設に属するものに限る。次項及び第五項において同じ。）を設けなければならない。ただし、計測装置又は制御棒駆動装置に関連する配管であって、当該配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているものについては、この限りでない。
- 4 主要な配管（事故の収束に必要な系統の配管を除く。）に設ける隔離弁は、設計基準事故時に隔離機能の確保が必要となる場合において、自動的、かつ、確実に閉止される機能を有するものでなければならない。
- 5 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより隔離弁を設けなければならない。
 - 一 原子炉格納容器に近接した箇所に設置すること。
 - 二 原子炉格納容器内に開口部がある配管又は原子炉冷却材圧力バウンダリに接続している配管のうち、原子炉格納容器の外側で閉じていないものにあっては、原子炉格納容器の内側及び外側にそれぞれ一個の隔離弁を設けるものとすること。ただし、その一方の側の設置箇所における配管の隔離弁の機能が、湿気その他隔離弁の機能に影響を与える環境条件によって著しく低下するおそれがあると認められるときは、貫通箇所の外側であって近接した箇所に二個の隔離弁を設けることをもって、これに代えることができる。
 - 三 原子炉格納容器を貫通し、貫通箇所の内側又は外側において閉じている配管にあっては、原子炉格納容器の外側に一個の隔離弁を設けるものとすること。ただし、当該格納容器の外側に隔離弁を設けることが困難である場合においては、原子炉格納容器の内側に一個の隔離弁を適切に設けることをもって、これに代えることができる。
 - 四 前二号の規定にかかわらず、配管に圧力開放板を適切に設けるときは、原子炉格納容器の内側又は外側に通常時において閉止された一個の隔離弁を設けることをもって、前二号の規定による隔離弁の設置に代えることができる。

- 五 閉止後において駆動動力源が喪失した場合においても隔離機能が失われないものとすること。
- 6 発電用原子炉施設には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設が損壊し、又は故障した際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の健全性に支障が生ずることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。
- 7 発電用原子炉施設には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設が損壊し、又は故障した際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合は、放射性物質の濃度を低減させるため、原子炉格納施設内の雰囲気の浄化系（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。
- 8 発電用原子炉施設には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設が損壊し、又は故障した際に生ずる水素及び酸素により原子炉格納容器の健全性を損なうおそれがある場合は、水素及び酸素の濃度を抑制するため、可燃性ガス濃度制御系（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第三十三条 保安電源設備

発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならぬ。

- 2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下の条において同じ。）を設けなければならない。
- 3 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。
- 4 設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するものでなければならない。
- 5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなければならない。
- 6 設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の工場等の二以上の発電用原子炉施設を電力系統に連系する場合には、いずれの二回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しないものでなければならない。
- 7 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。
- 8 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過度に依存しないものでなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第三十四条 緊急時対策所

工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。

2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第三十五条 通信連絡設備

工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

- 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

第三十六条 様助ボイラー

発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件に応じて必要な蒸気を供給する能力がある様助ボイラー（安全施設に属するものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。

2 様助ボイラーは、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

型式証明申請の範囲外とする。

4. 安全設計に関する構造及び評価

4.1 臨界防止機能

(1) 臨界防止機能に関する構造

HDP-69BCH(B)型の内部には、格子状のバスケットが設けられており、設計貯蔵期間を通じて使用済燃料を所定の幾何学的配置に維持するためにバスケット格子の構造健全性を保つことで臨界に達することを防止する。また、バスケットプレートとして、中性子吸収能力を有するほう素を偏在することなく添加したステンレス鋼を使用し、その均質性は、製造中の品質管理(製品分析や金属組織観察等)にて確認する。

(2) 臨界解析

臨界解析フローを図 1-4 に示す。

臨界解析では、HDP-69BCH(B)型及び燃料集合体の実形状を三次元でモデル化し、燃料棒単位セル計算を輸送計算コード XSDRNPM、中性子実効増倍率の計算を臨界解析コード KENO-V.a で行う SCALE コードシステム(4.4a)を用いる。断面積ライブラリには、SCALE コードシステムの内蔵ライブラリデータのひとつである 238 群ライブラリデータを使用して中性子実効増倍率を求め、その値が解析コードの精度等を考慮して、0.95 以下となることを確認する。

臨界解析に用いる使用済燃料集合体の仕様を表 1-3 に示す。表 1-3 より、最も反応度の高い高燃焼度 8×8 燃料を代表とする。臨界解析条件を表 1-4 に示す。使用済燃料集合体には可燃性毒物としてガドリニアを添加した燃料棒が含まれるが、乾燥状態の中性子実効増倍率の評価に当たってはガドリニアの存在を無視する。また、冠水状態の解析では、ガドリニアによる燃焼初期の反応度抑制効果を考慮して、収納対象となる使用済燃料集合体の反応度が最も高くなる条件を包絡できるよう、炉心装荷冷温状態での燃料集合体の無限増倍率が 1.3 となるモデルバンドルを仮定する。これらの使用済燃料集合体を HDP-69BCH(B)型に 69 体収納した状態を設定し、特定兼用キャスク相互の中性子干渉を考慮して、HDP-69BCH(B)型が無限に配列している体系とする。さらに、バスケット内の使用済燃料集合体は、中性子実効増倍率が最大となるように配置するとともに、バスケットプレート板厚及び内のり等の寸法条件について公差を考慮し、中性子吸収材はほう素添加量を下限値とする等、安全裕度を見込むこととする。なお、設計貯蔵期間経過後の中性子吸収材中のほう素の減損割合は非常に小さいため、これを無視する。

上記条件に基づく解析の結果、表 1-5 に示すように、統計誤差として標準偏差の 3 倍を考慮した中性子実効増倍率は 0.95 以下を満足している。

4.2 遮蔽機能

(1) 遮蔽機能に関する構造

HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料からの放射線を特定兼用キャスク本体及び蓋部により遮蔽する。ガンマ線遮蔽材には、鋼製の材料を用い、中性子遮蔽材には、水素を

多く含有するレジンを用いる。

(2) 遮蔽解析

遮蔽解析フローを図 1-5 に示す。

遮蔽解析では、二次元輸送計算コード DOT3.5(断面積ライブラリ:DLC-23/CASK)を用いて線量当量率を評価する。線量当量率評価に用いる線源強度は、収納する使用済燃料の種類、燃焼度、濃縮度、冷却期間等を条件に、遮蔽評価が厳しくなる条件を設定し、燃焼計算コード ORIGEN2(断面積ライブラリ:BWR-U)を用いて、線量当量率評価に用いる線源強度を求める。

使用済燃料集合体の線源強度計算条件を表 1-6 に示す。線源強度の計算には、使用済燃料集合体の平均燃焼度に対する軸方向の燃焼度の比を包含する燃焼度分布(以下「ピーティングファクター」という。)を考慮する。線源強度の計算結果を表 1-7 に示す。

線量当量率の評価は、表 1-7 より、線源強度の大きい新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 8×8 燃料を混載した収納配置(i)、(ii)を対象として実施する。

線量当量率の評価に当たっては、図 1-2 に示す使用済燃料集合体の燃焼度に応じた収納位置を考慮する。また、設計貯蔵期間中における HDP-69BCH(B)型の中性子遮蔽材の熱による遮蔽性能の低下を考慮する。

上記条件に基づく解析の結果、表 1-5 に示すように、表面及び表面から 1 m 離れた位置における最大線量当量率は、それぞれ 2 mSv/h 以下及び 100 μ Sv/h 以下を満足している。

4.3 除熱機能

(1) 除熱機能に関する構造

HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料から発生する崩壊熱を伝導、対流、ふく射により HDP-69BCH(B)型の外表面に伝え、周囲の空気等に伝達する。特定兼用キャスク本体側部の中性子遮蔽材には熱伝導率の低いレジンが用いられているので、伝熱フィンを設けることにより必要な伝熱性能を確保する。

(2) 除熱解析

除熱解析フローを図 1-6 に示す。

除熱解析は、HDP-69BCH(B)型の実形状を軸方向断面、径方向断面にそれぞれ二次元で、燃料集合体の実形状を径方向断面に二次元でモデル化し、伝熱解析コード ABAQUS を用いて行う。

除熱解析条件を表 1-8 に示す。使用済燃料の種類、燃焼度、濃縮度、冷却期間等を条件に燃焼計算コード ORIGEN2 を用いて求めた崩壊熱量、及び図 1-2 に示す使用済燃料の燃焼度に応じた収納位置を入力条件として、燃料被覆管及び安全機能を維持する上で重要な構成部材の温度を評価する。燃料被覆管は貯蔵する使用済燃料集合体の種類ごとに定める制限温度以下、構成部材はその健全性に影響を与えない温度

となることを確認する。

蓋部及び底部の温度は、軸方向断面の二次元モデル、それ以外の構成部材の温度は径方向断面の二次元モデルで評価し、燃料被覆管の温度は、燃料集合体の径方向断面の二次元モデルで評価する。また、構成部材の温度評価に当たっては、表1-6に示す使用済燃料のピーキングファクターを考慮して、最大崩壊熱量を上回る崩壊熱量を設定する。さらに、燃料被覆管の温度評価に当たっては、軸方向を断熱条件とする等、十分な保守性を見込むこととする。貯蔵用緩衝体の装着時の影響は、輸送用緩衝体をHDP-69BCH(B)型に両端に装着した条件で評価を行う。

上記条件に基づく解析の結果、表1-5に示すように、燃料被覆管は制限温度を満足している。また、構成部材の温度は、その健全性に影響を与えない温度である。

4.4 閉じ込め機能

(1) 閉じ込め機能に関する構造

HDP-69BCH(B)型の閉じ込め構造を図1-7に、シール部詳細を図1-8に示す。

HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスク本体及び蓋部により使用済燃料集合体を収納する空間を特定兼用キャスク外部から隔離し、設計貯蔵期間を通じて負圧に維持する。HDP-69BCH(B)型は、蓋部を一次蓋、二次蓋の二重閉じ込め構造とし、その蓋間をあらかじめ正圧とし圧力障壁を形成することにより、放射性物質を特定兼用キャスク内部に閉じ込める。また、使用済燃料集合体を収納する空間に通じる貫通孔のシール部は一次蓋に設ける。蓋及び蓋貫通孔のシール部には、長期にわたって閉じ込め機能を維持する観点から金属ガスケットを用いる。

金属ガスケットは、設計貯蔵期間を通じて、蓋間の空間に充填されているヘリウムガスが蓋間の圧力を一定とした条件下で使用済燃料集合体を収納する空間側に漏えいし、かつ、燃料被覆管からの核分裂生成ガスの放出を仮定しても、使用済燃料集合体を収納する空間を負圧に維持できるように設定し、その漏えい率を満足していることを貯蔵前の気密漏えい検査により確認する。

また、HDP-69BCH(B)型は、その蓋間の圧力を測定することにより閉じ込め機能を監視する。蓋間の圧力に異常が生じた場合でも、あらかじめ特定兼用キャスク内部を負圧に維持するとともに、蓋間の圧力を正圧としているので、内部の気体が外部に漏えいすることはない。

(2) 閉じ込め評価

閉じ込め評価フローを図1-9に示す。

閉じ込め評価では、設計貯蔵期間中を通じて HDP-69BCH(B)型内部の負圧を維持できる漏えい率を求める。

漏えい率は、シールされる流体、シール部温度及び漏えいの上流側と下流側の圧力に依存する。したがって、特定兼用キャスク内部圧力変化は、蓋間圧力と内部圧力の圧力差のもとで、ある漏えい率をもつシール部を通して特定兼用キャスク内部へ流

入する気体の漏えい量を積分することによって求められる。

HDP-69BCH(B)型の閉じ込め評価の基準となる基準漏えい率は、設計貯蔵期間中に特定兼用キャスク内部の負圧が維持できる漏えい率として定義され、使用する金属ガスケットが確保可能な設計漏えい率及び貯蔵開始前の気密漏えい検査の判定基準として確認可能な漏えい率(リークテスト判定基準)を上回るものでなければならない。

基準漏えい率を求めるに当たり設定した評価条件を表 1-9 に示す。蓋間圧力は一定とし、蓋間空間のガスは特定兼用キャスク内部側にのみ漏えいするものとして漏えい率の計算を行う。また、大気圧は、気象変化による圧力変動を考慮した値として 9.7×10^4 Pa とする。特定兼用キャスク内部空間の圧力の算定に当たっては、使用済燃料の破損率として、米国の使用済燃料の乾式貯蔵中における漏えい燃料発生率(約 0.01 %)、及び日本の軽水炉における運転中の漏えい燃料発生率(約 0.01 %以下)を考慮し、保守的な値として 0.1 %とする。

閉じ込め評価の結果、表 1-5 に示すように、使用する金属ガスケットの設計漏えい率を満足している。なお、搬出前の漏えい率検査では、一次蓋及び蓋貫通孔のカバープレートシール部の漏えい率の合計がリークテスト判定基準を満足することを確認する。

4.5 構造強度

(1) 構造

HDP-69BCH(B)型は、自重、内圧、熱荷重等を考慮して設計するとともに、貯蔵施設内での取扱い時に生じる荷重等を考慮しても構造健全性を維持する設計とする。

HDP-69BCH(B)型は、貯蔵建屋内においてトラニオンを天井クレーン等により吊り上げて取り扱う。また、貯蔵中は、貯蔵建屋内の支持構造物である貯蔵架台を介して床面に固定される。

(2) 構造解析

HDP-69BCH(B)型の各評価部位に対する構造強度解析フローを図 1-10 に示す。

HDP-69BCH(B)型に発生する応力は、想定される荷重をもとに HDP-69BCH(B)型の実形状をモデル化し、構造解析コード ABAQUS 及び応力評価式を使用して求める。

貯蔵施設における取扱い時の構造強度評価は、取扱いによって発生する加速度として、HDP-69BCH(B)型を垂直姿勢で吊り上げる事象を想定し、以下に示す加速度を考慮して行う。

・鉛直方向： 1.3 G

上記の加速度による構造解析の結果、表 1-5 に示すように、特定兼用キャスク各部に発生する応力は、金属キャスク構造規格等の供用状態に定められた許容基準以下である。

4.6 長期健全性

使用済燃料の貯蔵中に構成部材が経年変化する要因としては、放射線照射、熱及び腐食が考えられるため、これらの要因に対する構成部材の設計貯蔵期間における健全性評価を以下に示す。

(1) 特定兼用キャスク本体及び蓋部(金属ガスケットを除く。)の長期健全性

特定兼用キャスク本体及び蓋部(金属ガスケットを除く。)の主要な構成部材は、胴、外筒、一次蓋、二次蓋、蓋ボルト、トラニオン、中性子遮蔽材及び伝熱フィンである。

(a) 放射線照射による経年変化

イ. 胴、外筒、一次蓋、二次蓋、蓋ボルト

胴、外筒、一次蓋、二次蓋、蓋ボルトに使用する材料は炭素鋼又はニッケルクロムモリブデン鋼であり、中性子照射量が 10^{16} n/cm² までは、顕著な機械的特性変化は見られないことが示されており、使用環境はその範囲内である⁽⁸⁾。

ロ. トラニオン

トラニオンに使用する材料はステンレス鋼であり、中性子照射量が 10^{17} n/cm² までは、顕著な機械的特性変化は見られないことが示されており、使用環境はその範囲内である⁽⁹⁾。

ハ. 中性子遮蔽材

HDP-69BCH(B)型で用いる中性子遮蔽材(レジン)については、(一財)原子力発電技術機構「平成 15 年度リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等(金属キャスク貯蔵技術確証試験)報告書」⁽¹⁰⁾やレジンの性能を報告した資料⁽⁴⁾において、 10^4 Gy 程度のガンマ線照射量、又は 10^{15} n/cm² 程度の中性子照射量が、質量減損に影響を与えることはないことが示されており、使用環境はその範囲内である。

二. 伝熱フィン

伝熱フィンに使用する材料は銅及び炭素鋼である。伝熱フィンは構造強度部材ではないため、照射による強度変化を考慮する必要はない。なお、銅については中性子照射量が 10^{16} n/cm² までは、顕著な機械的特性変化は見られないことが示されており、使用環境はその範囲内である⁽¹¹⁾。また、炭素鋼についてはイ. に示すとおりである。

(b) 熱による経年変化

イ. 胴、外筒、一次蓋、二次蓋、蓋ボルト

胴、外筒、一次蓋、二次蓋、蓋ボルトの温度は 150 °C 以下であり材質変化することはない。また、クリープによる変形を考慮すべき温度は融点(絶対温度)の 1/3 に相当する約 300°C を超える場合であり、クリープを考慮する必要はない⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

ロ. トラニオン

トラニオンの温度は 150 °C 以下であり、材質変化することはない。また、ク

リープによる変形を考慮すべき温度は融点(絶対温度)の1/3に相当する約280 °Cを超える場合であり、クリープを考慮する必要はない⁽¹²⁾。

ハ. 中性子遮蔽材

遮蔽解析では、HDP-69BCH(B)型で用いる中性子遮蔽材のレジンの性能を報告した資料⁽⁴⁾に基づいて設計貯蔵期間後の熱によるレジンの質量減損量を評価し、質量減損量を考慮した遮蔽計算を行っている。

ニ. 伝熱フィン

構造強度部材ではないため、熱による強度変化を考慮する必要はない。なお、伝熱フィンの温度は135 °C以下であり、材質変化することはない。

(c) 腐食による経年変化

イ. 洞、外筒、一次蓋、二次蓋、蓋ボルト

洞内面、一次蓋及び二次蓋内部は、洞内及び蓋間にヘリウムガスを封入し、不活性ガス雰囲気が維持されるため、その機能を阻害するような腐食はない。また、外筒外面、二次蓋外面及び蓋ボルトは塗装又はメッキによる防鏽措置を施す。なお、洞外面及び外筒内面は、中性子遮蔽材の経年変化に伴い生じる水による腐食を考慮しても、構造強度への影響はない。

ロ. トラニオン

トラニオンは、使用環境を考慮し、必要に応じて防鏽措置を施すことで腐食を防止できる。

また、中性子遮蔽材に接するトラニオンの内面は、中性子遮蔽材の経年変化により生じる水による腐食を考慮しても構造強度への影響はない。

ハ. 中性子遮蔽材

中性子遮蔽材はレジンであり腐食することはない。なお、熱により化学的に経年変化するため、(b)「熱による経年変化」に示すとおり中性子遮蔽材の質量減損量を評価し、質量減損量を考慮した遮蔽計算を行っている。

ニ. 伝熱フィン

伝熱フィンは洞と外筒との間に取り付けられているが、洞外面と外筒内面の炭素鋼が中性子遮蔽材の経年変化に伴い生じる水と選択的に結合し腐食するところから、銅は腐食することなく伝熱機能への影響を考慮する必要はない。

(2) 金属ガスケットの長期健全性

(a) 放射線照射による経年変化

金属ガスケットに使用する材料はニッケル基合金及びアルミニウムであり、中性子照射量が 10^{17} n/cm²までは顕著な機械的特性変化は見られないことが示されており、使用環境はその範囲内である⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾。

(b) 热による経年変化

(一財)電力中央研究所による試験において、金属ガスケットの塑性変形率と閉

じ込め機能の温度・時間依存性は、図 1-11 に示す金属ガスケットに対して図 1-12 から算出される以下の Larson-Miller パラメータ (LMP) により表されることが確認されている⁽¹⁷⁾。

$$LMP = T \cdot (C + \log(t))$$

ここで、

T : 温度 (K)

t : 時間 (h)

C : LMP の定数 (-)

なお、図 1-12 の塑性変形率 Dp の定義は、図 1-13 に示すとおりである。

上記より、金属ガスケットの長期閉じ込め機能の評価は閉じ込め機能が保持できる限界の LMP を求め、ある温度における限界時間を予測する手法により行うことができる。図 1-14 に示すとおり HDP-69BCH(B)型に用いる金属ガスケットについての LMP の定数 C=20 における漏えい率と LMP の関係から、初期の閉じ込め機能 (1×10^{-10} Pa · m³ / s 以下) を保持できる限界の LMP は、アルミニウム被覆 (ガスケット C) の場合約 11×10^3 である⁽¹⁷⁾。LMP の定数 C=14 における LMP と漏えい率の関係は図 1-15 に示すとおりであり、初期の閉じ込め機能 (1×10^{-10} Pa · m³ / s 以下) を保持できる限界の LMP は、約 8.0×10^3 である⁽¹⁸⁾。HDP-69BCH(B)型の金属ガスケット部温度は 100 °C 以下であり、設計貯蔵期間である 60 年の条件で求められる LMP は、LMP の定数 C=14 及び 20 において、初期の閉じ込め機能を保持できる限界の LMP を下回る。したがって、金属ガスケットは設計貯蔵期間を通じて健全性を維持できる。

(c) 腐食による経年変化

一次蓋の金属ガスケットはヘリウムガス雰囲気であり腐食を考慮する必要はない。また、二次蓋の金属ガスケットは外側が大気となっているが、使用環境より厳しい塩水噴霧環境においても金属ガスケットの漏えい率に変化がないことが確認されている⁽¹⁹⁾。

(3) バスケットの長期健全性

バスケットの主要な構成部材は、中性子吸収材を添加したバスケットプレートである。

(a) 放射線照射による経年変化

バスケットプレートに使用する材料はほう素添加ステンレス鋼であり、中性子照射量が 10^{17} n/cm² までは、顕著な機械的特性変化は見られないことが示されており、使用環境はその範囲内である⁽²⁰⁾。

特定兼用キャスクの燃料部の全中性子束を約 1.1×10^6 n/cm²/s とし、安全側に全中性子束を用いて評価すると設計貯蔵期間経過後の中性子吸収材の減損割合は 10^{-5} 程度であり、劣化は無視し得るレベルである。

伝熱部材に使用する材料はアルミニウム合金であり、中性子照射量が 10^{19} n/cm^2 までは、顕著な機械的物性変化は見られないことが示されており、使用環境はその範囲内である⁽¹⁶⁾。

(b) 熱による経年変化

バスケットプレートの温度は 260 °C 以下であり、材質変化することはない。また、構造強度部材であるバスケットプレートについて、クリープによる変形を考慮すべき温度は融点(絶対温度)の 1/3 に相当する約 280 °C を超える場合であり、クリープを考慮する必要はない⁽¹²⁾。

(c) 腐食による経年変化

バスケットプレートが設置される洞内にヘリウムガスを封入し、不活性ガス雰囲気が維持されるため、腐食を考慮する必要はない。

4.7 自然現象等に対する安全機能維持評価

地震、津波及び竜巻に対する安全機能維持評価を以下に示す。

4.7.1 地震

(1) 基礎等に固定する設置方法

地震荷重として、表 1-10-1 に示す評価条件に基づき、HDP-69BCH(B)型に発生する地震荷重を算定し、自重、内圧、熱荷重等を考慮した上で、図 1-10 に示す構造強度解析フロー図で評価を行う。地震荷重は、水平地震力と鉛直地震力を同時に不利な方向の組み合わせで作用させることに加え、供用中に HDP-69BCH(B)型に作用する荷重を組み合わせる。

表 1-11-1 に示すように、図 1-16-1、図 1-16-2 に示すトラニオン、トラニオン接続部及び固定装置（トラニオン固定金具及びトラニオン固定ボルト）に生じる応力は、許容基準以下で弾性状態に留まり、特定兼用キャスクは転倒しないため、安全機能を担保する部位が損なわれることはなく、特定兼用キャスクの安全機能は維持される。

(2) 蓋部が金属部へ衝突しない設置方法

HDP-69BCH(B)型は、表 1-10-1 に示す評価条件に基づき算定した地震荷重が HDP-69BCH(B)型に作用しても、貯蔵用緩衝体の装着により、兼用キャスク告示に定める地震力による特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない、蓋部が金属部へ衝突しない方法で設置できる設計とする。したがって、表 1-10-1 に示す評価条件に基づく地震荷重が HDP-69BCH(B)型に作用しても、特定兼用キャスクの安全機能を構成する構成部材は許容基準を満足し、特定兼用キャスクの安全機能は維持される。なお、表 1-11-2 及び表 1-11-3 に示すように、兼用キャスク告示の地震力による加速度は、0.3m 落下時の設計加速度よりも小さく、発生応力も、金属キャスク構造規格の供用状態 D に対して、許容基準を満足する。

4.7.2 津波

津波荷重として、表 1-10-1 に示す評価条件に基づき、HDP-69BCH(B)型に発生する津

波荷重を算定し、図 1-10 に示す構造強度解析フロー図で評価を行う。

安全機能維持評価では、表 1-10-1 に示す評価条件に基づき、HDP-69BCH(B)型に作用する津波荷重を算定し、特定兼用キャスクの安全機能を担保する構成部材が損なわれないことを確認する。

津波荷重として、浸水深に基づく津波波力並びに流速及び漂流物質量に基づく漂流物衝突荷重の組み合わせを考慮し、HDP-69BCH(B)型に発生する津波荷重を算定する。津波波力の算定には、「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針」に示される評価式を、また、漂流物衝突荷重の算定には、「道路橋示方書・同解説 I 共通編、IV 下部構造物編」に示される評価式を用いる。

また、安全機能維持評価では、貯蔵用緩衝体による津波荷重のエネルギー吸収を無視するとともに、貯蔵用緩衝体の構造体としての剛性を考慮しない条件とする。

上記条件に基づく評価の結果、表 1-12-1 に示すように、津波荷重は、外運搬規則の技術上の要件である一般の試験条件で HDP-69BCH(B)型に作用する設計荷重（0.3 m 落下時）より小さいため、特定兼用キャスクの安全機能は維持される。また、表 1-12-2 及び表 1-11-3 に示すように、津波荷重による加速度は、0.3 m 落下時の設計加速度よりも小さく、発生応力は、金属キャスク構造規格の供用状態 D に対して、許容基準を満足する。

HDP-69BCH(B)型の津波荷重が直接衝突する部位は、津波荷重により破断しない板厚であるため、特定兼用キャスクの安全機能は維持される。

4.7.3 竜巻

竜巻荷重として、表 1-10-1 に示す評価条件に基づき、HDP-69BCH(B)型に発生する竜巻荷重を算定し、図 1-10 に示す構造強度解析フロー図で評価を行う。

安全機能維持評価では、表 1-10-1 に示す評価条件に基づき、HDP-69BCH(B)型に作用する竜巻荷重を算定し、特定兼用キャスクの安全機能を担保する構成部材が損なわれないことを確認する。

竜巻荷重として、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝突による荷重を組み合わせた複合荷重を考慮し、HDP-69BCH(B)型に作用する竜巻荷重を算定する。なお、設計飛来物については、表 1-10-2 に示す竜巻影響評価ガイド 解説表 4.1 表に示される 5 種類とする。設計飛来物の衝突による荷重は、設計飛来物の圧壊挙動を無視した Riera の式を適用する。

また、安全機能維持評価では、貯蔵用緩衝体による竜巻荷重のエネルギー吸収を無視するとともに、貯蔵用緩衝体の構造体としての剛性を考慮しない条件とする。

上記条件に基づく評価の結果、表 1-12-1 に示すように、竜巻荷重は、外運搬規則の技術上の要件である一般の試験条件で HDP-69BCH(B)型に作用する設計荷重（0.3 m 落下時）より小さいため、特定兼用キャスクの安全機能は維持される。また、表 1-12-2

及び表 1-11-3 に示すように、竜巻荷重による加速度は、0.3 m 落下時の設計加速度よりも小さく、発生応力は、金属キャスク構造規格の供用状態 D に対して、許容基準を満足する。

HDP-69BCH(B)型の設計飛来物が直接衝突する部位は、設計飛来物による衝突荷重により破断しない板厚であるため、特定兼用キャスクの安全機能は維持される。

表 1-1 HDP-69BCH(B)型の仕様

項 目		仕 様
全質量(使用済燃料集合体を含む。)(t)		約 119
寸 法	全長(m)	約 5.4
	外径(m)	約 2.5
	収納体数(体)	69
	最大崩壊熱量(kW)	13.8
主要材質	特定兼用キャスク本体	
	胴(ガンマ線遮蔽材)	炭素鋼
	外筒(ガンマ線遮蔽材)	炭素鋼
	トランニオン	ステンレス鋼
	中性子遮蔽材	レジン
	伝熱フィン	炭素鋼(銅クラッド鋼)
	蓋部	
	一次蓋	炭素鋼
	二次蓋	炭素鋼
	蓋ボルト	ニッケルクロムモリブデン鋼
バスケット(強度部材)		バスケットプレート (ほう素添加ステンレス鋼)
内部充填ガス		ヘリウムガス
シール材		金属ガスケット
閉じ込め監視方式		圧力検出器による蓋間圧力監視

表 1-2 使用済燃料集合体の仕様

項目	仕 様			
使用済燃料集合体の種類	新型 8×8 燃料	新型 8×8 ジルコニウム ライナ燃料	高燃焼度 8×8 燃料	
最高燃焼度 *1 (MWd/t)	34,000 以下	40,000 以下	40,000 以下	48,000 以下
最短冷却期間 *2 (年)	28	18	18	20
集合体幅(mm) *3	約 132 又は約 134			
全長(mm) *3	約 4,350 又は約 4,470			
質量(kg) *3	約 270			
初期濃縮度(wt%) *3	約 3.1	約 3.3	約 3.7	
収納体数(体)	69			

注記 *1：最高燃焼度とは、収納する燃料集合体 1 体の燃焼度の平均値の最大値を示す。

*2：最短冷却期間とは、収納する燃料集合体の最短の冷却期間を示す。

*3：使用済燃料集合体の代表的な値を記載。

表 1-3 臨界解析に用いる使用済燃料集合体の仕様

項目	単位	高燃焼度 8×8 燃料
燃料材質	—	二酸化ウラン
被覆管材質	—	ジルカロイ-2
燃料密度	% 理論密度	[REDACTED]
ペレット直径	mm	[REDACTED]
燃料有効長	m	[REDACTED]
燃料棒配列	—	8×8
燃料集合体当たりの燃料棒数	本	60
初期濃縮度	wt%	3.66

[REDACTED] 内は商業機密のため、非公開とします。

表 1-4 臨界解析条件

項目	乾燥状態	冠水状態
収納物	高燃焼度 8×8 燃料	
濃縮度	3.66 wt%	濃縮度の異なる 2 種類の燃料棒を用い、炉心装荷冷温状態での燃料集合体の無限増倍率が 1.3 となる燃料モデル(モデルバンドル)
収納体数	69 体	
バスケット格子内の燃料配置	中心偏向配置	
寸法	バスケットプレート板厚	
条件	バスケット格子内のり	
中性子吸収材含有率	仕様上の下限値	
HDP-69BCH(B)型内雰囲気	真空	冠水(水密度 1.0 g/cm ³)
HDP-69BCH(B)型外雰囲気	真空	
HDP-69BCH(B)型配列	無限配列(完全反射境界条件)	
チャンネルボックス	なし	あり
中性子遮蔽材(レジン)	中性子遮蔽材を真空に置換	

表 1-5 HDP-69BCH(B)型評価結果

項目		評価結果	設計基準値
臨界防止	中性子 実効増倍率	乾燥状態	0.41
		冠水状態	0.89
遮蔽	表面最大線量当量率(mSv/h)		1.1
	表面から1m離れた位置 における最大線量当量率(μSv/h)		81
閉じ込め	金属ガスケットの漏えい率(Pa·m ³ /s)		1.6×10^{-6}
除熱	燃料被覆管 最高温度 (°C)	新型8×8燃料	196
		新型8×8ジルコニア ムライナ燃料、 高燃焼度8×8燃料	262
	特定兼用キャスク 構成部材 最高温度 (°C)	胴、外筒、蓋部	142
		中性子遮蔽材 (レジン)	128
		金属ガスケット	98
		バスケット格子	251
構造強度	取扱い時 (MPa)	蓋部の応力強さ	46以下
		一次蓋ボルトの応力	389以下
		上部トラニオンの 応力強さ	192以下

注記*1：設計貯蔵期間中に特定兼用キャスク本体内部の負圧が維持できる漏えい率(標準状態)を示す。金属ガスケットの設計漏えい率は、約 10^{-7} Pa·m³/sであり、基準漏えい率 2.4×10^{-6} Pa·m³/sを下回る。

表 1-6 使用済燃料集合体の線源強度計算条件(1/2)

燃料種類	新型 8×8 ジルコニウム ライナ燃料	高燃焼度 8×8 燃料		新型 8×8 燃料	
使用済燃料集合体 の収納配置条件	配置(i)				配置(iii)
燃焼度(MWd/t)	34,000	40,000	34,000	40,000	29,000
比出力(MW/t)	25.3	同左	26.2	同左	25.3
照射 期間 (日)	使用済 燃料集合体 チャンネル ボックス	1344	1582	1298	1527
濃縮度(wt%)	2.88	同左	3.35	同左	2.88
冷却期間(年)	18	同左	18	同左	28
ウラン質量(kg)	177	同左	174	同左	177
ピーキング ファクター [*] (上部)					
(下部)					

注記*1：ノードは燃料有効部を軸方向に□したるものである。

□ 内は商業機密のため、非公開とします。

表 1-6 使用済燃料集合体の線源強度計算条件(2/2)

燃料種類		新型 8×8 ジルコニウム ライナ燃料	高燃焼度 8×8 燃料	
使用済燃料集合体の 収納配置条件		配置(ii)		
燃焼度(MWd/t)		40,000	40,000	48,000
比出力(MW/t)		25.3	26.2	同左
照射 期間(日)	使用済燃料集合体	1582	1527	1833
	チャンネルボックス			
濃縮度(wt%)		2.88	3.35	同左
冷却期間(年)		22	22	20
ウラン質量(kg)		177	174	同左
ピーキングファクター ^{*1} (上部)				
(下部)				

注記*1：ノードは燃料有効部を軸方向に [] したものである。

[] 内は商業機密のため、非公開とします。

表 1-7 特定兼用キャスク 1 基当たりのガンマ線及び中性子の線源強度

使用済燃料集合体の種類		新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料 及び 高燃焼度 8×8 燃料		新型 8×8 燃料
使用済燃料集合体の 収納配置条件		配置 (i)	配置 (ii)	配置 (iii)
濃縮度 (wt%)		2. 88 (新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料) 3. 35 (高燃焼度 8×8 燃料)		2. 88
燃焼度 (MWd/t)	外周部 中央部	34, 000 40, 000	40, 000 48, 000	29, 000 34, 000
冷却年数 (年)		18	22 (外周) 20 (中央)	28
使用済燃料集合体の燃料有効部の ガンマ線の線源強度 (photons/s)		8. 9×10 ¹⁶	8. 9×10 ¹⁶	6. 0×10 ¹⁶
使用済燃料集合体構造材の 放射化によるガンマ線の線源強度 (⁶⁰ Co:Bq)		1. 3×10 ¹⁴	1. 1×10 ¹⁴	3. 1×10 ¹³
使用済燃料集合体の燃料有効部の 中性子の線源強度 (n/s)*1		1. 4×10 ¹⁰	1. 5×10 ¹⁰	5. 0×10 ⁹

注記*1：中性子実効増倍率の効果を考慮した値である。

表 1-8 除熱解析条件

項目	解析条件	
燃料集合体のピーピングファクター	表 1-6 に示すピーピングファクターを考慮	
燃料集合体の収納位置	図 1-2 に示す収納位置ごとの崩壊熱量を設定	
境界条件	周囲温度(°C)	45
	壁面温度(°C)	65
	壁面放射率	貯蔵建屋 : 0.8 コンクリートモジュール : 0.9
	特定兼用キャスク表面放射率	0.8
	特定兼用キャスク表面から壁面への形態係数	貯蔵建屋 : 0.232 コンクリートモジュール : 1.0
	貯蔵姿勢	たて置き 横置き
緩衝体の有無	なし	あり

表 1-9 閉じ込め評価条件

項目		評価条件
圧力 (Pa[abs])	特定兼用キャスク内部(初期)	8.0×10^4
	蓋間空間(初期)	4.1×10^5
	大気圧	9.7×10^4 *1
空間 容積(m ³)	特定兼用キャスク内部 *2	[REDACTED]
	蓋間空間	[REDACTED]
温度(°C)	特定兼用キャスク内部 *3	262
	漏えい気体 *4	-22.4
内部気体		ヘリウム
設計貯蔵期間(年)		60

注記*1：収納された使用済燃料集合体の破損率(0.1%)による圧力上昇分を別途考慮する。

*2：特定兼用キャスク内部の全空間容積から燃料集合体及びバスケットの容積を除いた空間容積を示す。

*3：燃料集合体最高温度を保守的に設定した値を示す。

*4：特定兼用キャスク周囲最低温度を示す。

[REDACTED] 内は商業機密のため、非公開とします。

表 1-10-1 地震、津波及び竜巻の評価条件

事象	評価条件
地震	水平加速度 2300 Gal 及び 鉛直加速度 1600 Gal ^{*1}
津波	浸水深 10 m ^{*1} 、流速 20 m/s ^{*1} 、漂流物質量 100 t ^{*2}
竜巻	最大風速 100 m/s ^{*1} 、設計飛来物(表 1-10-2 参照)

注記*1：兼用キャスク告示に定められる評価条件

*2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 別記 4 第 5 条の 2 の一に定められる評価条件

表 1-10-2 設計飛来物について^{*1}

飛来物の種類	棒状物		板状物	塊状物	
	鋼製パイプ	鋼製材	コンクリート板	コンテナ	トラック
寸法 (m)	長さ×直径 2×0.05	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2	長さ×幅×厚さ 1.5×1×0.15	長さ×幅×奥行 2.4×2.6×6	長さ×幅×奥行 5×1.9×1.3
質量 (kg)	8.4	135	540	2300	4750
最大水平 速度(m/s)	49	51	30	60	34
最大鉛直 速度(m/s)	33	34	20	40	23

注記*1：原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第 13061911 号(平成 25 年 6 月 19 日)

原子力規制委員会決定、令和元年 9 月 6 日一部改正) 解説表 4.1

表 1-11-1 地震時の応力評価結果
(基礎等に固定する設置方法のトラニオンの評価結果)

項目	評価結果	設計基準値 ¹	備考
下部トラニオン	349 MPa	591 MPa	
トラニオン接続部	43 MPa	150 MPa	
トラニオン固定金具	565 MPa	591 MPa	
トラニオン固定ボルト	350 MPa	638 MPa	表 1-10-1に基づき、特定兼用キャスクに生じる応力を評価。 発生応力は降伏応力以下であり、特定兼用キャスクは健全性を維持する。

注記*1：金属キャスク構造規格の基準値（降伏応力）

表 1-11-2 兼用キャスク告示に定める加速度と設計加速度

加速度方向	兼用キャスク告示に定める加速度	設計加速度 ¹
水平方向	23 m/s ²	196 m/s ²
鉛直方向	16 m/s	294 m/s ²

注記*1：0.3 m落下時に HDP-69BCH(B)型に作用する加速度

表 1-11-3 設計加速度が HDP-69BCH(B)型に作用した場合の評価結果

項目		評価結果 ²	設計基準値 ³
臨界防止	バスケットプレート	72 MPa	306 MPa
遮蔽・除熱	外筒 ¹	70 MPa	373 MPa
閉じ込め	一次蓋シール部	46 MPa	186 MPa
	一次蓋ボルト	492 MPa	848 MPa

注記*1：外筒は、レジンを保持し、かつ伝熱フィンが取り付けられる部材であり、外筒の健全性を確認することで、遮蔽機能及び除熱機能が維持される。

注記*2：各評価部位のうち、設計基準値に対する余裕が最も少ない結果を示す。

注記*3：金属キャスク構造規格の基準値

表 1-12-1 津波及び竜巻時の荷重評価結果

項目	作用荷重	設計基準値 ^{*1}	備考
津波漂流物の衝突 (波力を含む。)	9.03 MN	頭部垂直落下 38.8 MN	表 1-10-1、表 1-10-2 に基づき、HDP-69BCH(B)型の表面に生じる作用荷重を評価。
設計飛来物の衝突 (竜巻による荷重 を含む)	8.63 MN ^{*2}	水平落下 26.0 MN	作用荷重は 0.3 m 落下時の設計加速度によって発生する衝突荷重以下であり、特定兼用キャスクの安全機能は維持する。

注記 *1 : 0.3 m 落下時の衝撃荷重

*2 : 設計飛来物であるトラックの衝突による荷重に竜巻による荷重を考慮した値。

表 1-12-2 津波荷重又は竜巻荷重が HDP-69BCH(B)型に作用した場合に生じる加速度

津波荷重による 加速度 (m/s ²)	竜巻荷重による 加速度 (m/s ²)	設計加速度 (m/s ²) ^{*1}
69 m/s ²	72 m/s ²	196 又は 294 m/s ²

注記 *1 : 0.3 m 落下時に HDP-69BCH(B)型に作用する加速度。表 1-11-3 と同じ値であり、評価結果は表 1-11-3 と同じ値となる。

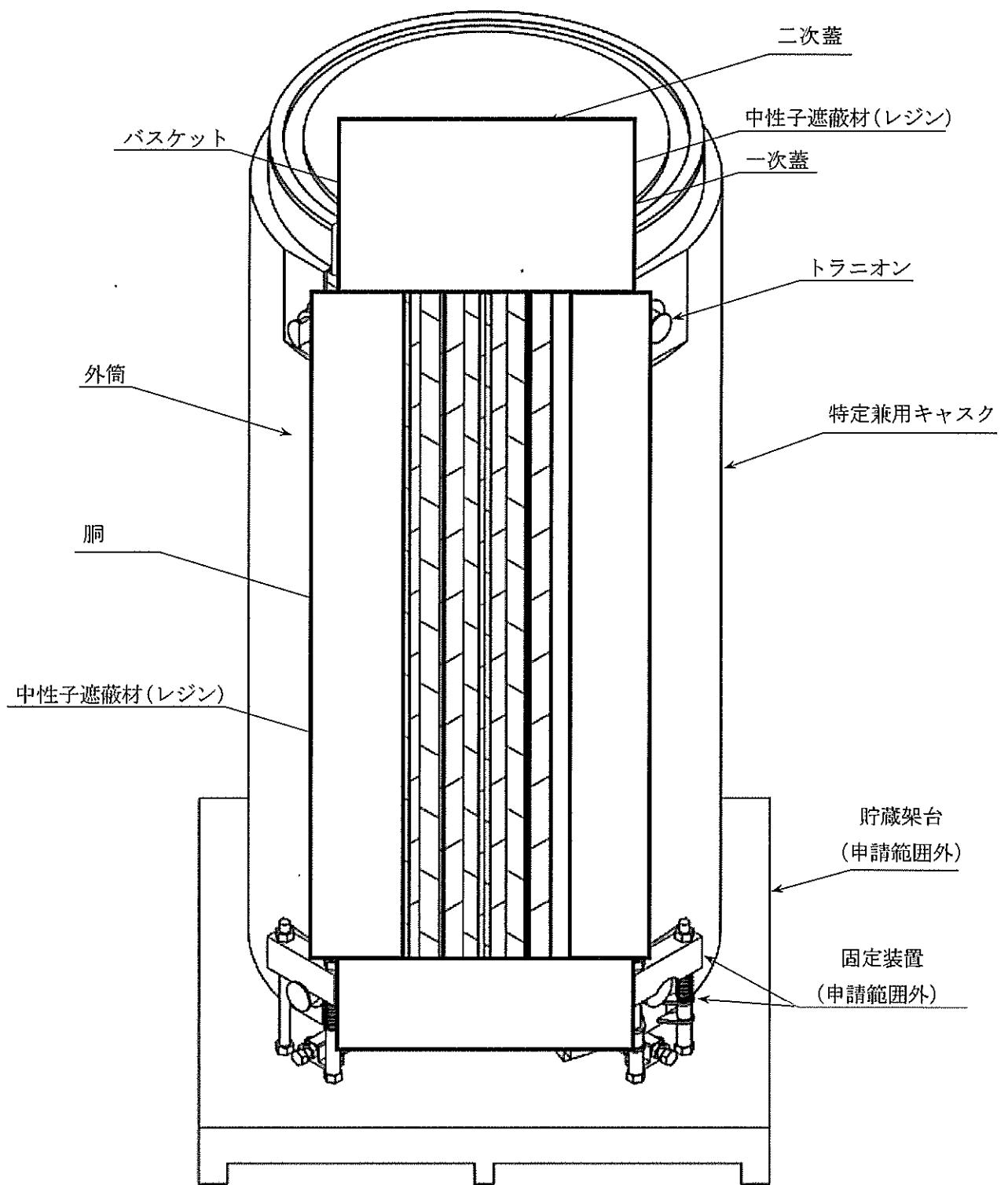


図 1-1-1 HDP-69BCH(B)型構造図
(基礎等に固定する設置方法(たて置き)の例)

□ 内は商業機密のため、非公開とします。

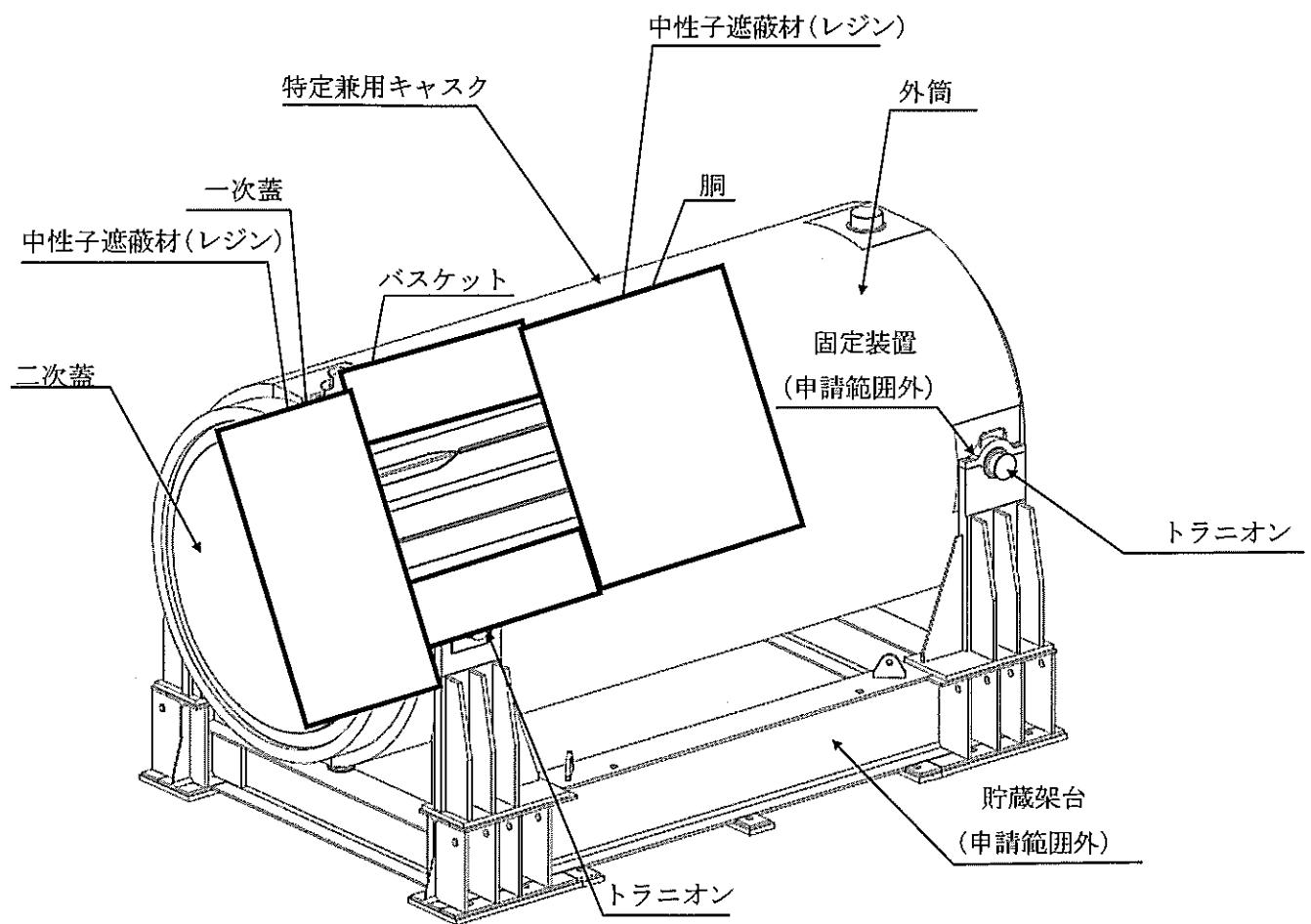


図1-1-2 HDP-69BCH(B)型構造図
(基礎等に固定する設置方法(横置き)の例)

□ 内は商業機密のため、非公開とします。

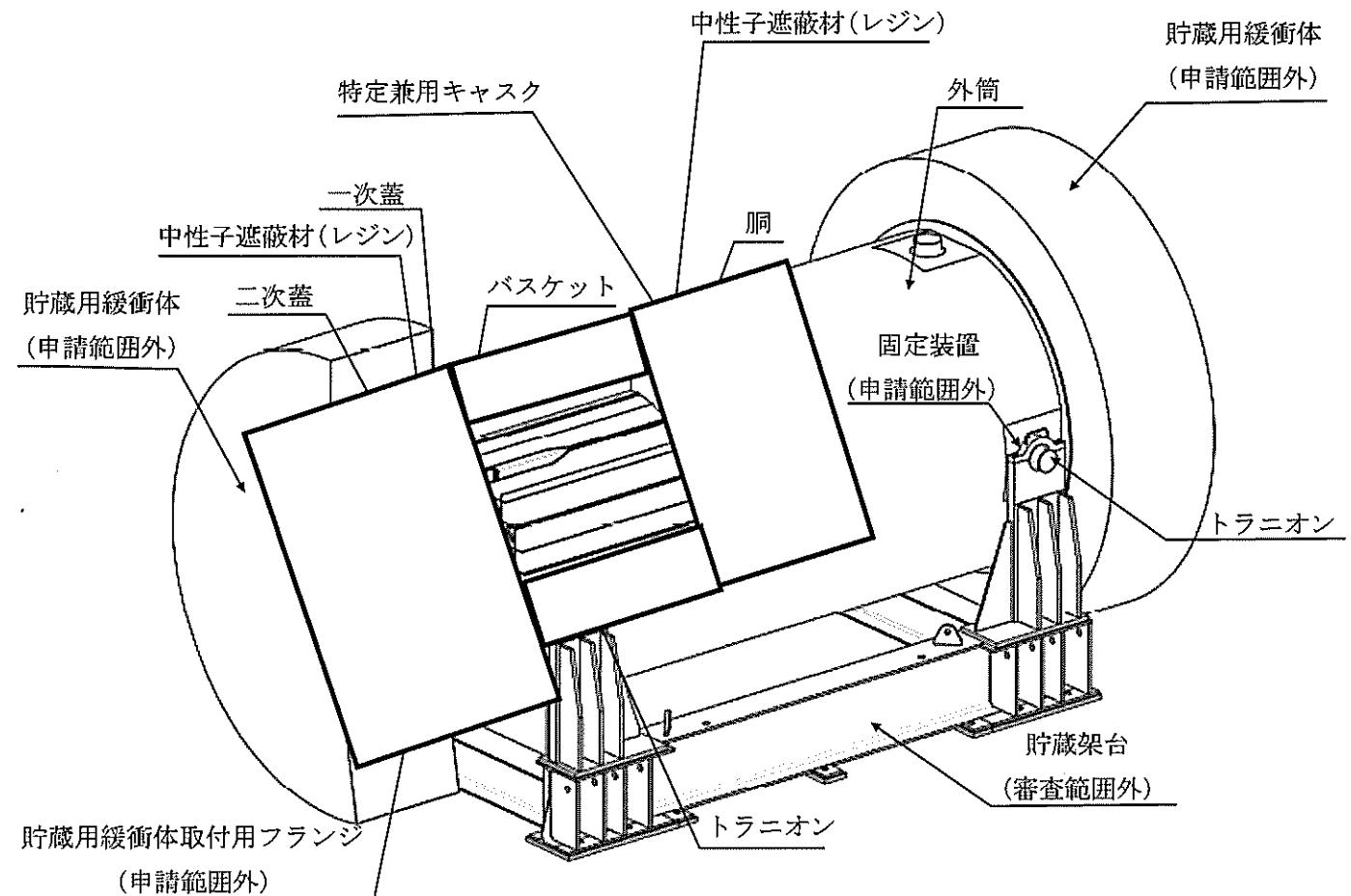
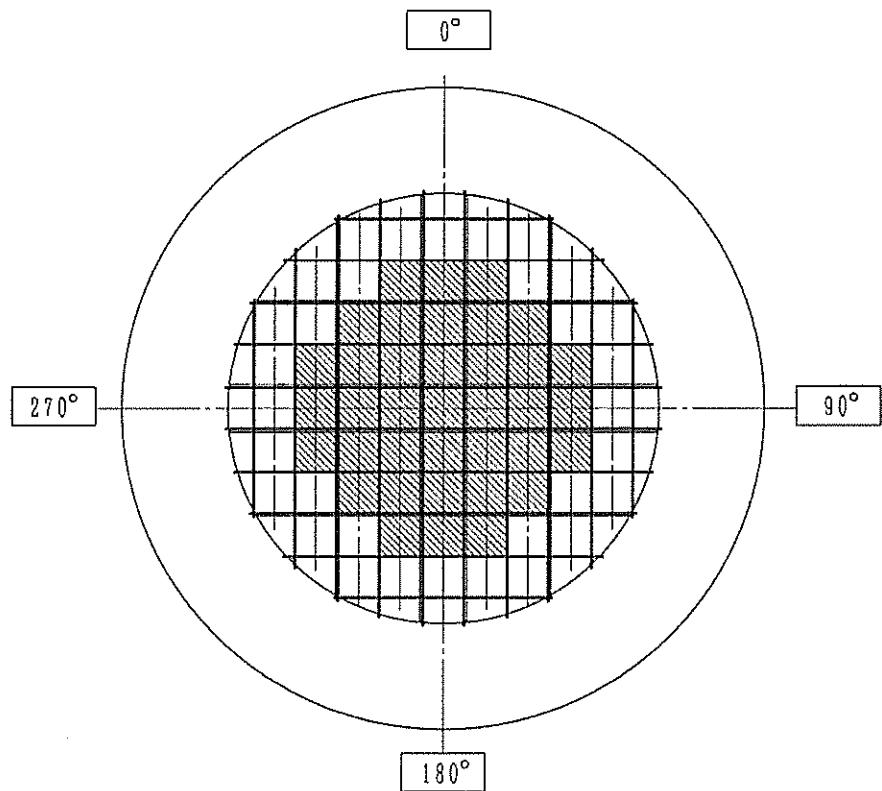


図 1-1-3 HDP-69BCH(B)型構造図
(蓋部が金属部へ衝突しない設置方法の例)

□ 内は商業機密のため、非公開とします。



燃料種類 : 新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 8×8 燃料

収納体数 : 32 体

燃焼度 : 34,000 MWd/t 以下

冷却期間 : 18 年以上

燃料種類 : 新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 8×8 燃料

収納体数 : 37 体

燃焼度 : 40,000 MWd/t 以下

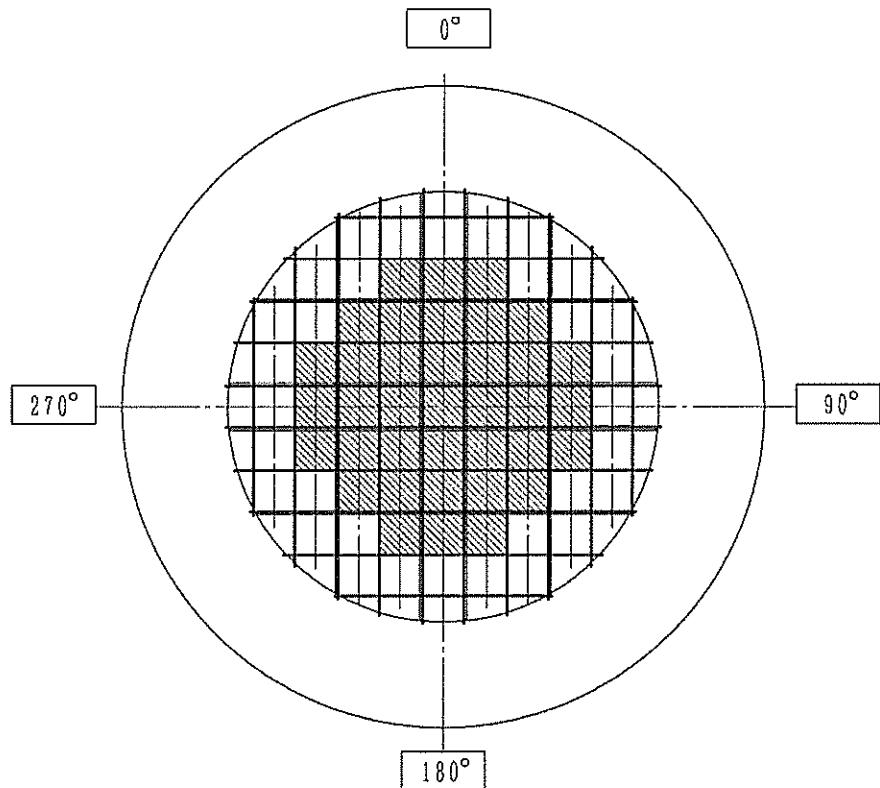
冷却期間 : 18 年以上

特定兼用キャスク 1 基当たりの平均燃焼度 : 34,000 MWd/t 以下

特定兼用キャスク 1 基当たりの崩壊熱量 : 12.1 kW 以下

図 1-2-1 使用済燃料集合体の収納位置条件(配置(i))

(新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 8×8 燃料を混載収納する場合)



燃料種類 : 新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 8×8 燃料

収納体数 : 32 体

燃焼度 : 40,000 MWd/t 以下

冷却期間 : 22 年以上

燃料種類 : 高燃焼度 8×8 燃料

収納体数 : 37 体

燃焼度 : 48,000 MWd/t 以下

冷却期間 : 20 年以上

特定兼用キャスク 1 基当たりの平均燃焼度 : 40,000 MWd/t 以下

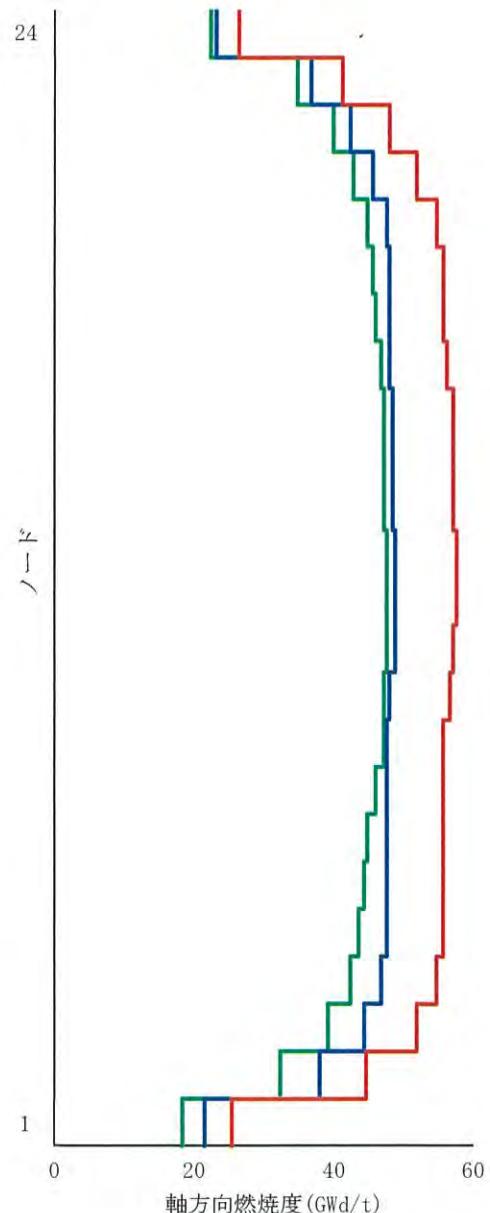
特定兼用キャスク 1 基当たりの崩壊熱量 : 13.8 kW 以下

図 1-2-2 使用済燃料集合体の収納位置条件(配置(ii))

(新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料及び高燃焼度 8×8 燃料を混載収納する場合)

燃料種類		新型 8×8 ジルコニウム ライ燃料	高燃焼度 8×8 燃料	
燃焼度 (GWd/t)		40	40	48
ノード		軸方向燃焼度 ¹ (GWd/t)		
(上部)	24	22.40	23.20	26.40
	23	34.80	36.80	41.28
	22	40.00	42.40	48.00
	21	42.80	45.60	51.84
	20	44.80	47.60	54.72
	19	45.60	48.00	55.68
	18	46.00	48.00	55.68
	17	46.80	48.00	56.16
	16	47.20	48.40	57.12
	15	47.20	48.40	57.12
	14	47.20	48.40	57.12
	13	47.60	48.80	57.60
	12	47.60	48.80	57.60
	11	47.60	48.80	57.12
	10	47.20	48.00	56.64
	9	47.20	47.60	55.68
	8	46.00	47.60	55.68
	7	44.80	47.60	55.68
	6	44.40	47.60	55.68
	5	43.60	47.60	55.68
	4	42.40	46.80	54.72
	3	39.20	44.40	51.84
	2	32.40	38.00	44.64
(下部)	1	18.40	21.60	25.44

- 新型 8×8 ジルコニウムライ燃料
40GWd/t以下
- 高燃焼度 8×8 燃料
40GWd/t以下
- 高燃焼度 8×8 燃料
48GWd/t以下



注記*1：配置(ii)に収納する燃料は軸方向燃焼度が本図の条件に含まれるものであることとする。

図 1-2-3 配置(ii)で収納する使用済燃料集合体の軸方向燃焼度

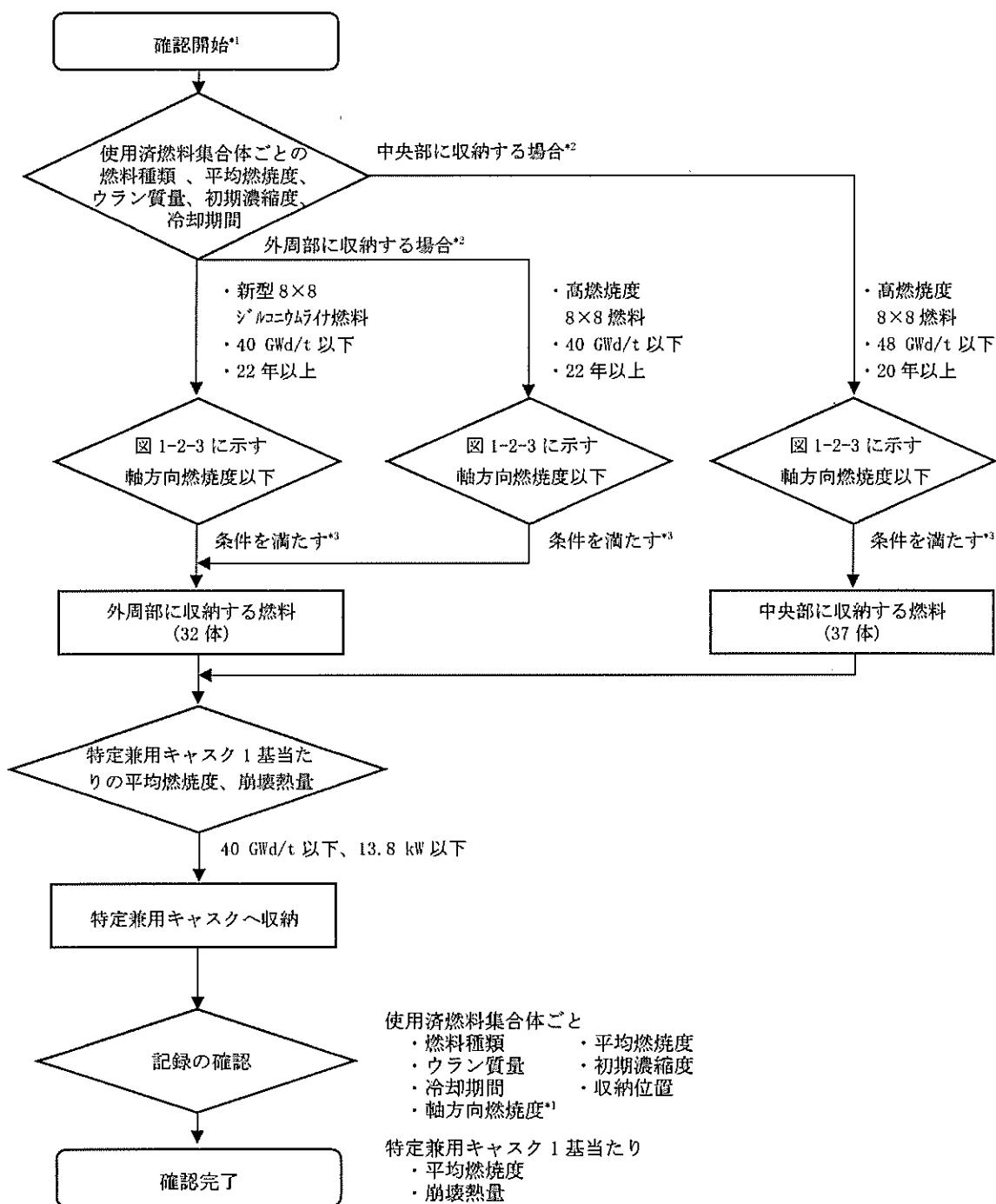
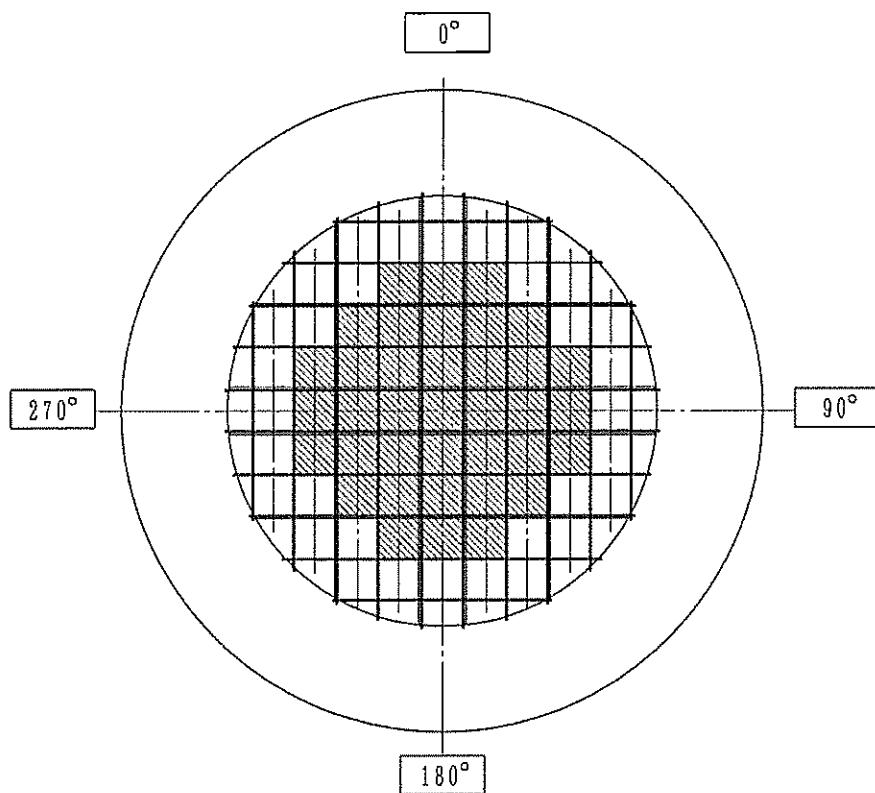


図1-2-4 配置(ii)で収納する使用済燃料集合体の軸方向燃焼度確認フローの例



燃料種類 : 新型 8×8 燃料
 収納体数 : 32 体
 燃焼度 : 29,000 MWd/t 以下
 冷却期間 : 28 年以上



燃料種類 : 新型 8×8 燃料
 収納体数 : 37 体
 燃焼度 : 34,000 MWd/t 以下
 冷却期間 : 28 年以上

特定兼用キャスク 1 基当たりの平均燃焼度 : 29,000 MWd/t 以下
 特定兼用キャスク 1 基当たりの崩壊熱量 : 8.4 kW 以下

図 1-2-5 使用済燃料集合体の収納位置条件(配置(ⅲ))
 (新型 8×8 燃料のみを収納する場合)

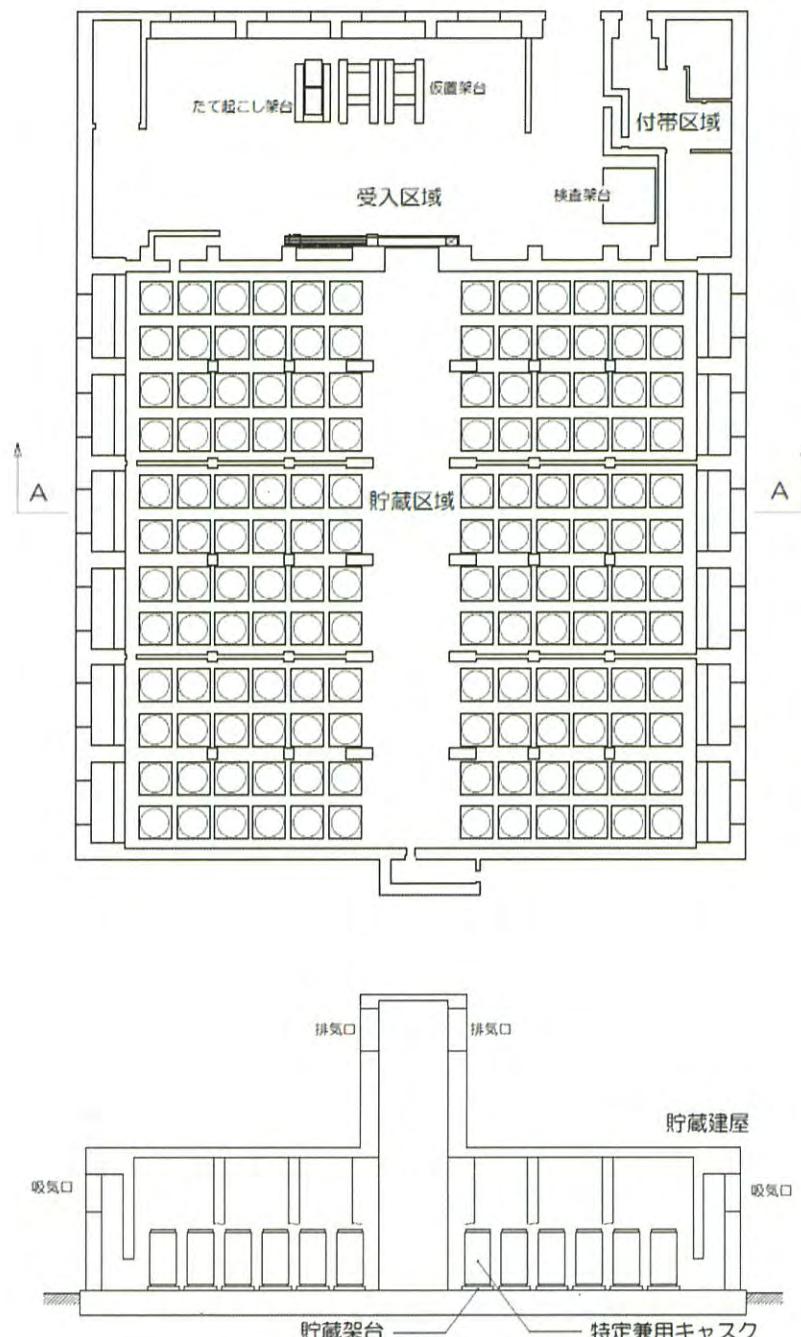


図 1-3 貯蔵施設概要図(基礎等に固定する設置方法(たて置き)の例)

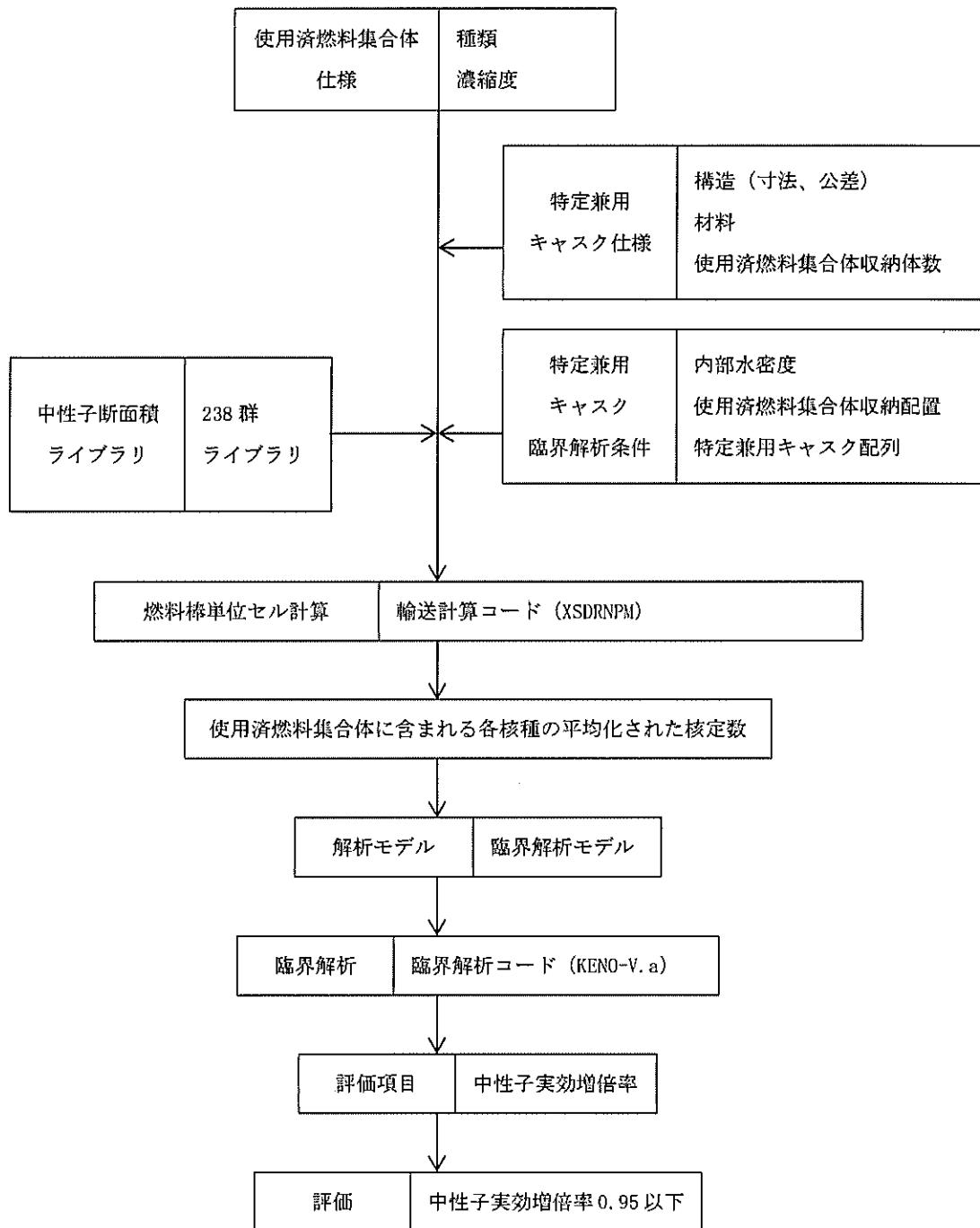


図 1-4 臨界解析フロー図

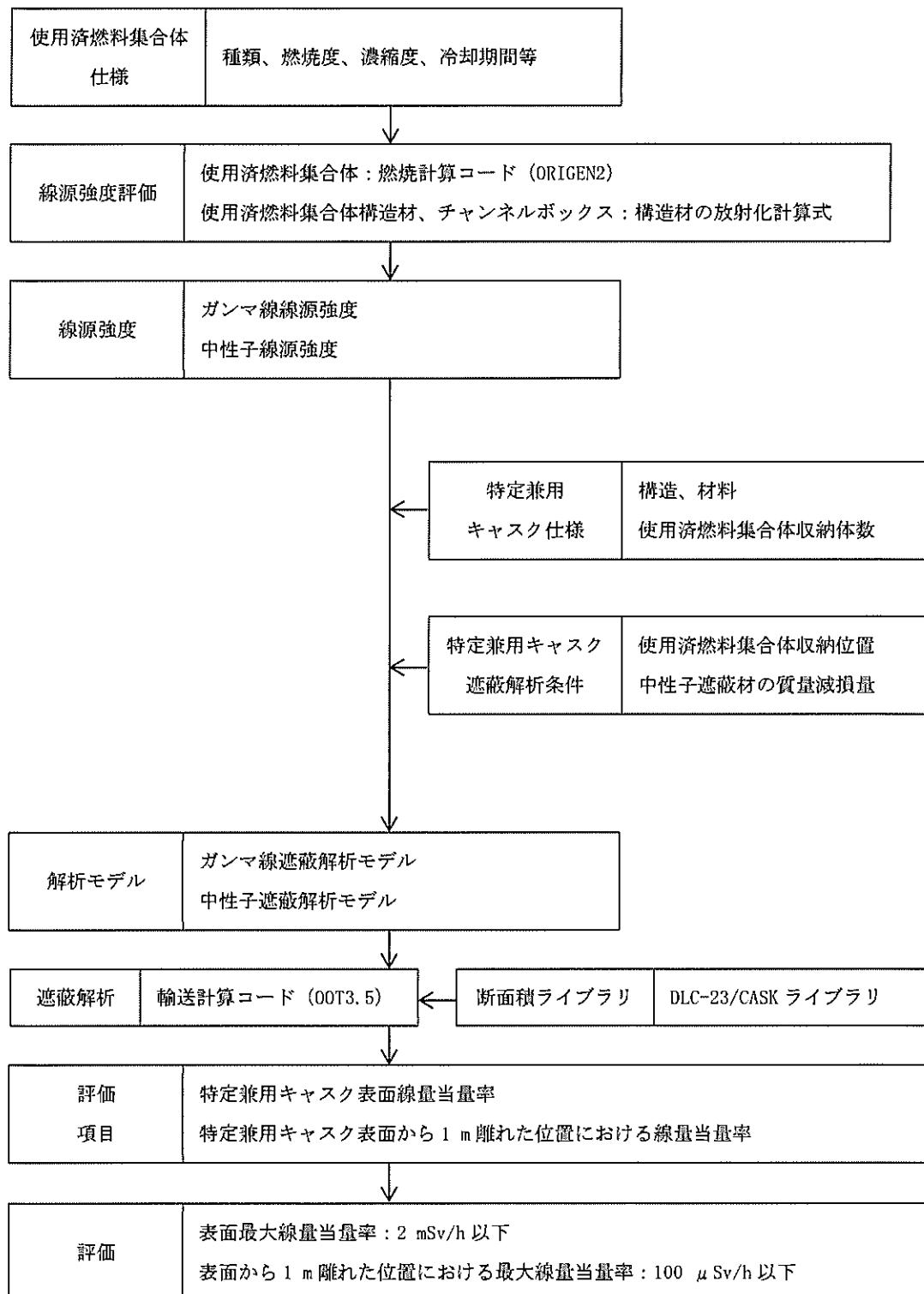


図 1-5 遮蔽解析フロー図

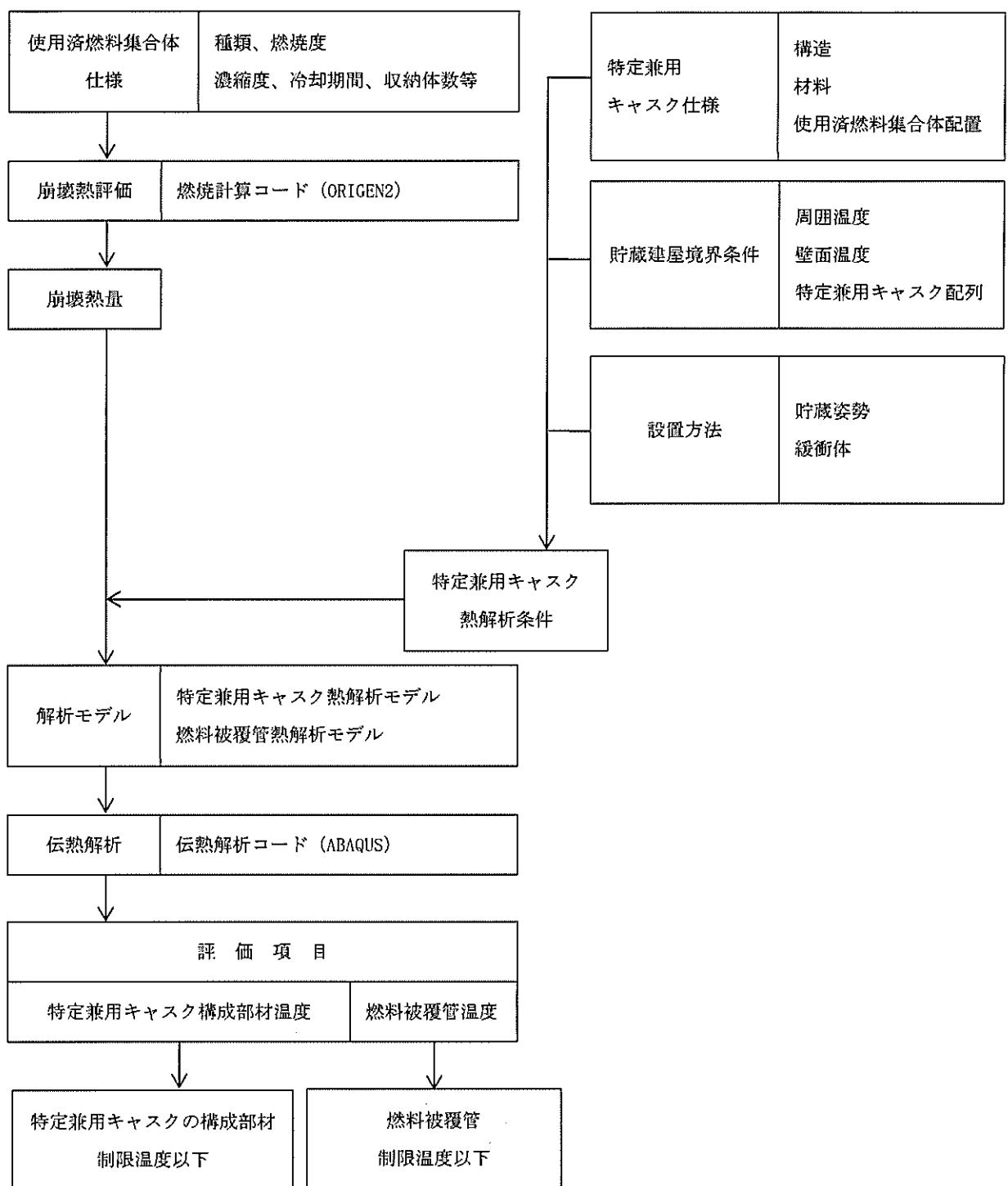


図 1-6 除熱解析フロー図

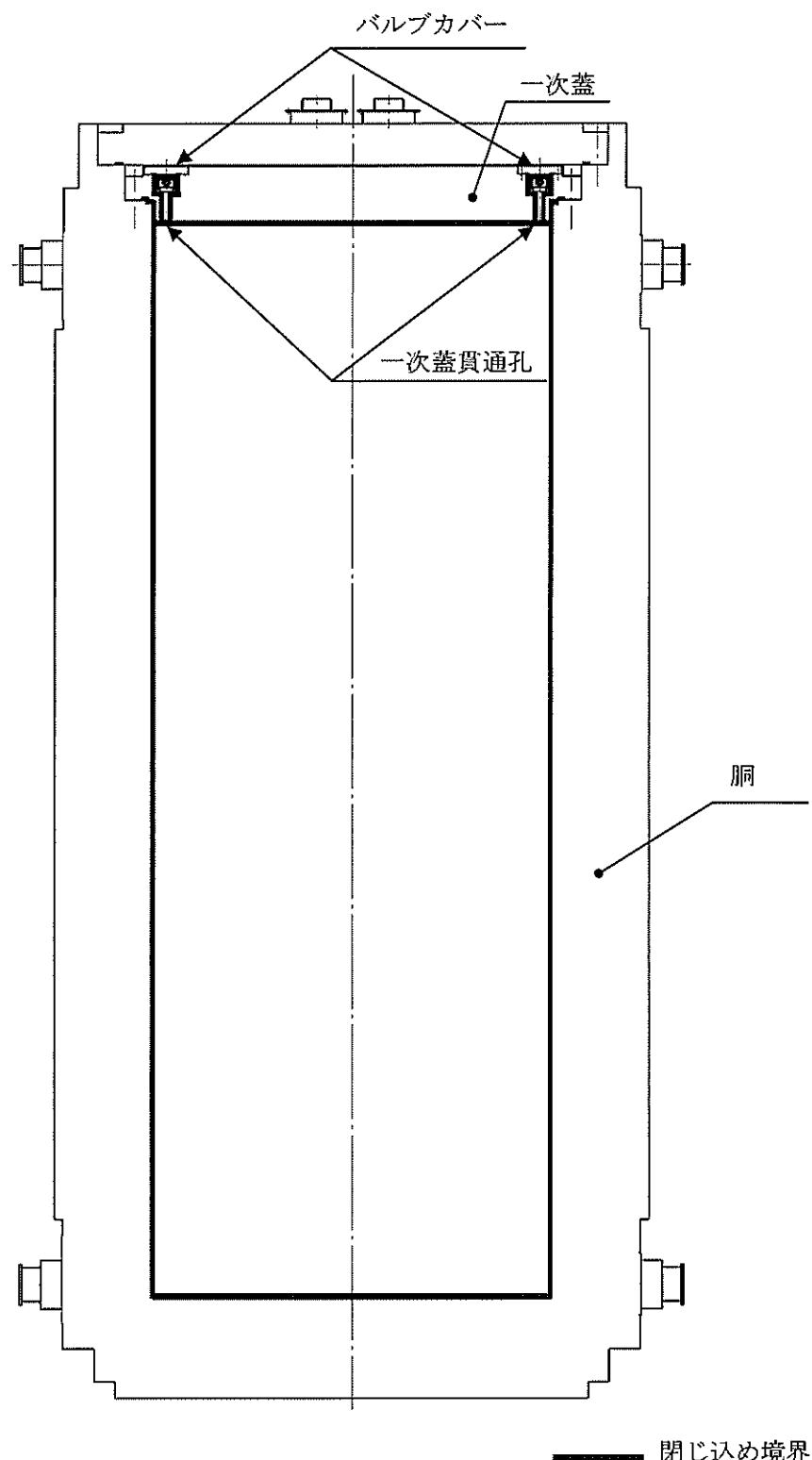
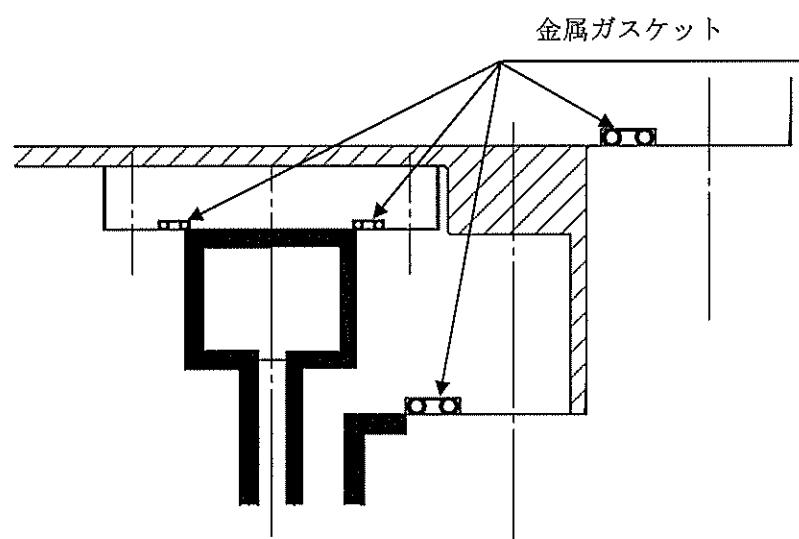
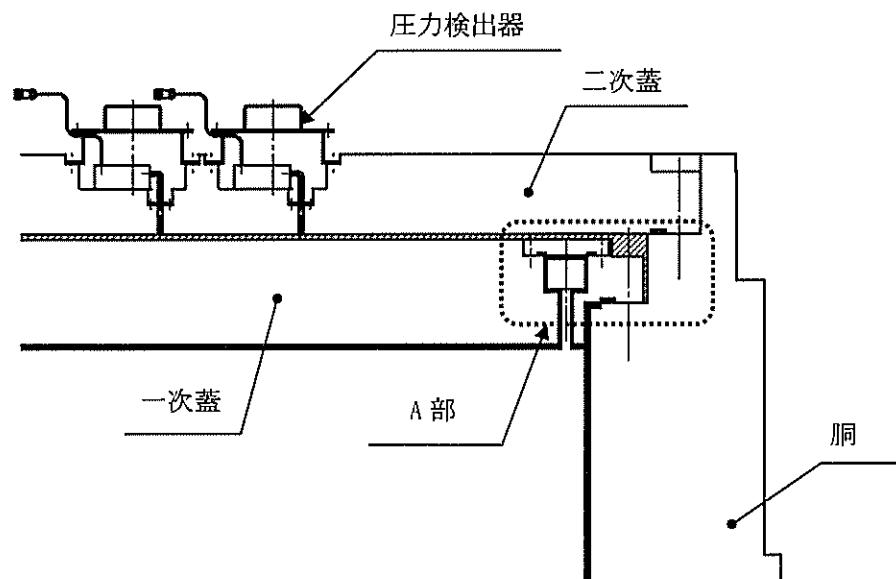


図 1-7 HDP-69BCH(B)型の閉じ込め構造



— 閉じ込め境界(負圧)

■ 閉じ込め監視圧力境界(正圧)

図 1-8 HDP-69BCH(B)型のシール部詳細

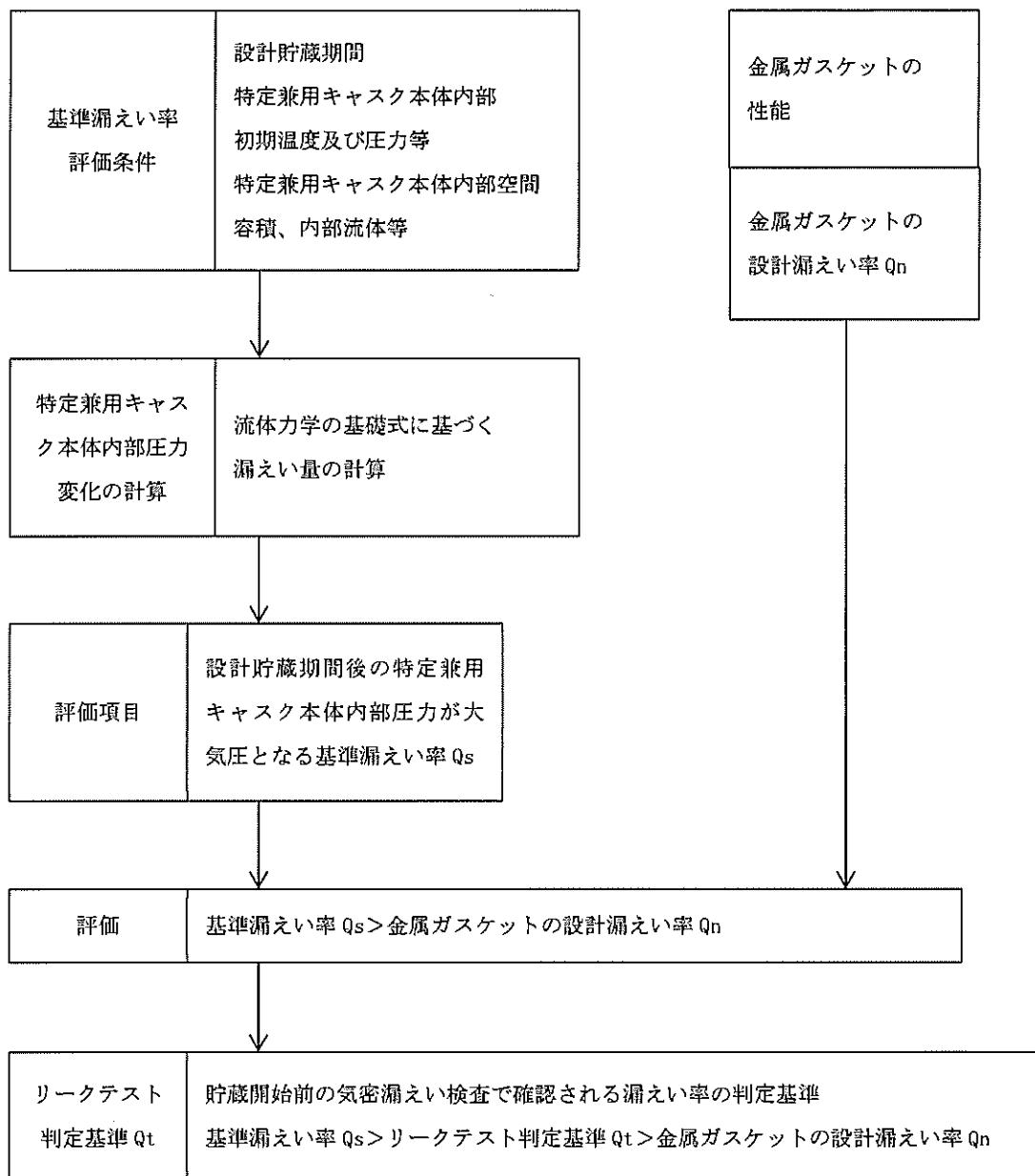
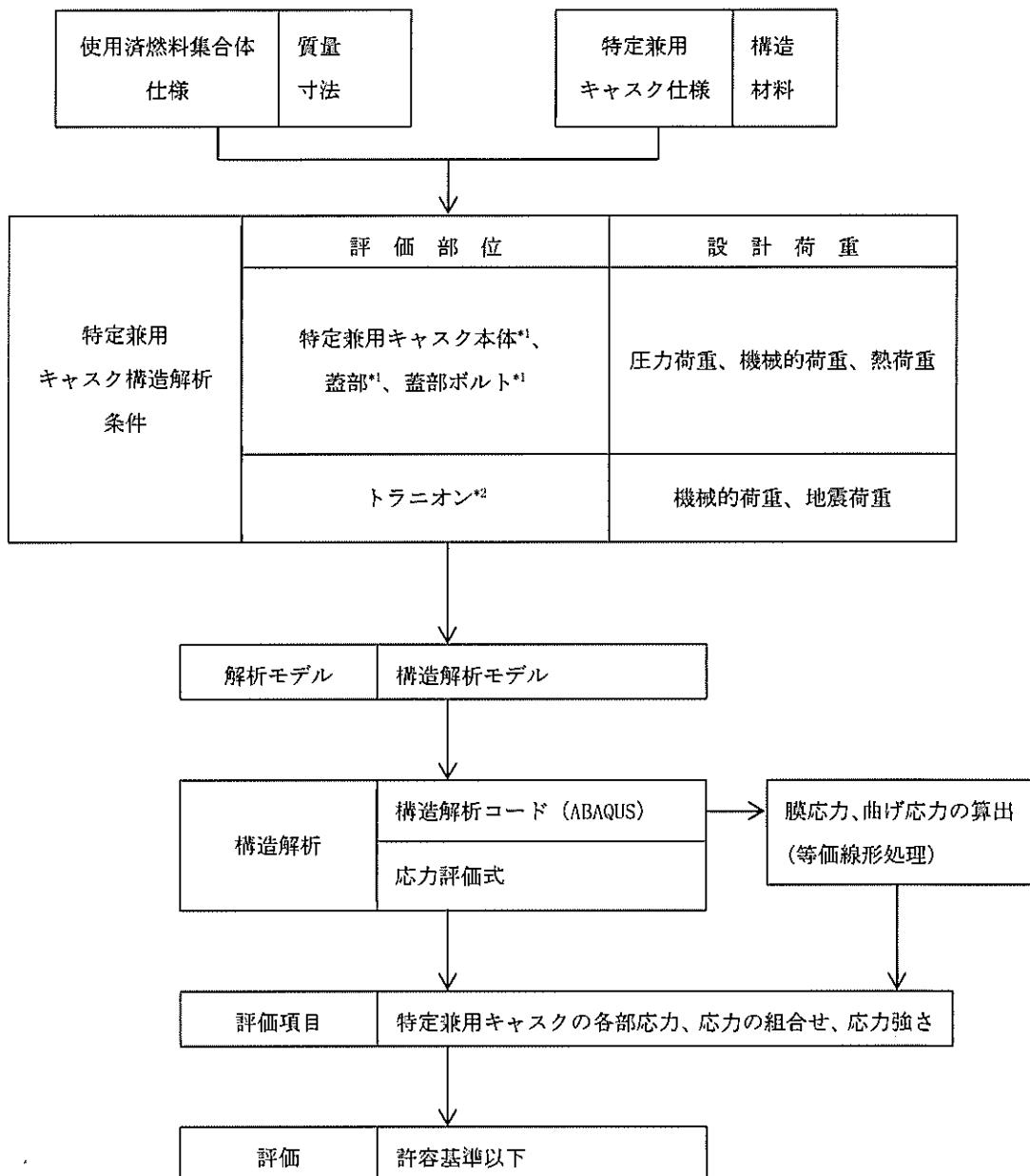


図 1-9 閉じ込め評価フロー図



注記 *1：構造解析コード又は応力評価式による評価

*2：応力評価式による評価

図 1-10 構造強度解析フロー図

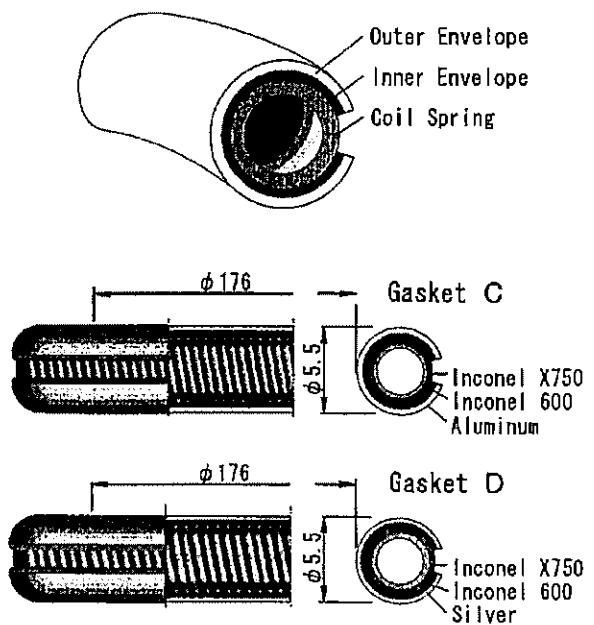


図 1-11 供試ガスケットの形状・寸法⁽¹⁷⁾

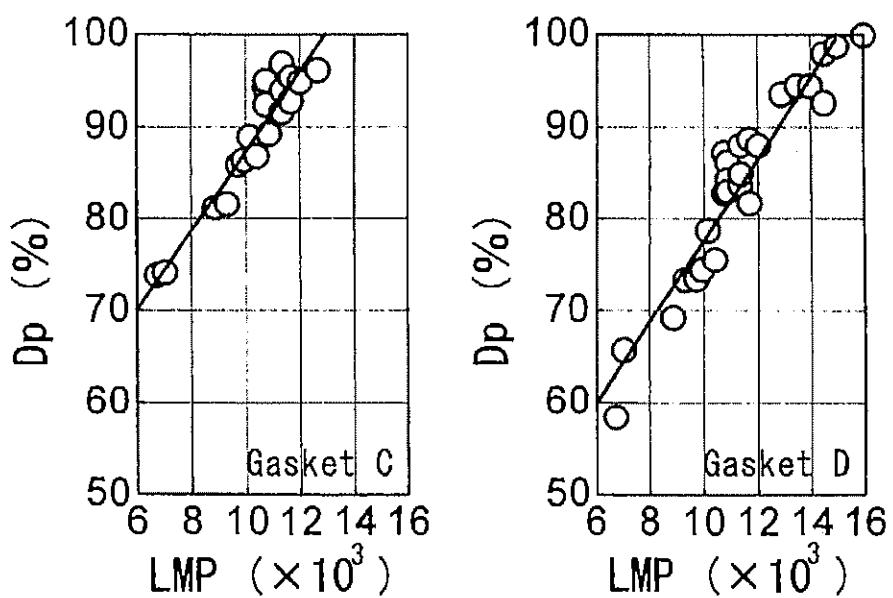


図 1-12 塑性変形率 Dp と LMP の関係⁽¹⁷⁾

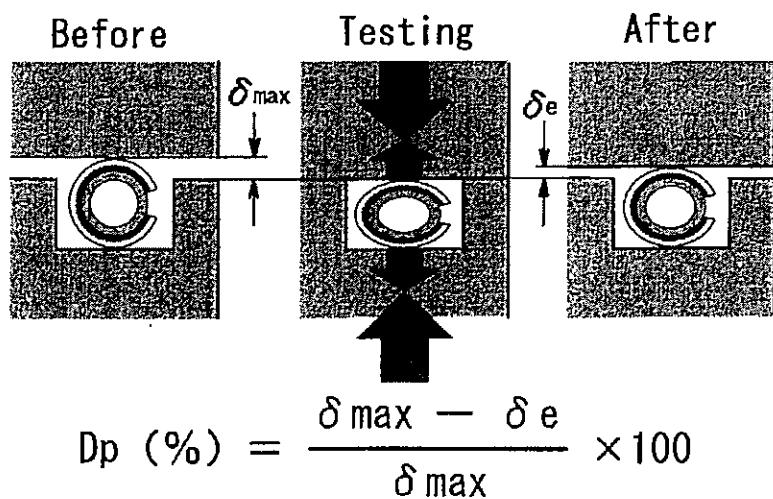


図 1-13 塑性変形率の定義⁽¹⁷⁾

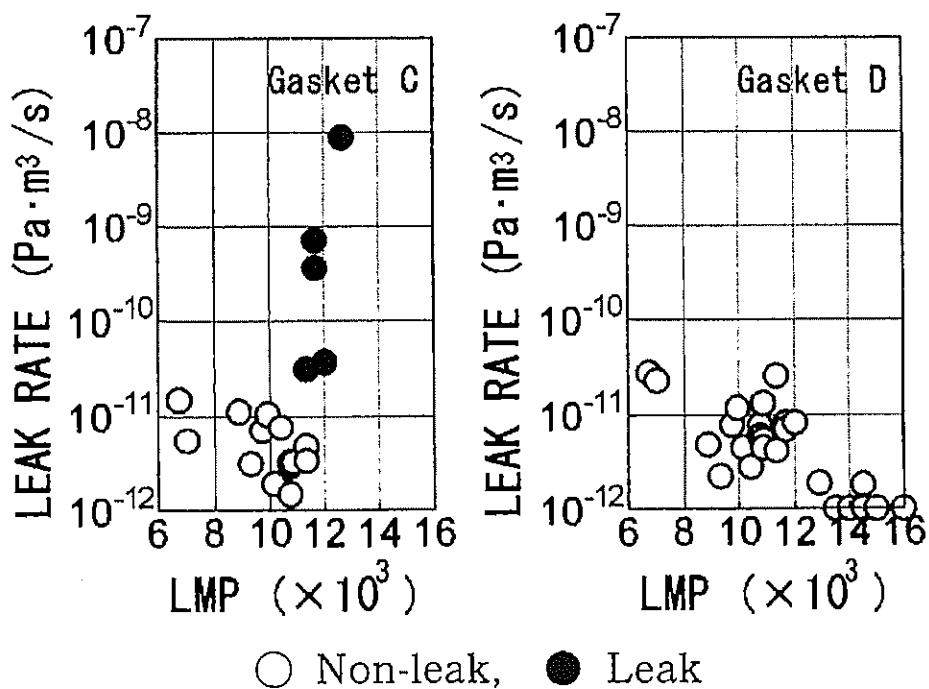


図 1-14 漏えい率と LMP の関係⁽¹⁷⁾

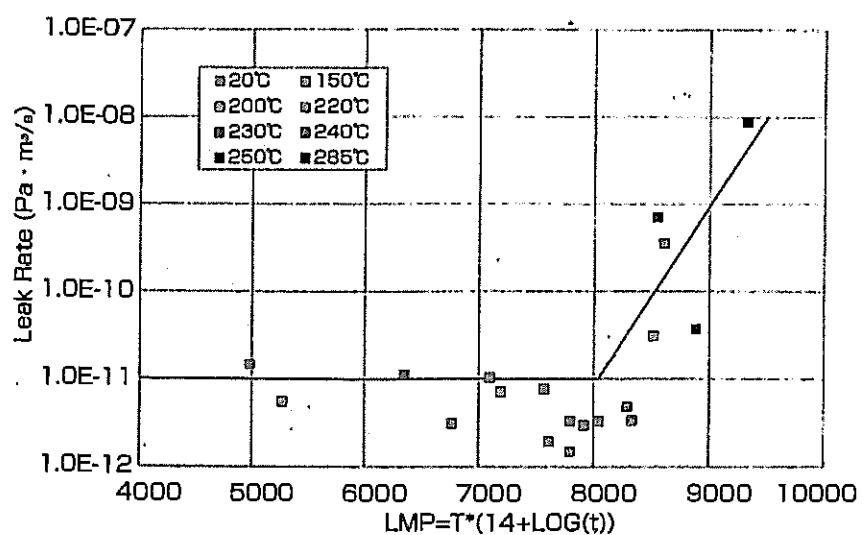


図 1-15 LMP の定数 C=14 における漏えい率と LMP の関係⁽¹⁸⁾

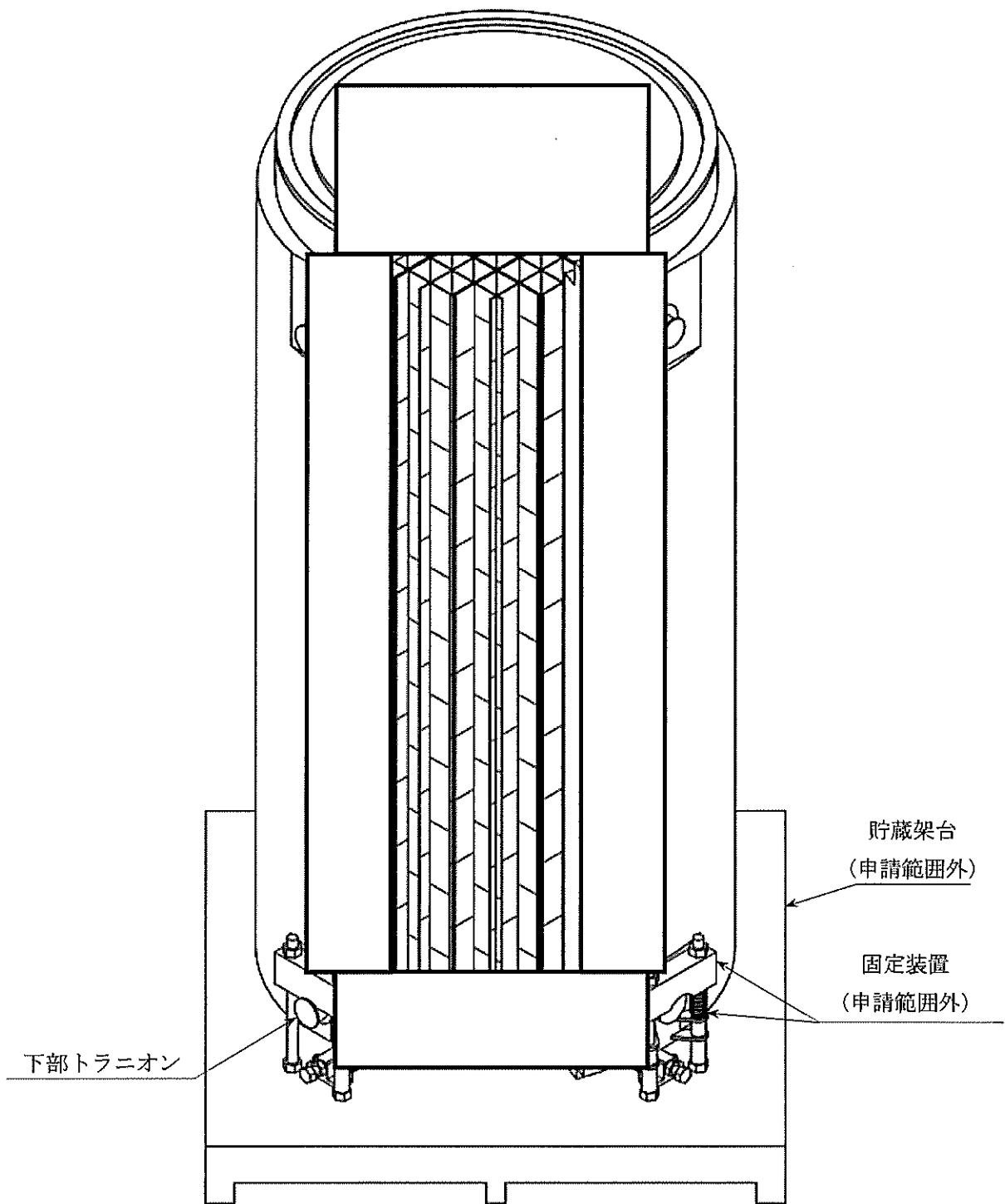


図 1-16-1 下部トラニオン固定図

□ 内は商業機密のため、非公開とします。

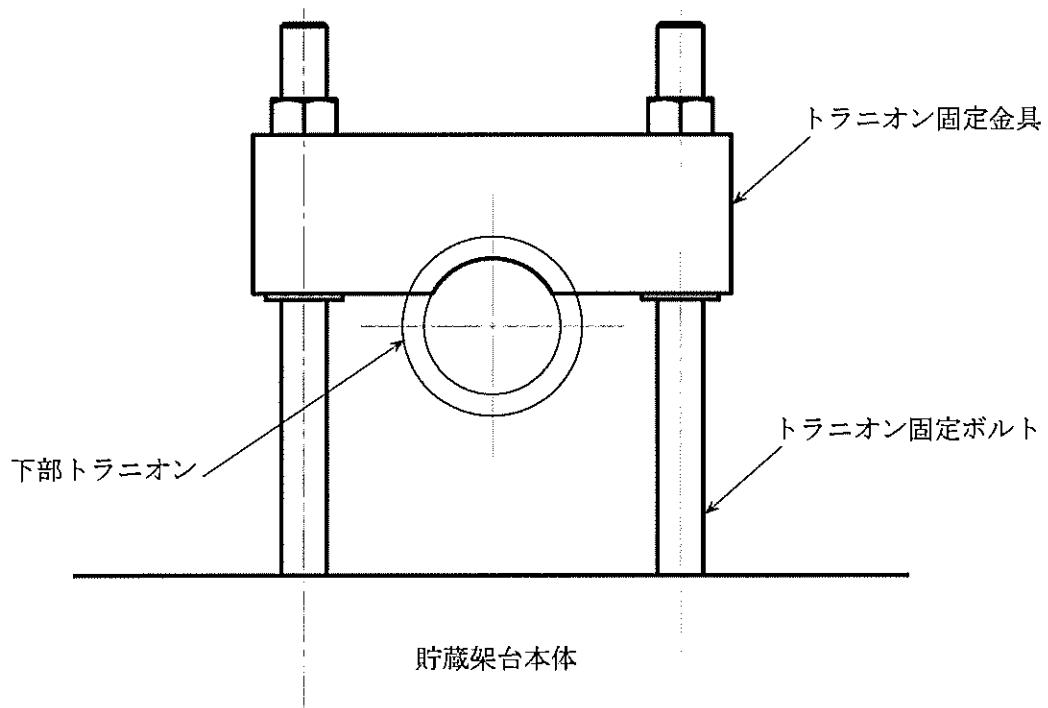
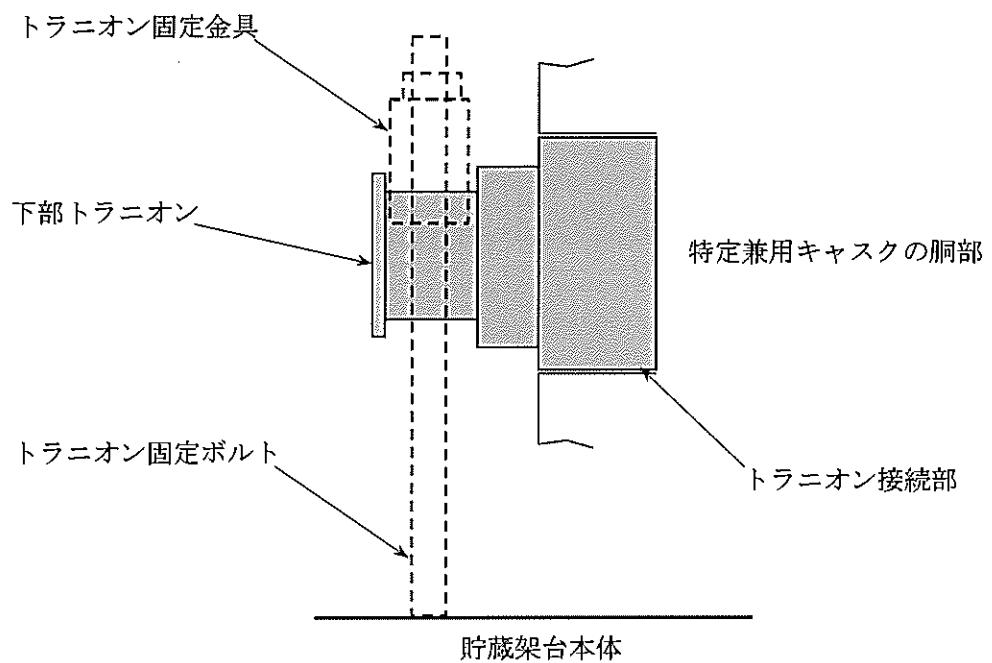


図 1-16-2 下部トランイオン固定図（固定装置周囲）

5. 参考文献

- (1) (独)原子力安全基盤機構、「平成 18 年度 リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等(貯蔵燃料長期健全性等確証試験に関する試験最終成果報告書)」、(独)原子力安全基盤機構、(平成 19 年 3 月)
- (2) (独)原子力安全基盤機構、「平成 19 年度 リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等(貯蔵燃料健全性等調査に関する試験成果報告書)」、(独)原子力安全基盤機構、(平成 20 年 3 月)
- (3) (一社)日本機械学会、「使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格(2007 年版) JSME S FA1-2007」、(一社)日本機械学会、(2007 年 12 月)
- (4) N. Kumagai, et al., "Optimization of fabrication condition of metal cask neutron shielding part which applied simulation of curing behavior of epoxy resin", Proc. the 15th Int. Symp. on PATRAM, (2007)
- (5) (一財)電力中央研究所、「平成 21 年度 リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等報告書(リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等)」、(一財)電力中央研究所、(2010 年 3 月)
- (6) (一社)日本機械学会、「使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格(2007 年版) JSME S FA1-2007、事例規格 バスケット用ボロン添加ステンレス鋼板 B-SUS304P-1 に関する規定」、JSME S FA-CC-004、(一社)日本機械学会、(2009 年)
- (7) (一社)日本機械学会、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC 1 2012)」、(2012).
- (8) K. Farrell, et al., "An evaluation of low temperature radiation embrittlement mechanisms in ferritic alloys", J. Nuclear Mater., Vol. 210, 268-281, (1994)
- (9) (一社)日本原子力学会、「日本原子力学会標準 使用済燃料中間貯蔵施設用金属キャスクの安全設計及び検査基準:2010(AESJ-SC-F002 : 2010)」、(一社)日本原子力学会、(2010 年 7 月)
- (10) (一財)原子力発電技術機構、「平成 15 年度 リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等(金属キャスク貯蔵技術確証試験) 報告書」、(一財)原子力発電技術機構、(平成 15 年 9 月)
- (11) S. J. Zinkle, G. L. Kulcinski, "Low-Load Microhardness Changes in 14-MeV Neutron Irradiated Copper Alloys", The use of small scale specimens for testing irradiated material, ASTM STP888, (1986)
- (12) ステンレス協会、「ステンレス鋼便覧(第 3 版)」、日刊工業新聞社、(1995)
- (13) (一社)日本金属学会、「金属便覧(改訂 6 版)」、丸善(株)、(平成 12 年)
- (14) R. P. Shogan, "Neutron Irradiation Effects on the Tensile Properties of Inconel 718, Waspaloy, and A-286", WANL-TME-2791, (1971)
- (15) T. S. Byun, K. Farrell, "Tensile Properties of Inconel 718 after low temperature neutron irradiation", J. Nuclear Mater., Vol. 318, 292-299, (2003)
- (16) H. Yoshida, et al., "Reactor irradiation effects on Al1100", Proc. Jpn. Congr.

Mater. Res., Vol. 24, 1-6, (1981)

- (17) 加藤治、伊藤千浩、三枝利有、「使用済燃料貯蔵キャスクの長期密封性能評価手法の開発」、日本原子力学会誌、Vol. 38、No. 6、(1996)
- (18) (一財)電力中央研究所、「使用済核燃料貯蔵の基礎」、株式会社 ERC 出版、(2014 年 4 月 20 日)
- (19) 小崎明朗、「使用済燃料貯蔵中の耐久性に関する海外動向他」、(株)日本原子力情報センター主催セミナー、「使用済燃料貯蔵技術の現状と課題」、(1998)
- (20) S. E. Soliman, et al., "Neutron effects on borated stainless steel", Nuclear Technology, Vol. 96, (1991)

別紙 3

別添 2

添付書類二 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

目次

1. 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響 2-1
 - 1.1 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認 2-1
 - 1.2 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認結果 2-12

1. 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響

1.1 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

HDP-69BCH(B)型は、地盤の十分な支持を想定して特定兼用キャスクを基礎等に固定し、かつ、その安全機能を損なわない方法（以下「基礎等に固定する設置方法」という。）として、特定兼用キャスク貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）内の貯蔵架台等に固定された状態で、たて置き又は横置きに設置できる設計とする。また、HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対してその安全機能を損なわない方法（以下「蓋部が金属部へ衝突しない設置方法」という。）として、貯蔵施設内でHDP-69BCH(B)型の両端に貯蔵用緩衝体を装着した状態で、横置きに設置できる設計とする。

HDP-69BCH(B)型を発電用原子炉施設において使用した場合に発電用原子炉施設の安全性を損なうような影響を及ぼさない設計とする。

以下、HDP-69BCH(B)型を発電用原子炉施設において使用した場合に発電用原子炉施設の安全性を損なう影響を及ぼさないことを、「実用発電用原子炉施設及びその附属施設の位置、構造及び設備に関する基準」の各条に沿って確認する。

なお、添付書類一の 3. 「実用発電用原子炉施設及びその附属施設の位置、構造及び設備に関する基準」に対する適合性において型式証明申請の範囲外とした条文は、確認対象から除くものとする。

第四条 地震による損傷の防止

- 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならぬ。
- 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。
 - 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
 - 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
 - 5 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
 - 6 兼用キャスクは、次のいずれかの地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
 - 一 兼用キャスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定めるもの
 - 二 基準地震動による地震力
 - 7 兼用キャスクは、地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

特定兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

第1項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第2項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第3項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第4項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第5項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第6項について

(1) 基礎等に固定する設置方法

HDP-69BCH(B)型は、基礎等に固定する設置方法として、貯蔵施設内の貯蔵架台等に固定された状態で、たて置き又は横置きに設置できる設計とする。

HDP-69BCH(B)型は、自重その他の貯蔵時に想定される荷重と、第一号に規定する地震力を組み合わせた荷重条件に対して、基礎等に固定する支持部（トラニオン）は、破断延性限界に対して十分な余裕を有することで特定兼用キャスクが転倒せず、特定兼用キャスクに要求される安全機能に影響を及ぼさない設計とする。

また、上記の荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。以上より、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

(2) 蓋部が金属部へ衝突しない設置方法

HDP-69BCH(B)型は、蓋部が金属部へ衝突しない設置方法として、貯蔵施設内でHDP-69BCH(B)型の両端に貯蔵用緩衝体を装着した状態で、横置きに設置できる設計とする。また、貯蔵用緩衝体の装着により、第一号に規定する地震力による特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない、蓋部が金属部へ衝突しない方法で設置できる設計とする。

HDP-69BCH(B)型は、自重その他の貯蔵時に想定される荷重と、第一号に規定する地震力を組み合わせた荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。以上より、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

第7項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第五条 津波による損傷の防止

設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

2 兼用キャスク及びその周辺施設は、次のいずれかの津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

一 兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの

二 基準津波

特定兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

第1項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第2項について

HDP-69BCH(B)型は、第一号に規定する津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突による荷重が同時に作用する荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。津波荷重の条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留まるように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有する等、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。以上より、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

第六条 外部からの衝撃による損傷の防止

安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

- 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。
- 3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。
- 4 兼用キャスクは、次に掲げる自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。
 - 一 兼用キャスクが竜巻により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な竜巻として原子力規制委員会が別に定めるもの
 - 二 想定される森林火災
- 5 前項の規定は、兼用キャスクについて第一項の規定の例によることを妨げない。
- 6 兼用キャスクは、次に掲げる人為による事象に対して安全機能を損なわないものでなければならない。
 - 一 工場等内又はその周辺において想定される兼用キャスクの安全性を損なわせる原因となるおそれがある爆発
 - 二 工場等の周辺において想定される兼用キャスクの安全性を損なわせる原因となるおそれがある火災
- 7 前項の規定は、兼用キャスクについて第三項の規定の例によることを妨げない。

特定兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

第1項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第2項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第3項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第4項について

一 HDP-69BCH(B)型は、第一号に規定する竜巻による荷重及び設計飛来物の衝突による荷重を組み合わせた荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。竜巻荷重の条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する密封境界部は、おおむね弾性状態に留るように設計し、臨界防止機能を担保するバスケットについては、臨界防止上有意な変形が生じないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に対して十分な余裕を有する等、特定兼用キャスクの安全機能を維持する設計とする。HDP-69BCH(B)型に衝突し得る設計飛来物は、原子力発電所の竜巻影響評価ガイドを踏まえて、飛来物の種類、寸法、質量及びその最大速度を設定する。以上より、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

二 HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第5項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第6項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第7項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第十六条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。

- 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。
 - 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。
 - 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。
 - 四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
 - 五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。
- 2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。
 - 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。
 - イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとすること。
 - ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。
 - ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。
 - 二 使用済燃料の貯蔵施設（キャスクを除く。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
 - イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
 - ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。
 - ハ 使用済燃料貯蔵槽（安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであつて、使用済燃料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるものとすること。
 - 二 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないものとすること。
- 3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。

- 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並びに放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。
 - 二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視することができるものとすること。
- 4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるものほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
 - 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。
 - 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。

特定兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

第1項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第2項について

一

- イ HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。
- ロ HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。
- ハ HDP-69BCH(B)型は、次の方針に基づき安全設計を行うため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。
 - (1) 特定兼用キャスク単体として臨界を防止するための設計方針
 - ・ HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクの内部に格子状のバスケットを設け、バスケットの格子の中に使用済燃料集合体を収納することにより、使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持できる設計とする。
 - ・ HDP-69BCH(B)型は、中性子吸収能力を有するほう素を偏在することなく添加したバスケットプレートをバスケットの構成部材に使用することにより、臨界を防止する設計とする。
 - ・ HDP-69BCH(B)型は、HDP-69BCH(B)型の貯蔵施設への搬入から搬出までの乾燥状態、及び HDP-69BCH(B)型に使用済燃料集合体を収納する際に冠水状態となること等、技術的に想定されるいかなる場合でも、中性子実効増倍率が 0.95 以下となるように設計する。

- (2) 臨界防止機能の一部を構成するバスケットの構造健全性を保つための設計方針
・HDP-69BCH(B)型のバスケットプレートは、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境及びその環境下での腐食等の経年変化に対して十分な信頼性を有する材料を選定し、その必要とされる強度及び性能を維持することで、設計貯蔵期間を通じて使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持するために必要な構造健全性が保たれる設計とする。
- (3) 特定兼用キャスク相互の中性子干渉を考慮した臨界防止のための設計方針
・HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスク相互の中性子干渉を考慮した臨界防止について、中性子実効増倍率が 0.95 以下となるように設計する。上記における特定兼用キャスク単体による臨界防止評価において、特定兼用キャスクの境界条件を完全反射条件（無限配列）として特定兼用キャスク相互の中性子干渉による影響を考慮することで、複数の特定兼用キャスクが接近する等の技術的に想定されるいかななる場合でも使用済燃料集合体が臨界に達するおそれがない設計とする。
- (4) 臨界評価において、未臨界性に有意な影響を与える因子の考慮
・HDP-69BCH(B)型の臨界評価において、未臨界性に有意な影響を与える因子については以下のとおりとする。
①乾燥状態及び冠水状態で臨界評価を実施する。
②バスケット格子内の使用済燃料集合体は、中性子実効増倍率が最大となるよう、配置する。
③特定兼用キャスク周囲を完全反射条件（無限配列）とする。
④バスケットの板厚及び内のりの寸法公差、並びに中性子吸収材の製造公差を考慮し、中性子吸収材のほう素添加量を仕様上の下限値とする。
⑤燃焼度クレジット（使用済燃料集合体の燃焼に伴う反応度低下）は考慮しない。また、使用済燃料集合体は最も反応度の高い高燃焼度 8×8 燃料とする。
⑥乾燥状態の中性子実効増倍率の評価に当たっては、使用済燃料集合体の燃料棒に含まれる可燃性毒物であるガドリニアの存在を無視する。
⑦冠水状態の中性子実効増倍率の評価に当たっては、ガドリニアによる燃焼初期の反応度抑制効果を考慮した上で、収納対象となる使用済燃料集合体の反応度が最も高くなる条件を包絡できるよう、炉心装荷冷温状態での燃料集合体の無限増倍率が 1.3 となる燃料モデル（モデルバンドル）を仮定する。

二 HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第3項について

HDP-69BCH(B)型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

第4項について

- 一 HDP-69BCH(B)型は、次の方針に基づき安全設計を行うため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。
 - ・HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料集合体から放出される放射線を特定兼用キャスクの本体及び蓋部により遮蔽する設計とし、ガンマ線遮蔽材には十分な厚みを有する鋼製の材料を用い、中性子遮蔽材にはレジンを用いて設計する。
 - ・設計貯蔵期間における特定兼用キャスクの中性子遮蔽材の熱による遮蔽機能の低下を考慮しても、特定兼用キャスク表面及び特定兼用キャスク表面から 1m の位置における線量当量率は、それぞれ 2m Sv/h 以下、100 μ Sv/h 以下となるよう設計する。
 - ・ガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材は、設計貯蔵期間中の温度、放射線及びその環境下での腐食等の経年変化に対して十分な信頼性のある材料を用いて設計する。
 - ・HDP-69BCH(B)型の遮蔽機能に関する評価は、収納する使用済燃料の種類、燃焼度、冷却期間等の条件から、遮蔽評価の結果が厳しくなる入力条件を設定した上で、線源強度を求める。特定兼用キャスクの実形状を二次元円筒形状でモデル化し、特定兼用キャスク表面及び特定兼用キャスク表面から 1m 離れた位置における線量当量率を求め、上記に示す線量当量率の基準を満足することを確認する。
- 二 HDP-69BCH(B)型は、次の方針に基づき安全設計を行うため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。
 - ・HDP-69BCH(B)型は、動力を用いずに使用済燃料の崩壊熱を適切に除去するため、使用済燃料の崩壊熱を HDP-69BCH(B)型の表面に伝え、周囲空気等に伝達することにより除去できる設計とする。
また、HDP-69BCH(B)型は、以下のとおり使用済燃料集合体の温度及び HDP-69BCH(B)型の温度を制限される値以下に維持する方針とする。
(1) 使用済燃料集合体の温度を制限される値以下に維持するための設計方針
HDP-69BCH(B)型は、燃料被覆管の温度については、燃料被覆管のクリープ破損及び燃料被覆管の機械的特性の低下を防止する観点から、燃料被覆管の累積クリープひずみが 1%を超えない温度、照射硬化の回復により燃料被覆管の機械的特性が著しく低下しない温度、及び水素化物の再配向により燃料被覆管の機械的特性が低下しない温度以下とし、使用済燃料集合体の健全性が維持される温度以下となるよう設計する。
HDP-69BCH(B)型は、当該特定兼用キャスクの周囲温度等を前提とするとともに、

収納する使用済燃料の種類、燃焼度、冷却期間等の条件より、除熱評価の結果が厳しくなる入力条件を設定した上で求めた使用済燃料の崩壊熱量及び使用済燃料集合体の燃焼度に応じた収納配置等を考慮した除熱評価を行う。

(2) 特定兼用キャスクの温度を制限される値以下に維持するための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクの構成部材の健全性が保たれる温度以下となるように設計する。

HDP-69BCH(B)型は、HDP-69BCH(B)型の周囲温度等を前提とするとともに、収納する使用済燃料の種類、燃焼度、冷却期間等の条件から、除熱評価の結果が厳しくなる入力条件を設定した上で求めた使用済燃料の崩壊熱量及び使用済燃料集合体の燃焼度に応じた収納配置等を考慮した除熱評価を行う。なお、除熱評価では、設置方法に応じたモデル化を行う。また、HDP-69BCH(B)型は、使用済燃料及び特定兼用キャスクの温度が制限される値以下に維持されていることを評価するために、特定兼用キャスク外表面の温度を測定できる設計とする。

三 HDP-69BCH(B)型は、次の方針に基づき安全設計を行うため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

(1) 使用済燃料集合体を内封する空間を負圧に維持するための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、長期にわたって閉じ込め機能を維持する観点から、HDP-69BCH(B)型の蓋及び蓋貫通孔のシール部に金属ガスケットを用いることにより、設計貯蔵期間 60 年間を通じて、使用済燃料集合体を内封する空間を不活性雰囲気に保つとともに負圧に維持できるように設計する。

(2) 使用済燃料集合体を内封する空間を容器外部から隔離するための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、特定兼用キャスクの蓋部を一次蓋及び二次蓋による二重の閉じ込め構造とし、一次蓋と二次蓋との空間部(以下「蓋間」という。)を正圧に維持することにより圧力障壁を形成し、使用済燃料集合体を内封する空間を HDP-69BCH(B)型外部から隔離する設計とする。

(3) 閉じ込め機能を監視するための設計方針

HDP-69BCH(B)型は、蓋間の圧力を測定することにより閉じ込め機能を監視できる設計とする。

1.2 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認結果

確認の結果、HDP-69BCH(B)型を発電用原子炉施設において使用した場合に、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼすおそれはない。